

平成二十四年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と
古代社会

—第一号—

序 文

国史跡鞠智城跡は、東アジアが緊迫した七世紀後半に大和朝廷によって西日本各地に築かれた古代山城の一つです。熊本県教育委員会では、これまでの長年にわたる鞠智城跡の発掘調査成果をまとめた総合報告書『鞠智城跡 II』を昨年度刊行いたしました。今年度初めての試みとして実施した鞠智城跡「特別研究」事業は、その『鞠智城跡 II』での成果を踏まえ、鞠智城跡に関するさらなる研究の深化・蓄積を図るとともに、鞠智城跡に関連する分野に携わる若手研究者を広く支援、育成する目的で実施しました。一般公募で選ばれた五名が、約一年間鋭意研究に励み、広い視野と深い洞察を通じ、多様な視点からの研究を行い、その成果としてまとめたものをこの論文集に収めています。この論文集が、鞠智城跡の研究に新たな光をあてるとともに、その歴史的・文化的価値をより一層鮮明なものにする一助となれば幸いです。

最後に鞠智城跡「特別研究」事業の実施にあたりご理解とご協力を頂いた各若手研究者、先生方に對し深く感謝申し上げます。

平成二十五年三月二日

熊本県教育長 田崎龍一

例　言

一　本書は、熊本県教育委員会が実施した平成二十一年度「鞠智城跡特別研究」事業（以下、「本事業」という。）の成果として刊行する論文集である。

二　本事業は、平成二十四年三月に刊行した『鞠智城跡II—第8～32次調査報告』で得られた新たな学術的成果を踏まえ、今後は熊本県教育委員会の文化財専門職員のみならず、外部の研究者による鞠智城跡に関する研究も進めていくとともに、若手の研究者を支援し、鞠智城跡を研究する人材を育成することを目的として実施した事業である。

三　本事業は、平成二十四年三月から一般公募を実施し、同年六月に開催した鞠智城跡特別研究審査会において研究助成対象者を決定した。研究期間は、対象者決定後から平成二十五年一月末までの約八ヶ月間である。本書には研究期間の終了時に研究助成の成果として提出された、各研究助成対象者の論文を所収している。なお、平成二十一年度の研究助成対象者は次の五名である。

大高広和　（福岡県世界遺産登録推進室）

貞清世里　（西南学院大学大学院博士課程）

早川和賀子　（九州大学大学院博士課程）

古川順大　（九州大学大学院博士課程）

宮川麻紀　（東京大学大学院博士課程）

五十音順、敬称略

四　本書の編集は、熊本県教育委員会が行った。

目 次

序 文

例 言

論 文

八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城 · · · · · 大高広和

肥後地域における鞠智城と古代寺院について · · · · · 貞清世里

造瓦組織編成からみた肥後地域における地方支配展開に関する研究 · · · · · 早川和賀子

鞠智城が肥後在地社会にあたえた影響 · · · · · 古川順大

鞠智城築城の背景—肥君の拠点と交通路の複眼的検討— · · · · · 宮川麻紀

八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城

大高 広和

はじめに

鞠智城が初めて文献史料に登場するのは、文武天皇二年（六九八）のことであり、大宰府に大野・基肄・鞠智の三城の修繕が命じられている（一）。達率（二）の億礼福と四比福夫を筑紫に遣わし、大野城と桜城（基肄城）を築くことを命じた天智天皇四年（六八五）の記事（三）の存在に鑑み、大宰府の南北に位置している大野城・基肄城と同じ頃かや遅れる時期に鞠智城の築城年代が想定される。そしてこれは、鞠智城跡の発掘成果が指し示す鞠智城の築城年代や築城期の様相と離隔しない（四）。したがって、鞠智城の築城が、

以降にはほとんどその機能を失っていたとみられる。大野・基肄・鞠智の三城が築城から三十年ほどを経て修繕されていることからも分かるように、一度築かれた山城は、日本列島の自然環境では數十年もすれば満足に機能することができない状況になってしまふ。意図的な維持管理や補修・改修があつてこそ、山城は存在し、機能し続けるのである。しかし、その意図や機能については築城当初のもとと同じであるとは限らず、むしろ情勢の変化を考えると、それらも同様に変化していると考えるべきだろう。

直接的な对外的危機感が払拭されたと思われる八世紀以降も、前述の大野・基肄・鞠智の三城は確實に存続している。それらの山城はなぜ八世紀も維持されたのか。この答えを出すことはその関連史料の少なさから容易ではないと思われる。特に鞠智城については、発掘調査によつて七世紀後半の築城から、十世紀半ば過ぎまでの存続が明らかにされたが、八世紀の文献史料というものはなく、前述の文武天皇二年の『続日本紀』の記事を初出とし、次には九世紀後半の断片的史料があるだけである。したがつて、これらも踏まえながらも、ほかの古代山城の状況と比較対照していくことが、鞠智城の八世紀以降のあり方を探っていく上で必要だろう。これまでの古代山城研究はそのほとんどが築造の年代とその目的に焦点が置かれてきたが、大野・基肄・鞠智の三城以外の山城がいつまで存続して

いたのか、何らかの形で利用された可能性はないかという問題も、古代山城の性格や目的を考える上で重要な問題である。

輪智城の発掘成果からは、七世紀末から八世紀第一四半期前半のII期に、創建期の一期の建物を一部引き継ぎながら掘立柱建物群や総柱の掘立柱倉庫群が出現し、城内の施設が充実すると想定されて

日本紀の修繕記事に対応する形となり、また多くの日用品としての土器の存在から、多数の人員の配置が想定されている。Ⅲ期は八世紀第一四半期後半から第三四半期に設定され、總柱の掘立柱建物が初めて礎石建物に建て替えられる時期である。建物の耐用年数をどう算定するかで、この時期は「長くして長期にわたる城の存続が意図された」と解釈されている。そして八世紀第四四半期から九世紀第三四半期までに定比されるⅣ期では、Ⅲ期の礎石建物が大型礎石を使用したものの建て替えられるなど、城内の建物の構成に大きな変化が生じている時期である。

を与えているのだろうか。防人制の停廃・増減といった変遷が、同じ東国の大兵を母体とした東北の鎮兵制と表裏の関係にあることは既に指摘されており（鈴木一九九二）、古代国家にとって九州、大陸側とは対立側にあつたもう一つの辺境、東北の対蝦夷政策との關係も視野に入れておく必要がある（註）。

鞠智城以外のはんどの古代山城遺跡においては、存続年代やその時期区分はおろか、築造年代についてもそれを想定するに十分な出土物が蓄積されていない状況にあるので、全体として現段階での作業仮説となることは避けられないが、鞠智城の変化の理由―それは鞠智城が存続した理由でもある―とその背景を明らかにする作業として、今後少しでも資することがあれば幸いである。

一、律令と古代山城

(一) 大宝律令編纂と古代山城の存続時期

在しているといふことが知られるのみが(五)、しかしした人世紀以降の鞠智城の変化に何を読み取るべきで、また何が背景にあつたのであるか。そこで本稿では、大宝律令以降、八世紀に入つてからの西海道を中心とした对外防衛制度の変化と絡めることで、その中で古代山城がどのように存在していたのかについて考察してみ

たい。人世紀の国家の対外・辺境防衛政策は、対新羅関係の変化や対夷夷戦争の開始・深刻化という情勢に対応して変化をみせる。七世紀には、古代山城は防人や衆などと一体のものとして防衛システムを構成していたと考えられ、律令にもそうしたあり方が反映されているとみられるが、八世紀における変化がそれにどのような影響

大宝律令は、文武天皇元年（六九七）の文武天皇の即位に前後して令の編纂が開始されたと推測されている。それは文武天皇四年三月までには完成をみたようで、大宝元年（七〇一）八月の編纂者への賜勅によって律も完成し、大宝律令の編纂が完了した¹²⁾。文武天皇二年の大野・基跡・鞠智の三城の修繕記事は、こうした大宝律

合編纂作業の流れの中に位置づけて考えることが必要となる(+)。

大宝律令の中には、大宝律令編纂時より以前のあり方が包摂されているとともに、大宝律令によって体系的なシステムが提示され構築されていったという側面がある(大高二〇一)。後述するよ

うに、大宝律令における「城」は具体的には西日本における古代山城を指している。ここで問題となるのは、それが七世紀後半、白村江の敗戦以降に築かれた古代山城の全体を含んだものであるのか、文武天皇二年の記事から修繕が行なわれたことが分かる大野・基肄・鞠智の三城など、その頃に修繕や維持管理が行われて、山城として利用されることになっていた一部のものだけであるのかという

ことである。古代山城に直接関係する七世紀末以降の文献資料を時代順にあげれば、次の通りである。

○『日本書紀』持統天皇三年(六八九)十月庚申(十一日)条

天皇幸高安城。

○『続日本紀』文武天皇二年(六九八)五月甲申(二十五日)条

令(大宰府)縛治大野・基肄・鞠智三城。

○『続日本紀』文武天皇二年八月丁未(二十日)条

修理高安城。(天智天皇五年築城也。)

○『続日本紀』文武天皇三年(六九九)九月丙寅(十五日)条

修理高安城。(七〇〇年七月甲申(四日)条

○『続日本紀』文武天皇三年十二月甲申(二十六日)条

令(大宰府)修三野・福積二城。

○『続日本紀』大宝元年(七〇一)八月丙寅(二十六日)条
廢(高安城)。其舍屋、雜儲物移貯于大倭・河内二国。

○『続日本紀』和銅五年(七二二)正月壬辰(二十三日)条(+)。
廢(河内国高安烽)、始置(高見烽及大倭国春日烽)、以通平
城也。

○『続日本紀』養老三年(七二九)十二月戊戌(十五日)条
停(備後国安那郡茨城・葦田郡當城)。

こうしてみると、大宝律令の編纂期とみられる時期に修繕が行な

われたとされる、大野・基肄・鞠智の三城や高安城などのような山城と、大宝律令完成後に廃止されたことが『続日本紀』に明言されている山城とがあった、と一応言うことができる。ただし高安城は大宝元年八月丙寅(二十六日)条に廃止記事があるが、同月癸卯条(三日)にみえる大宝律令完成記事のまさにすぐ後であり、廃止と大宝律令との関係をどう捉えるべきなのか、難しいところがある(+)。

ここでは、山城が七世紀後半以来全て存続・機能していく、それらが大宝律令における「城」に含まれていたものの、その後程なくして多くが廃絶に向かったという想定と、大宝律令編纂の段階で既に大野城など三城のように利用・存続させられていくもの(その性格に変更があった可能性はある)とそうでないものとに分かれているという想定の二つの可能性を指摘しておきたい。

これまでの調査からは、明確に八・九世紀と存続していることが判明している大野・基肄・鞠智城などのわずかな例を除いて、古代山城が山城としての機能を保持していた期間は、七世紀いっぱい、もしくは八世紀の早い段階までとするのが妥当なところであろう。例えば、比較的多量の土器の出土によって古代山城の年代観に影

響を与えた岡山県（備中國）の鬼ノ城では、須恵器編年から七世紀

第四四半期ごろから八世紀初めにかけての年代が想定されている（下図）。

（総社市教育委員会二〇〇五、村上二〇〇〇）。そのほか、文献にその名がみえている対馬の金田城では、出土土器の編年や炭化物の放射性炭素年代は七世紀後半の年代を示し、八世紀に入る資料は未だ報告されていない（坂上二〇〇七）。讃岐国の屋島城でも、七世紀後半の年代が与えられ、「日本書紀」にみえる天智天皇六年（六

六七）の築城から比較的短期間のうちに廃城となつたとされている（山元二〇〇八）（下図）。

時間的・能力的制約からこれまでの調査成果を正確に網羅できて

いる訳ではないことに不安があるが（下図）、この七世紀第四四半期もしくは八世紀の早い段階ぐらいまでという存続年代の想定を、律令編纂との関係でどう捉えるべきかは難しい問題となる。大宝律令編纂時期に多くの山城が存続し、またそれが大宝律令内に位置づけられていたかどうかという問題に加えて、養老律令編纂事業の評価の問題が関わってくるからである。

養老六年（七二二）頃に一応の編纂事業が終わったという説が有力な養老律令は（野村一九六六）、大宝律令からの変更点などに積極的意義を見出さ必要も指摘されている（樋本一九九三）、大宝律令が唐律令を体系的に継受した初めての律令法典であったとの考え方に対する（大隅二〇〇八）、概ね大宝律令に字句などの軽微な変更を加えたものに留まると考えられている（坂本一九六九）。しかし、日本律令のうち令文の全貌が現在知られるのは、養老律令であり、そもそもその大半が散逸してしまっている律文についても、部分的に現代に伝わり、また復原されているのは養老律である。大



第一図 古代山城の分布（熊本県教育委員会作成パンフレット「鞠智城—鞠智城の築城とその変遷—」より）

宝令の復原は条文によつてはある程度可能なもの、後述する「筑紫城」の文言が明確に登場するのは律であつて、古代山城に関する記述については、ほとんど大宝律令と養老律令との異同を論じることができない状態にある。

したがつて、大宝律令—養老律令間の古代山城の問題を明快に論じることは難しいが、この問題を考へる上に養老三年(七一九)の備後国茨城・常城の停廃記事は重要な意味をもつてゐると言える。両城ともその確實な遺跡が確認されているわけではないが、安那郡の茨城、草田郡の常城ともに現在の広島県福山市周辺に想定される。

備中國の鬼ノ城、備前国の大廻小廻山城と並んで、瀬戸内海北岸地域に築かれていた古代山城となる。

既に紹介したように、これまでの発掘成果からは、鬼ノ城や大廻山城などが八世紀初めころまで存続したと想定されている。次城・常城の停廃記事は、養老三年頃までは瀬戸内地方の古代山城が存続していた可能性を示唆している。逆に言えば、その前後までも

瀬戸内海地域における古代山城の下限と考えられないだろうか。屋島城も七世紀後半のみの存続が現在考へられており、讃岐山城からも七世紀後半の土器が出土したことなどから、山元敏裕氏は四国島内における古代山城について、出土遺物などから八世紀第四半期頃に地方支配が確立する中でその役割を終えるものと評価している(山元二〇〇人)。

ただし、山元氏も留意しているが、伊予国東部の、東に瀬戸内海を見渡す丘陵上に築かれている永納山城では、出土土器に八世紀第二四半期頃の年代が与えられている(渡邊二〇一〇)。瀬戸内地方の古代山城を一括して評価する必要もないかもしれないが、それで

も八世紀代に入つてからも存続していた山城があるということと、そうした山城もそう下らううちに停廃されるという流れは捉えられるのではないだろうか。

大野・基肄・鞠智の三城以外の西海道の古代山城については、年代に関する考古学的情報はより乏しいものの、現在までのところ、八世紀まで統いたとしてもまもなく機能しなくなるものと考えておきたい(平治)。

養老律令編纂の段階を養老六年(七二二)ぐらいまでと考へると、その頃には日本列島で機能し続けていた古代山城は、大野・基肄・鞠智の三城だけであった可能性が高いことになる。こうした同時期の状況が新たな律令条文に逐一反映されるかどうかについても証明はないので、よく吟味することが必要であるが、右にみたような古代山城と律令編纂の状況と問題点を踏まえながら、具体的に古代山城に関する律令条文について検討してみたい。

(二) 律令における古代山城

日本における律については、養老律がその大半が散逸してしまつたばかりか、大宝律を復原するための史料も乏しい。だが幸いにして、「筑紫城」についての規定が養老衛禁律24越垣及城条と養老賊盜律27盜節刀条に残されている。大宝律令が唐の律令(永徽律令)を土台にして編纂され、特に律では唐律をそのまま維持した側面が強いことを念頭に置きつつ、全文が現在に伝わっている唐律と比較しながら日本律令における山城の位置づけをみてみたい(平治)。

養老衛禁律24越垣及城条の冒頭を引用すると(△ 内は本註)、
凡越兵庫垣、及筑紫城、徒一年。(陸奥越後出羽等柵亦同。)

曹(ナカ) 司垣、杖一百。〔大宰府垣亦同。〕国垣、杖九十。郡

垣、杖七十。坊市垣、笞五十。〔皆謂有門禁者。〕

とあり、武器庫である兵庫を開う垣と並んで、「筑紫城」は越えた場合徒一年の罪を科される。国家にとつて重要視された外郭施設であったことが読み取れる。続く杖一百を科される「大宰府垣」と対比すれば、「筑紫城」が西海道に存在していた山城の外郭施設を指していることは容易に理解される。律令上、「筑紫城」が西海道の古代山城を指していたと言つてもよい。

「筑紫城」の規定への本註として、「陸奥越後出羽等柵(シテ)」もまた同じであることが記されている。浮足柵・磐舟柵(シテ)や多賀柵(シテ)などのように、奈良時代前半では東北の城柵は基本的に「柵」と呼ばれ、西日本の「城」とは文献上区別されている(平川一九七八)。東北の「柵」の扱いもまた重要視されていたことが分かることで律令上「城」といえば、一義的には西日本の山城を指していたと言えよう(今泉一九九一)。

養老律に対応する唐律(『故唐律疏議』衛禁律 24 越州鎮戍等垣城条)をみてみると、

諸越州鎮戍城及武庫垣、徒一年。県城、杖九十。〔皆謂有門禁者。〕

疏議曰、諸州及鎮戍之所、各自有レ城。若越城及武庫垣者、各合徒一年。〔中略〕注云、皆謂有門禁者、其州鎮戍、在城内安置。若不レ越城、直越州鎮垣者、止同「下文越官府垣城之罪」。

越官府解垣及坊市垣築者、杖七十。侵壞者、亦如レ之。

疏議にもあるように、「城」とは州・県や軍政府である

鎮・成の周囲を囲っていた外郭施設、城壁を指す一般名詞であった。

州県の城壁の中には州県の行政政府のほかに、その市街地を含んでいた。一方、唐律の「州鎮戍城」の部分に日本律で位置づけられているのは「筑紫城」と東方面の城柵だけであり、より軍事的性格に特化した規定になつてゐると言えよう。そして「大宰府垣」「国垣」などとは区別されることから、「城」が当時の日本列島に存在した他の外郭施設とは区別される性質をもつていたことが窺え、「筑紫城」は古代山城に結びつけられる、特殊な存在として律文内に規定されていると言える。

この「筑紫城」に、文武天皇一年に修繕記事がある大野・基肄・鞠智の三城が含まれるということには問題がないだろう。条文解釈上は、それ以外で西海道に存続していた山城があつたとしたら、それらも含まれて問題ない。しかし文献史料に茨城・常城が養老三年(七一九)まで存続したことが明記されているほか、考古学的にもいくつかの瀬戸内海地方の古代山城が八世紀に入つても存続しているであろうことは、既に確認した通りである。「筑紫城」とある以上、瀬戸内海地域の山城を含めるとは難しいが、そうすると、大宝律の段階では「筑紫城」のほかに瀬戸内地方の城を指す文言があつたと考えるが、筑紫城のみが特に律令に規定されて、ほかはその規定に准えることなどで適用されたと考えるしかなさそうである。より大陸に近い筑紫の城だけが、その軍事的重要性から特に規定されたともみえるが、筑紫以外の「城」がほかの「大宰府垣」「国垣」「郡垣」「坊市垣」に当たるとも考えがたいため、「陸奥越後出羽等柵」のよう本註に明言するか本文を「筑紫等城」とでもすることによって、瀬戸内内の城も含めていた可能性も考えら

れる。

その問題に関連して、大宝律令の条文として復原されている関係条文(二十三)は少ないが、軍防令53城隍条に注目したい。

凡城隍崩頬類者、役兵士修理。若兵士少者、聽役、附近人夫。

遂閏月修理。其崩頬過多、交閑守固者、隨即修理。役訖具

錄申太政官。所役人夫、皆不得過十日。

右に掲げたのは養老令の文であるが、『合集解』賦役令37雜徭条の古記には、この大宝令文が引用されている。

城隍崩頬類者、役兵士修理。若兵士少及無者、聽役一人夫。

所役人夫、皆不得過十日。

令の注釈書である古記による引用は、註釈の文脈の中で必要に応

じて節略等を行なうものであり、引用されていない部分が大宝令文になかったと即断することは慎むべきだが、傍線部は大宝・養老令の間で違つていてとみてよいだろう。すなわち、大宝軍防令においては「城隍」のある施設を守る兵士がない場合も想定されていて、人夫も近辺に居住している者に限られないかことになる。

この両令の違いについては、本質的な相違ではなく單に表現上の問題として捉えられている(亀田一九七〇、松本一九七一)。「人夫」を「附近人夫」としたことは、確かに「附近」の二字がないと遠隔地の農民を使役しかねないので徵發の条件をよりはつきりさせたためであったのかもしれないが、兵士について「及無」を削つたのは單に文章の冗長を考えてのことには過ぎないのであろうか。

まず「城隍」について確認すると、『合集解』職員令24兵部省条に兵部卿の職掌「城隍」に対して付せられた註釈がある。この伴説に対する行間の書き込みに「師云、筑紫城等是。文陞在城邊」耳。

問、律云、陸奥越後出羽等柵亦同者。今不レ云。此文。然則不レ掌哉。答、同亦可レ掌。』とあり、同職員令69大宰府条の帥の職掌「城

牧」に付された伴説が軍防令53城隍条を引用している部分で、やはり間書き込みに「イ問、城者、与二兵部職掌所云城隍無別哉。答、然也。」とある(二十一)。厳密にはこの書き込みの性格を明らかにする追求する必要があり、またそれが律令編纂時にも有効な考え方であつたかは別問題である。しかし既に確認した通り律令編纂時には「城」と言えば基本的に西日本の山城を指していたから、軍防令53城隍条が想定する具体的対象は本来的には西日本の山城であつたとみてよいだろう。

大宝律令編纂時に兵士のないことも想定されている「城隍」に、七世紀後半以来廢絶せず存続している山城を想定し、養老令の段階ではそれらの山城は大野・基肆・鞠智の三城など一部を除き維持することが放棄されたと考えることはできないだろうか。城に兵士がいないうことを不審に思うかもしれないが、山城の多くは有事の際の逃げ込み城としての性格が強かつたと考えれば(二十二)、特に奇異とするにはあたらないだろう(二十三)。そして次の養老律令編纂の段階では、大野・基肆・鞠智の三城など一部のみが「城」として公的に維持され、それらには確實に兵士が當時駐在して守衛・管理にあたることになっていたと想定する。なお、七世紀末に修繕が行なわれた大野・基肆・鞠智の三城については、大宝律令の段階で既に兵士による守衛・管理があつたものと考える(二十四)。

右のように考えれば、大宝律令においては瀬戸内における山城なども何らかの形で大宝律令に規定されていたと考えることも可能であろう。ただしそれを積極的に示す根拠はなく、「筑紫城」がその

軍事的重要性から特に規定され、ほかはそれに准えるか、規定の対象外の「城」として存在していたとみることも依然として可能である。結局は律令にみえる規定はあくまで法であり、当時の社会全般を映すものではないのである。大宝・養老兩律合纂時における各古代山城の状態の把握と、大宝律令の条文復原には現段階では限界がある。しかし、その中から垣間見たこととして、大宝律令編纂時ににおける多数の山城の存続と養老年間頃までのそれらの機能停止を仮説として提示しておきたい。

宮城京城及官厨鑰，杖一百。公廡及國厨等鑰，杖六十。諸門鑰、斧五十。

とあり、やはり「筑紫城」で用いられる鎌を最高レベルの重要度に位置づけている。筑紫の城には、厳重に管理されるカギによってのみ閉鎖される門が設置されることになっていた。先にみたように、衛禁律24条では「城」は「国垣」「郡垣」などとは区別されている。対応する唐衛禁律では州・県や鎮・戍の城壁が問題とされており、日本律の「筑紫城」は、国都とは別の特に軍事性をもつた施設として位置づけられている。

なく「筑紫城」にあたり、大宝・養老にかかわらず律令上重視されているということである。律令上の「城」がどの地域の山城にあたるかという問題を離れて、律令における山城の位置づけをみていきたい。

(三) 律令における防衛体制と古代山城

日本律令の中、「城」はどのように位置づけられていたのか、辺境防衛体制全体のなかでの位置づけも含めて確認してみたい。

即兵庫及城柵等門，應レ閉忘誤不レ下鍵、若毀管鍵而開者、各杖八十。告ハ建、及不用白論金百兩者、杖六十。各門、各杖

二等。」

き門があつたことが分かる（二十九）。鑰（カギ）については養老賊盜律27盜節刀条に、

凡盜一節刀者徒三年。宮殿門庫藏及倉廩、筑紫城等鑰、徒

防人で、山城や水城は前線が突破された後に機能する、一段構えの防衛体制が敷かれていた（鈴木二〇一〇）と理解したい（三十一）。なお、これらを繋ぐものとして、日本軍防令の規定の末尾の一群を占めている烽の制があるものと思われる。この烽も、白村江の敗戦直後から西日本において整備が進められたものである（瀧川一九五二）。したがって、防人の守備地となる「防」を具体的にどういった施設として理解すべきかは難しいが、西海道において外郭施設を厳重に管理すべき施設は「防」ではなく、「城」であり、衛禁律24条において「鎮・戍」を置き換えるべき軍事的施設は「筑紫城」なのであつた（三十一）。

このようにして、日本側の事情により唐律令の選択的繼承と改变を行ないつつ、律令にみえている防人と古代山城とを中心とした邊境防衛制度が築かれた。本稿が問題とするのは、こうした山城の役割がいつまで保持されるかということであるが、既にみたように古代山城の多くが機能し続けていた下限は八世紀の初め頃までとみられている。養老年間（七一七・七三三頃）には次第に大野・基肄・鞠智の三城に限られる方向に向かつていただろう。しかし最初に確認したように、築城から三十年ほど後には三城の修繕が行なわれているのだから、修繕からまた数十年もすれば再び修繕・維持の必要が顕著になつてくるだろう。そうした中で、三城がどのように維持されていったのかを探つてみたい。

二 防衛体制の展開と古代山城

（一）防衛体制の再編

前節までは八世紀第一四半期頃までの様相を確認したが、それ以前の古代山城のあり方を窺わせる史料として、天平年間（七二九・七四八）に成立したとみられる（三十）『肥前國風土記』がある。その總記の部分には、「燧武拾所、（下国）城宅所、寺武所、（僧寺）」（三十）とあり、當時肥前国が把握している「城」として一つの山城だけが肥前国内に存在していたことが分かる。その一つとは基肄城に他ならないから、七世紀後半に築城された肥前国の古代山城は、基肄城を除いてこの頃には機能を失っていたことが文献から判明する（鈴木二〇一〇）。基肄城のほかに現在までに確認されている肥前国の山城は、神籠石式山城とされてきたおつぼ山城と帶隈山城であるが、どちらも明確に造構の年代を示す遺物はみつかっていないようである（佐賀県教育委員会一九六五、鏡山一九六七）。風土記の記載から、いずれも山城としては存続していないものとみなしてよからう。

このことは、これまでにみた肥前国に限らない各地の山城の遺構・遺物の年代、すなわち八世紀第二四半期には大野・基肄・鞠智の三城を除いて遺物がほぼ検出されていないことと合致する。鞠智城は文献には登場してこないものの、この時期の造構の存続が知られているし、大野城は比較的多くの文献資料・出土遺物から九世紀まで存続したことが疑い難い（倉住一九九〇）。基肄城も出土遺物（土器・瓦）は七世紀後半から九世紀初頭の存続を示しており（田平一九八三）、大宰府政府前面の奈良時代の溝からは「為班給筑前筑後肥等国造基肄城稲穀隨大監正六上田中朝」という木簡が出土し存続することが明らかである。

八世紀の第二四半期は、律令によつて規定された邊境防衛体制が様々な要因により既に変化していく時期にあたる。東北では養老四年（七二〇）に大規模な蝦夷の反乱が起き、その後の対策として防衛体制の再編が行なわれた。西海道もこれと無関係ではない。

養老四年に陸奥出羽按察使上毛野広人が殺害された蝦夷の反乱^(三)は、それまでにない規模のもので、それを契機として國家の東

北政策が大きく転換されたことが指摘されている（熊谷二〇〇〇）。

（三）その中で仙台平野に位置する郡山遺跡から一二キロ北東の丘陵上に、多賀城（多賀柵）が新たに陸奥國府として築かれ、宮城県北部の大崎平野には玉造等の五柵が造営される。それとともに鎮守府・鎮兵体制が常備の軍事力として創設されたことは、邊境防衛体制の変化を物語るものとして注目される（大高二〇一）。

鎮兵とそれを統轄する鎮官が、鎮守府の体制につながるものとしてこの頃に登場してくることは、養老六年（七二二）以降の『続日本紀』の記事に、「鎮」や「鎮所」への軍糧の輸納が行なわれ、「鎮守軍卒」「在鎮兵人」「陸奥鎮守兵」といった存在がみえることが知られる（高橋一九六三）。この鎮兵は東國の兵力を充てて創設されたため、同じく東国からの兵力に依存していた防人の停止が天平二年（七三〇）に命じられている（三三）。天平九年にも筑紫防人の軍事力が邊境防衛の必要に応じて、西海道と東北との間で振り分けられたのである（三三）。

日本律令における邊境防衛制度では、唐の鎮・戍のような特別な

機関は置かれていた。しかし養老四年の未曾有の蝦夷反乱の結果、平時の防衛のための制度・兵力として、鎮守將軍を長官とする鎮守府と鎮兵の制度が陸奥國に作られていったことになる。それとともに西海道においても防衛体制の再編を余儀なくされたことが分かるが、これについて他の角度からも考察していきたい。

（二）鎮の設置と養老の遣唐使

陸奥國で鎮守府につながるものとして養老六年（七二二）以降に史料に登場してくるのが、「鎮」あるいは「鎮所」といった施設・組織の名称である。この鎮・鎮所の語の性格は、西海道の防衛制度の再編を考える上でも重要である。

それらは養老六年から神亀元年（七二四）までの間に集中的に現れているが、『続日本紀』養老六年四月乙丑（二十五日）条には、「又言、用レ兵之要、衣食為レ本。鎮無儲糧、何堪、固守」。寡レ民出レ穀、運レ輸鎮所（三三）。程道遠近、為レ差委輪、以

遠二千解、次三千解、近四千解、授外徒五位下。（後略）

とあり、蝦夷反乱への対応の一環として鎮・鎮所への穀の運輸が奨励されている。この後の同養老七年二月戊申（十三日）条・神亀元年二月壬子（二十二日）条では、東國の都司らによる「陸奥國鎮所」への私穀の獻上がみえているし、同神亀元年四月癸卯（十四日）条には繩など大量の織維製品が「陸奥鎮所」に運ばれ、養老六年八月丁卯（二十九日）条では柵戸一千人が「陸奥鎮所」に配されている。

そして天平元年（七二九）九月辛丑（十四日）条では、陸奥鎮守將軍大野東人らが「在レ鎮兵人」などの功を申請している（四十一）。

「在鎮兵人」などは鎮兵と同性格のものとみなしてよく、また鎮

所には軍事物資が運ばれている。この時期の陸奥國の鎮・鎮所については、鎮守府やその前身施設、もしくは多賀城も含む城柵の總称（佐々木一九七三、熊谷二〇〇〇）といった理解がされてきたが、ここでは、鎮兵制という新しい兵制の採用に間わつて鎮・鎮所の語が登場していることに注意したい。陸奥國ではその後も九世紀初めまで、時折「鎮所」の語が鎮兵もしくは鎮官（鎮守府官人）と関わつて登場しているし（四十一）、また出羽國でも、一時に鎮兵が置かれていた時期にあたる宝亀八年（七七七）五月乙亥（二十五日）条に鎮がみえている（四十二）。このように、鎮・鎮所の語は古代東北では鎮兵に関する特定の局面でのみ登場していることがみてとれるが、実はそれらは、天平期（七二九～七四八）のみは東北地方に限られない分布を示している。

一つめは山陰道 天平六年（七三四）出雲國計会帳（四十三）にみえる「鎮所」である。天平五年八月二十日付の節度使への解についての項に「介正六位上熱十二等居勢朝臣首名鎮所參向事」と記されている。出雲介が文書を持つて往復したことが分かる「鎮所」は、石見国に所在した節度使の本宮とされている（早川一九六二）（四十四）。

天平年間の節度使とは、新羅などとの対外的緊張を背景に東海、東山道、山陰道、西海道に天平四年八月に設置され、同六年四月まで沿岸警備や軍団兵士など軍事体制の充実・強化を行なつたものとされる（北一九八四、原田一九九九）。出雲國計会帳にみえる「鎮所」は、節度使の防備の側面からの呼称と言うことができよう。

そして天平期に鎮・鎮所が史料に現れているもう一つが、天平十二年（七四〇）の藤原広嗣の乱関係記事にみえてくる西海道の「鎮」（鎮所）である（四十五）。詳細は後述するが、豊前國の沿岸地域の交

通の要所に板櫃・京都・登美の三鎮が存在したとされている（長一九八四）。その立地から沿岸警備との関わりが想定されるが、先に述べたように天平十年に本郷に帰還している防人がこれらに配置されていたとは考えにくい。他に西海道で「鎮」という呼称が用いられたという史料もない。

「鎮」という呼称と出雲国における鎮所の存在などから、西海道の三鎮についても節度使によって設置されたものという指摘がなされている（北條一九九一）。この鎮と節度使の関係は、次に述べるような養老の遣唐使を務めた人物たちと「鎮」・「鎮所」との関係から疑いのないものと考える。

養老元年（七一七）に出发した遣唐使は、多治比縣守が遣唐押使、大伴山守が遣唐大使、藤原宇合が遣唐副使を務めていた（四十六）。彼等は無事に翌年に帰国し、當時唐の玄宗朝において行なわれていた新たな諸制度を日本にもたらした。彼ら遣唐使の責任者たちは、單に知識として諸制度をもたらしたのではなく、実際に唐制を参考に新設された諸制度の担当者として起用されている。

帰国直後の養老三年七月に早速、地方官監察のための按察使の制が新設されているが、押使であった多治比縣守が武藏守として相模・上野・下野の三国を担当することとされ、同じく大使の大伴山守は遠江守として駿河・伊豆・甲斐を、副使であった藤原宇合は常陸守として安房・上総・下総を担当することとされている（四十七）。多治比縣守と藤原宇合は天平三年（七三二）八月に揃つて参議に昇進した後、十一月に新設された治安維持などを目的としたらしい畿内惣管と諸国鎮撫使の制において、宇合が畿内惣管に、県守が山陽道鎮撫使に任命されている（四十八）。そして翌天平四年に、山陰道

節度使として多治比県守が、西海道節度使として藤原宇合が任命されているのである（^{五十九}）。後にも触れるが、多治比県守は山陰道で備辺式を、藤原宇合は西海道で警固式を作成するなど、西日本の沿岸警備体制の充実に重大な役割を果たした。

これらは彼らの入唐経験を活かすことを期待して行なわれたものとみて間違いないだろ。按察使の制は唐では慶雲二年（七一）

に始まっており（坂元一九六六）、また節度使についても、河西節度使が設置された景雲元年（七一〇）から、開元六年（七一八）頃までには各軍事組織を統督（節度）する使の名称として確立されてきた（菊池一九七〇）。まさに最新の唐のやり方を参考にした政策が、養老の道府使自身の手によって実行されていったと評価できる（大原一九九三）。

さらら興味深いことは、この間多治比県守は養老四年（七一〇）の蝦夷反乱を鎮圧するために持節征夷將軍に任命されており（^{五十九}）、また藤原宇合もそれに統いて神龜元年（七二四）に持節大將軍として太平洋沿岸部の海道の蝦夷を征討に向かっている（^{五十九}）ことである。彼らは転換期として重要な時期の東北戦争・東北経営に関与しているのである。特に多治比県守については、養老六年以降陸奥国に鎮・鎮所という語で示される施設あるいは組織が登場していくことに、何らかの形で関与していることが想定される。

鎮という邊境防衛のための組織が唐制には存在し、日本律令編纂時にそれらは意図的に導入されなかったことは既に述べた。その性格や役割が同じであると言わわけではないが、右のような経過を見るとき、養老年間から天平年間にかけて日本に鎮・鎮所という語が邊境・对外防衛に関わって登場している背景は明らかであろう。養

老の遣唐使の押使多治比県守と副使藤原宇合が陸奥国に将軍として赴き、また出雲國を管轄下とした山陰道節度使が多治比県守であつたのであり、西海道節度使が藤原宇合であつたのである。

（三）西海道節度使と古代山城

話を西海道の問題に戻そう。大宰少弐藤原広嗣が反乱を起したのは、天平十二年（七四〇）のことである。その乱の経過を伝える『続日本紀』の記事の中に豊前國の三鎮がみえているのであるが、まず確認しておきたいことは、節度使は天平六年に停止されるもの、節度使によって整備された防衛システムは各國司に引き継がれたことである（^{五十九}）。西海道においては大宰府もそのシステムの中に位置づけられたと考えられる（原田一九九九）。

天平期の節度使は、從來の律令に基づく軍團兵士制を根幹に据えながら軍事体制の整備・強化を行なつたものと解される。それは対外的緊張との関係で理解され、特に沿岸警備体制の強化が行なわれている。先にも触れた「出雲國計会帳」から、出雲国では烽や弩を要害の地に整備・配備したことが分かるし、西海道では特に博多津・壱岐・対馬などの「要害之處」に船を準備して不虞に備えていることが注目される（^{五十九}）。

こうした警備体制を運用していくため、沿海防衛のマニュアルとして節度使によつて式が残された。山陰道では備辺式二卷が下付されていることが出雲國計会帳にみえ、宝龜十一年（七八〇）に因幡から長門までの縁海諸国警固を「天平四年節度使從三位多治比真人縣守等時式」に掲げるよう命じられているものに該当するとみられる（^{五十九}）。西海道では同じく「藤原朝臣宇合時式」に掲げるようにな



えており、それは「警
固式」として八世紀後

半・九世紀と沿岸警備
の規範とされていた^(三)
十五)。

したがって、天平十

二年の藤原広嗣の乱の

節度使が設置した新た

な沿岸警備のための施

設あるいは組織とみ

よいだろう。特に大宰

第二図 藤原広嗣の乱略図 (『太宰府市史』通史編Ⅰより)

記事にみえてくる鎮は、
て官軍側に殺害され

るが、官軍側によつて鎮压・奪取されるこれら

三鎮は、乱の経過、遺称地などから豊前國の沿岸地域にその存在が

比定されている(長一九八四) (平六) (第二図)。

官軍との戦いの前に広嗣の軍勢が到着したとされる板櫃鎮は(北

條一九八八)、板櫃川のもの河口付近、現在の北九州市小倉北区

に到津(いとうづ)の地名がある。駿路と閨門海峡との関係から、

水陸の交通の要所であった。京都鎮はその名通り企都郡の南に隣

接する京都郡に位置し、草野津があつた現在の行橋市草野付近とす

れるのが有力である。やはり駿路と水上交通との関係が想定される。

問題は登美鎮だが、北九州市小倉北区富野にあてる説もあるが、板

櫃鎮に近接しすぎているため、現在の大分県中津市から山国川を挟



第三図 御所ヶ谷山城と周辺 (小川二〇一〇より)

のみである。八世紀まで存続していた可能性もあり慎重な検討が必要だが、広嗣の乱の時期には既に機能していなかつたのではないかと考へる。つまり、天平年間に西海道節度使によって行なわれたとみられる京都鎮の設置に際し、七世紀後半に京都郡の地に築かれた御所ヶ谷山城は、山城としても鎮としても維続して利用（再利用）されることはなかつたと考えておきたい。

板棚鎮の近辺にはそもそも古代山城の存在は知られていないが、
登美鎮が吉富付近にあったとする(三〇三)、その周辺には唐原山城
と呼ばれる古代山城がある(末水二〇〇七・同二〇一〇)。中津平
野に面した標高約八メートルを最高所とする舌状台地状の丘陵上
に位置し、山国川にも接しているが、吉富の地よりは内陸に位置し
ている。遺構の年代を決定づけるような資料は得られていないよう
であるが、少なくとも八世紀に機能していたという積極的論拠はな
いものとみられる。やはり天平期に鎮として利用されたという形跡
はないのだろう。

以上から、広嗣の乱を云ふ記事にみえてる三鎮は、七世紀後半に築造された古代山城と直接の関連をもつていなかつたものとみてよいであろう。御所ヶ谷山城・唐原山城とともに、海を見渡すようなくだりで水陸の交通との関係が重要ではあつたものの、ほかの多くは古代山城と同様に、沿岸部すぐ近くというよりは、やや内陸に入った山上もしくは丘陵上に位置している。それに対して節度使の鎮の設置は、より沿岸の警備・海上交通監察といった面に重点を置いていた立地だったのではないかろうか。ここで律令の制度における前線の海岸に配備された防人とその後後に控える山城という、二段構えの防衛体制を思い起したい。節度使が設置した鎮は、どちらかで言

えば海岸沿いに整備された防人の延長線上に位置づけられよう。なお、三鎮は広嗣の乱という突然的事件の経過を語る上でその存在が知られているに過ぎず、玄界灘沿岸地域などに他にも鎮が置かれたものとされる可能性が高い。現在のこところ鎮とすべきような遺跡は知られていないが、そもそもそうした立地に築かれている古代山城もしないものとしく、農前地域に限らず鎮と古代山城との間には関係は薄いものとしてよいだろう。



第四図 唐原山城と周辺（末長二〇〇七から改変）

陸奥国での鎮兵制の創始に伴う、東国防人の帰還の方向性とともに恐らくクリンクしながら、このように天平期に節度使による防衛体制・

軍事体制の充実が図られたわけだが、鎮の設置はその一部にすぎない。

七世紀後半以来維持が図られなかつたらしい山城については節度使との関連は薄いと考えたが、当時明確に存続していた大野・基肄・鞠智の三城については、軍事的施設として節度使による関与があつてもおかしくない。(五十)

初めに紹介したように、鞠智城の発掘調査成果では、七世紀末から八世紀第一四半期前半をⅠ期とし、八世紀第二四半期後半から第三四半期をⅢ期と区分し、城内の施設がⅠ期の建物に加えて充実するがⅡ期、Ⅱ期の掘立柱建物が礎石建ちに建て替えられるのがⅢ期としている。このⅢ期の始まりは八世紀第一四半期のなかにおけるが、本稿にとって興味深い点は、Ⅲ期に礎石建物に建て替えられた意図を、建物の耐用年数を延ばし、長期に亘る城の存続をはかったものとしている点である。

節度使が全体として軍事体制の充実に意を注ぎ、またそれが堅固式の制定のように長期的視点にも立っていたとみられることが考慮すると、鞠智城に有事に備えての食糧と兵器とを備蓄し、それがなるべく長期にわたって維持されるようになつた主体は、西海道節度使がふさわしいようと思われる。考古学的に、Ⅲ期の始まりは西暦七二五年頃までに位置づけられており、安易に文献史料に結びつけることは慎重であるべきだが、天平四年(七三二)から六年までの間に軍事体制の充実を図つた節度使との関連でⅢ期の礎石建物を理解できないか、検討の余地があるのではないかだろうか。仮にその想定が正しいとすれば、七世紀末の繕治以降、鞠智

城が軍事的性格を持ちながら八世紀代に維持されていた背景・理由の一つとすることができよう。

おわりに

七世紀後半以来のあり方も引き継いでいた八世紀初めの大宝律令の制度から、養老期・天平期と展開していく对外・邊境防衛体制と古代山城との関係を、中国の制度とその導入を意識しながら考察した。少ない上に不確実な史資料に対する憶測を積み重ねてしまい、その上筆者の力量不足から八世紀後半の検討までも到らなかつたが、これまでの古代山城研究あまり取り上げられることの少なかつた古代山城の築城後の展開や終末の問題について、主に文献史料の解釈によるいくつかの仮説を提示することができたと思う。今後これらに対し考古学資料や史料解釈の検討などを中心に、諸方面からの批判が行わされることを願いたい。

大宝律令編纂期の様相、すなわち鞠智城ほか三城の修繕期についての様相は明らかにしきれず、その段階で数ある山城のうちなぜ大野・基肄・鞠智の三城が維持されたのか、特に鞠智城が維持された理由については明確な新見をもたらすことはできなかつた。だが、律令にみえる「筑紫城の數少ない一つとして鞠智城が維持され、天平年間に節度使による整備・活用があつた可能性を指摘した。いずれにせよ国家にとっての何らかの価値の持続がなければ、鞠智城は維持され続けることはなかつたであろう。

各山城の存続年代の下限については、八世紀の第一四半期までを

備体制の整備とそれら古代山城との間に関係は薄いものとなした。一方で鞠智城など存続が明らかな山城については、節度使との関連を想定したわけだが、それは沿岸そのものの防備とその後背における基地的性格の山城の存在という考え方によるものである。

詳しく述じる余裕はないが、新羅との関係の陥悪化のなかで天平

勝宝八年（七五二）から、まさに海沿いとは言えないまでも、怡土

城がそれまでの内陸寄りの古代山城の立地とはやや異なって、玄界灘沿岸の糸島地域に築城されたことは興味深い（前原市教育委員会二〇〇六、板橋二〇一二）。遣唐使として様々な方面で古代日本の中国文化の吸收に貢献し、兵法にも通じていた吉備真備によつてその築城が進められたこと（五十九）、地形利用のあり方などにおいて、

朝鮮半島の影響が強いこれまでの古代山城とは異質であること（鏡山一九三七）など、防衛体制のあり方の変化を考える上で非常に示唆的である。吉備真備は多治比県守が押使を務めた養老の遣唐使の一員として唐へ渡り、県守らとは遅つて留学生として約十七年間唐

において文化・知識の吸収に努めた経歴をもつ。県守らによる鎮の設置などが制度的な唐の知識の影響下にあるものであつたとすれば、

真備による怡土城の築城は、より実戦的・実質的な唐の知識の活用であつたのではないか（六〇）。ただそれらは質は違えども、やはり沿岸の警備・防衛に重点があつたという点では共通しており、边境防衛・沿岸警備問題をとりまく状況の時代的変化と言えよう。怡土城跡のほど近くに主船司の想定地（福岡市西区周船寺）があり、また真備が怡土城の造営に防人を活用したこと（六一）、怡土城がこれまでの山城とは異質な面をもつてゐる証左であろう。

しかし前線地域に築かれた怡土城のみがあればよいというわけで、

ではなく、後背に位置する大野・基肄・鞠智の三城などと一体で有事の際の防衛システムを成していたとみるべきであろう。それは七世紀後半に百濟亡命貴族によって差配されたであろう古山城の選地が理に適つていたということであり、鞠智城の存続にとつてはやはり立地が重要な要素であることを示している。

七世紀に朝鮮半島の知識・技術を活かして整備された仕組みの上に、八世紀以降直接中国の知識や制度が取り入れられていくという構図は一般に認められ、こうした流れの中に「朝鮮式山城」、古代山城の変化の問題も位置づけられよう。古代山城によつて古代国家のあり方の変化を語ることができるのであり、鞠智城はその一翼を担うものとしてかけがえのない価値をもつてゐる。

注

（一）『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申（二十五日）条に、「今

大宰府縛「治大野・基肄・鞠智三城」とある。

（二）達率は百濟における佐平に次ぐ第二の官位で、彼等が百濟からの亡命貴族であることが分かる。

（三）『日本書紀』天智天皇四年（六六五）八月条に、「遣達率答体春切、

築城於長門国・遣達率禮福留・達率四比福夫於筑紫國・築大野及櫻二城」（後略）とある。同天智天皇九年二月条にも「長門城一、筑紫城二」を築くことがみえているが、これは前者の重出記事と考えられている。

（四）掘立柱建物群からなる鞠智城一期は、出土した土器や瓦などにより七世纪の第三四半期から第四四半期に設定される。百济系銅造菩薩立像の形態などもこれを支持し、また百济（朝鮮半島）との関連を窺わせる。以

下、輪賀城の発掘成果とその評価については、熊本県教育委員会二〇一
二による。

(五) 白山江の戦役直後の天智天皇三年（六六四）には、対馬島・壱岐島・筑

紫國等に防（防人）と烽が置かれ、建築に水城が築かれたという記事がある（『日本書紀』天智天皇三年是歲矣）。『日本書紀』天智天皇六年十一月是月条には、「倭・倭国高安城・讃吉国山田郡屋島城・対馬金田城」である。

(六) 古代において九州から近畿地方にかけての西日本に築かれた山城を、古代山城と称する。文献に見えるものを朝鮮式山城、それ以外を神龍石（式山城）などとする呼び方も研究史上重要なが、本稿では特に必要のない限りそれを古代山城と総称して扱う。

(七) 必ずしも單一の目的に統一される必要もないと思うが、山城を地域支配の拠点として捉える見方など、それぞれの築造年代を含めて古代山城の築造目的については定見をみると至っていない。また、神龍石式山城を白山江の戦い以前、特に齊明天に築かれたものとする意見も根強い。研究史については、向井二〇〇九二〇一〇、また磯村二〇一〇を参照。

本稿では古代山城の築造を大きく対外的な軍事的危機に対応するものとして捉え、そのあり方や役割が八世紀にどのような経過を辿っていくのかという点について考察したい。

(八) 「日本文德天皇実錄」天安二年（八五八）閏一月丙辰（二十四日）条に「肥後國言、菊池城院兵庫鼓自鳴」とあり、同六月己酉（二十日）条に「又肥後國菊池城院兵庫鼓自鳴、同城不動倉十一字火」とある。また、『日本三代実錄』元慶三年（八七九）三月十六日条にも「又肥後國菊池

として早くも変化を遂げていくことについては拙稿で既に触れている（大高二〇一）。本稿に関わる面も大きいので、重複する部分もあるが参照されたい。また、古代東北に蝦夷支配のために設けられた城柵も同じ性格とは言えないものの、西日本の古代山城と比較する対象としては見逃すことはできないものである。

(十) 大宝律令の編纂過程については井上一九七六による。

(十一) 明大宝二年（七〇二）十月の諸国への頭下をもつて、大宝律令の全国的な施行が完了している。

(十二) ただし、同年八月庚申（二十三日）条に「行・幸高安城」という短い記事がみえている。

(十三) 高安城が次の和銅五年の記事では高安烽としてみえていることは、城としての機能が失われた後の山城でも烽として、または何かほかの性格の施設として利用されることを示している。また反対に、城として廃止される以前は、その地理的位置から高安城が烽としての機能も果たしていたのである。古代山城遺跡からの出土遺物の年代は、たとえそれが古代山城としての確実な年代に近いものであっても、全て山城の存続年代として考えることには危険が伴うことを示唆している。

(十四) 備前國の大庭小庭山城からも鬼ノ城と同様、七世紀後半（第四四半期もしくは七世紀末）から八世紀初めあるいは前半の須恵器が出土している（岡山市教育委員会一九八九、谷山二〇一）。

(十五) 高松市教育委員会二〇〇八年では存続年代の提示は行なわれていないが、城内に礎石建物跡が確認されていないことから、長期の存続に対して否定的見解が示されている。

(十六) もっとも、古代山城遺跡において遺構に伴つて年代が判別可能な遺物が出土していること自体そろ多くではなく、考古学的に存続年代を全く明

（九） 大宝律令に規定された邊境防衛制度が、八世紀前半から蝦夷反乱を契機

らかにできていらないものも多い。遺物の年代観についても研究者によつて幅がある場合がある。なお、永納山城・御所ヶ谷山城・唐原山城については後に触れる。

(十七) 文武天皇三年(六九九)に修繕したことが記される三野・稻積の二城

については、博多湾周辺に比定地を求める説と、それそれ倭名類聚抄の日向国鬼湯郡三納郷と大隅国桑原郡稻積郷とにある説があり、いずれもその遺跡は免見されていない。対隼人政策の問題など、どちらの説をとるかで西海道の城全体に対する評価が大きく分かれてくるので、こ

こでは判断を保留して今後の課題としたい。

(十八) 日唐律については、律合研究会編『詔註日本律合』二・三(東京堂出版、一九七五年)を参照し、条文番号・条文名もそれに従つた。

(十九) 『詔註日本律合』および新訂増補國史大系「律」の底本は「曾」とつくるが、国史大系本の校訂(群書類从による)に従う。

(二十) 大宝律では、和銅五年(七一二)年に設置された出羽国についての規定がなかつたことは確実である。

(二十一) 『日本書紀』大化三年(六四七)是歲条に浮足權が設置され權戸が置かれたこと、同四年は歲条に磐舟權が置かれ越と信濃の民を權戸としたことがみえている。

(二十二) 『続日本紀』天平九年(七三七)四月戊午(十四日)条。

(二十三) 仁井田隆著・池田温編集代表『唐日兩令对照』(第三部「唐日兩令对照一覽」)(東京大学出版会、一九九七年)に、大宝令文の復原研究とその成果がまとめられている。

(二十四) 大宰府内の大工の職掌にも「城隣」が規定されている。なお、「城隣」は府職員令では兵部の職掌となつてゐる語であり、それが日本では兵部卿の職掌となつてゐるものである。

(二十五) 食住一九九〇の「二次的に侵略軍に対する抵抗拠点になることはいうまでもないが、築城の第一義的な目的は有事の際の「逃げ込み城」の確保という点にあつた」という見解を支持したい。

(二十六) 古代山城と軍団の所在地との関連を指摘した日野尚志氏は、文献史料に登場してこない神麗石山城が所在する郡について必ずしも軍団が置かれていたことを指摘している(日野一九八〇)。

(二十七) 軍団兵士の山城への上番について、鈴木二〇一〇参照。

(二十八) 疏文に「兵庫及城櫓等、各有禁」とある。

(二十九) 府兵制における軍事制度では、鎮将・戍主を長とする鎮・戍が邊境に置かれ、折衝府から府兵が防人として派遣されて守備に就いた。そしてこれらを都護府・都督府が上から統督して、騎馬民族に対する邊境防衛に責任を負っていた(濱口一九三〇・菊池一九六四)。

(三十) 坂上康俊氏も、防人は沿岸部に配置されたとみられる事を論証している(坂上二〇一)。

(三十一) 防人が配備されたであろう対馬の金田城が「筑紫城」もしくは「防」に該当しないのかという問題が生じる。対馬という立地の面から、金田城に防人が配置された可能性は高いと思うが、現在までのところ八世紀代と判明する遺物・遺構が金田城跡から出土していない坂上二〇〇七。

また、逆に「筑紫城」が金田城だけを指すということも考えがたく、唐律の「領皮」が金田城を指す「筑紫城」に置き換えられたとは言えない。

(三十二) 成立時期についての諸説については北條一九九五参照。

(三十三) テキストは沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『豊後國風土記・肥前國風土記』(山川出版社、二〇〇八年)に掲載された。

(三十四) 『太宰府市史』(古代資料編、二〇〇三年)「附録 太宰府開運木簡集成」に掲載された。また、『万葉集』卷八夏雜歌所収の神龜五年(七二

八）の「式部大輔石上堅魚朝臣歌一首」（一四七二番）には、「記夷城」に登った際に作られたと記されている。

（三十五）『続日本紀』養老四年九月丁丑（二十八日）条。

（三十六）陸奥按察使管内の調庸制の停止、黒川以北十郡の建置、石城・石背

両国の陸奥国への再併合などが一齐に行なわれた。今泉二〇〇一も参照。

（三十七）『続日本紀』天平二年九月己卯（二十八日）条。

（三十八）その後も東国防人制の復活と再廢止など、東国防人制の変遷と鎮兵

制の変遷との関係は密接かつ対照的であった（鈴木一九九）。

（三十九）新日本古典文学大系本『続日本紀』では「運輸鎮、可」程道遠

近為し差、委輸以速子斛、次三千斛、近四千斛、授外從五位下」とし、諸文本ともに「所」ではなく「可」の字を作っているようである

（国史大系本では「所」）。一方で新日本古典文学大系本の校異補注が

指摘するように、「所」の異体字と「可」とは字形が近似する上、「運輸鎮所」と読むことで四字句の文章となる。同年八月丁卯条には「陸奥

鎮所」が見えることも踏まえ、この記事を「鎮所」の初見とみなす。

（四十）これは同年八月癸亥（五日）条で「陸奥鎮守兵及三閨兵士」を態度や

功績によって三等に分けて報告させたことに對応する記事である。

（四十一）『続日本紀』神護慶雲三年（七六九）正月己亥（三十日）条、同延

暦二年（七八三）四月辛酉（十五日）条、『日本後紀』大同三年（八〇

八）七月甲申（四日）条、天平期以降の鎮・鎮所など、論じ残した部分

については別稿を期したい。

（四十二）『続日本紀』宝龜六年（七七五）十月癸酉（十三日）条で、三年の

間鎮兵九十六人を置いて要害を鎮めようとする出羽国の申請が行われて

ている。

（四十三）『大日本古文書』第一卷五八七頁（六〇四頁）。

（四十四）九月一日付で九月十三日に出雲國に到着した節度使符の項には、「介

正六位上勲十二等巨勢朝臣百名事訖却還任状」とある。

（四十五）『続日本紀』天平二年九月戊申（二十四日）条に「大將軍東人等

言殺戮賊徒豈前國京都郡領大宰史生徒八位上小谷常人、企救御

板櫻領小比凡河内田道。但大長三田塙電者、着箭受逃亡貳野裏。

壬磨登美・板櫻・京都三處害兵一千七百六十人。器仗七十七事。（後略）」とあり、同月壬戌（九日）条には「正嗣之衆、到來鎮所、

編手・多胡古麻呂未到」とある。

（四十六）任命記事は『続日本紀』重龜二年（七一六）八月癸亥（二十日）条、

同九月丙子条にあり、翌養老元年三月己酉（九日）条で節度を賜つた。

後に出発したもののみられる。帰還記事は養老二年十月庚辰（二十一日）

条、同十二月甲戌（十五日）条にみえ、ほぼ全員が帰還を果たした。

（四十七）『続日本紀』養老三年七月丙辰（九日）条。なお大伴山守は神龜二年（七二五）に至っても按察使の職務をあたっているものの（「天平十年駿河國正視候」）『大日本古文書』第二卷（二三頁）、その後の史料

にはみえなくなる。

（四十八）『続日本紀』天平三年十一月丁卯（二十二日）条。

（四十九）『続日本紀』天平四年八月丁亥（十七日）条。

（五十）『続日本紀』養老四年九月戊寅（二十九日）条。反乱の発生を伝える

同年丑条の翌日の記事であり、その時鎮守は播磨按察使とされている。

（五十一）『続日本紀』神龜元年四月丙申（七日）条。同三月甲申（二十五日）条が伝える海道蝦夷の反乱、陸奥大掾佐伯鬼屋麻呂を殺害に対するものである。宇合の帰還は同年十一月辛未（十五日）条・乙酉（二十九日）

条が伝える。

(五十一)『続日本紀』天平六年四月壬子(二十一日)条に、「諸道節度使事

既訖。於是、令三司主典已上掌者知其事。」とある。

(五十二)『続日本紀』天平宝字三年三月庚寅(二十四日)条。

(五十三)『続日本紀』天平宝字三年三月庚寅(二十五日)条。因幡・伯耆・出雲・

石見・安芸・周防・長門がその対象となっている。

(五十四)『続日本紀』宝龜十一年七月丁丑(十五日)条。因幡・伯耆・出雲・

石見・安芸・周防・長門がその対象となっている。

(五十五)『続日本紀』天平宝字三年三月庚寅(二十四日)条。『類聚三代格』

卷五、承和七年(八四〇)九月二十三日太政官詔奏。

(五十六)島方法一企画・編集統括『地図でみる西日本の古代』(平凡社、二

〇〇九年)も参照されたい。

(五十七)北九州山地當にあった場合は、板櫃城と同様近辺に古代山城の存在

は知られないことになる。

(五十八)大野城・基盤城については、考古学的には鞠智城のような編年・時

期区分は得られていない(横田一九八三)。兩城が八世紀を通じて存続

したことは確実であり、今後の検討課題となる。

(五十九)『続日本紀』天平勝宝八歲六月甲辰(二十二日)条。

(六十)怡土城の構造などを具体的に中国の兵法・知識との関わりでどう理解

できるかは今後の課題としたい。

(六十一)『続日本紀』天平宝字三年(七五九)三月庚寅(二十四日)条。

参考文献

- 磯村幸男 一〇一〇 「西日本の古代山城」『史跡で読む日本の歴史』3 古代国家の形成 吉川弘文館
- 板橋和子 一〇二一 「肥後國」と「鞠智城」熊本県教育委員会『鞠智城』
- 城跡II 熊本県文化財調査報告第二七六集
- 井上光貞 一九七六 「日本律令の成立とその注釈書」『日本古代思想史』のついて』『東洋史学』二七七

研究』井上光貞著作集一 岩波書店 一九八六所収

今泉隆雄 一九九一 「律令と東北の城櫓」新野吉古諸戸立雄両教授追記

念会編『秋田地方史の展開』みしま書房

今泉隆雄 一〇〇一 「多賀城の創建」『条里制・古代都市研究』一七

樋本淳一 一九九三 「養老律令試論」佐山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上 吉川弘文館

大隅清陽 一〇〇八 「大宝律令の歴史的地位」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社

大高広和 二〇二一 「律令繼受の時代性」大津透編『律令制研究入門』名著刊行会

大原良通 一九九三 「唐の節度使と日本の道守使」『王權の確立と授受』汲古書院 二〇〇三所収

岡山市教育委員会 一九八九 『大隅小隅山城跡発掘調査報告』

小川秀樹 二〇一〇 「豊前・御所ヶ谷山城」『古代文化』六二・二

鏡山猛 一九三七 「怡土城跡の調査」『日本古文化研究所報告』第六

鏡山猛 一九六七 「帶熊山神籠石」佐賀県教育委員会『帶熊山遺跡とその周辺』佐賀県文化財調査報告書第一六集

龜田隆之 一九七〇 「大宝軍防令」『日本古代制度史論』吉川弘文館 一

九八〇所収

岸俊男 一九五五 「防人考」『日本古代政治史研究』培文房 一九六六所収

北齊太 一九八四 「天平四年の節度使」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻 吉川弘文館

菊池英夫 一九六四 「唐代邊防機関としての守捉・城・鎮等の成立過程に

- 菊池英夫 一九七〇 「西城出土文書を通じてみたる唐玄宗時代における府兵制の運用(下)」『東洋学報』五二・四
- 熊谷公男 二〇〇〇 「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』八四
- 熊本県教育委員会 二〇一二 『鞠智城跡II』熊本県文化財調査報告第二七
六集
- 倉住靖彦 一九九〇 「大野城司考」九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館
- 坂上康俊 二〇〇七 「対馬・金田城の発掘成果」『海路』四
- 坂上康俊 二〇一二 「文献から見た鞠智城」『鞠智城とその時代』熊本県立装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温泉創生館
- 佐賀県教育委員会 一九六五 「おつば山神籠石」佐賀県文化財調査報告書第一四集
- 坂本太郎 一九六九 「大宝令と養老令」『律令制度』坂本太郎著作集七 吉川弘文館 一九八九所収
- 坂元義種 一九六六 「按察使制の研究」『ヒストリア』四四・四五
- 佐々木茂植 一九七三 「多賀城と玉造等諸藩」『国史談話会雑誌』豊田・石井両先生退官記念号
- 惣山晴生 二〇一〇 「鞠智城と古代の西海道」惣山晴生監修『古代山城鞠智城を考える』山川出版社
- 末水浩一 二〇〇七 「唐原山城跡の調査」『満漢』一三
- 末水浩一 二〇一〇 「唐原山城跡」『古代文化』六一・四
- 鈴木拓也 一九九一 「古代陸奥国の軍制」『古代東北の支配構造』吉川弘文館 一九九八所収
- 鈴木拓也 二〇一〇 「軍制史からみた古代山城」『古代文化』六一・四
- 高橋富雄 一九六三 「蝦夷」吉川弘文館
- 高松市教育委員会 二〇〇八 『屋嶋城跡II』高松市埋蔵文化財調査報告第二三集
- 瀧川政次郎 一九五二 「律令時代の国防と烽燧の制」『律令諸制及び令外官の研究』法制史論叢第四卷 角川書店 一九六七所収
- 谷山雅彦 二〇一二 「日本の遺跡四一 鬼ノ城」同成社
- 田平徳栄 一九八三 「基肄城考」九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢』上巻 吉川弘文館
- 長洋一 一九八四 「広嗣の乱と鎮の所在地」『九州史学』七九
- 野村忠夫 一九六六 「養老律令の編纂」『律令政治の諸様相』堀書房 一九六八所収
- 濱口重國 一九三〇 「府兵制度より新兵制へ」『秦漢隋唐史の研究』上 東京大学出版社 一九六六年所収
- 早川庄八 一九六二 「天平六年出雲国計会帳の研究」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館 一九九七所収
- 原田論 一九九九 「天平の節度使について」『続日本紀研究』三二一
- 日野尚志 一九八〇 「古代山城と軍團」『廣島史研究会編』史学研究五十五周年記念論叢』日本編 福武書店
- 平川南 一九七八 「古代の城壁に関する試論」『原始古代社会研究』四 校倉書房
- 北條秀樹 一九八八 「藤原広嗣の乱の基礎的考察」『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館 二〇〇〇所収
- 北條秀樹 一九九一 「初期大宰府軍制と防人」同右書所収

北條秀樹 一九九五 「『肥前国風土記』の成立」 同右書所収

前原市教育委員会 二〇〇六 『国指定史跡 怡土城跡』前原市文化財調査

報告書第九四集

松本政春 一九七一 「大宝軍防令の復原的研究」『律令兵制史の研究』清

文堂 二〇〇二所収

「日本の古代山城研究の成果と課題」『溝塗』一四

向井一雄 二〇〇九 「古代山城論」『古代文化』六二・二

村上幸雄 二〇一〇 「鬼ノ城」『古代山城論』『古代文化』六一・四

山元敏裕 二〇〇八 「古代山城星嶋城について」地方史研究協議会編『歴

史に見る四国』雄山閣

行橋市教育委員会 二〇〇六 「史跡 御所ヶ谷神龍石I」行橋市文化財調

査報告書第三三集

横田義章 一九八三 「大野城の建物」九州歴史資料館編『大宰府古文化論

叢 上巻 吉川弘文館

渡邊芳賀 二〇一〇 「水納山城跡」『古代文化』六二・二

肥後地域における鞠智城と古代寺院について

貞清 世里

はじめに

鞠智城は熊本県北部の山鹿市と菊池市にまたがった米原台地上に位置する。『続日本紀』六九八(文武二年条)の記事を初見とし、七世紀後半に築城されたと考えられている古代山城である。東アジア情勢の緊張の中、対外防衛の拠点、隼人対策の拠点として機能したと考えられている。七世紀後半のこの時期、国家は防衛施設のみならず、仏法による異國調伏政策にも力を入れていたことが、『日本書紀』六五八(孝明天三年)に護国經典である仁王經が説かれていることなどからも知られている。

西海道の古代寺院には觀世音寺式、法起寺式、四天王寺式などの伽藍配置がみられるが、一塔一金堂型式で回廊内の西に金堂と東に塔を配す型式である破世音寺式、法起寺式をとる寺院は現在の福岡県のほか、熊本県である肥後地域に多く分布していることが知られている小田一九八五、石松二〇〇七など)。なかでも、觀世音寺式をとる寺院は日本列島の東西南北端に配置されたことから鎮護國家的性格をもつことが考えられ、大宰府付属寺院の觀世音寺をはじめ、西海道に所在する六か寺のうち二か寺が肥後地域に所在しており、肥後地域の古代山城である鞠智城の築かれた軍事的要衝地に配されていることが指摘できる。

古代地方官衙などの公的施設に付属する寺院の伽藍配置の研究

としては、大宰府と多賀城に付属する觀世音寺と多賀城廢寺の伽藍配置が同じ觀世音寺式であることが知られている(岡田二〇〇四、今泉二〇〇五、菱田二〇〇七など)。古代日本の南端守護としての役割を担つたと考えられる觀世音寺式をとる陳内庵寺などの肥後地域の寺院と国家防衛の拠点であった鞠智城の関係を考えるために、それらの位階関係も踏まえた検討、分析が必要となるが、このような研究はあまり行われていない。

本稿では、古代寺院の伽藍配置が寺院のもつ思想、性格の表れとする前提に立ち、肥後地域における觀世音寺式および法起寺式をとる寺院を中心として、その分布と展開を検討し、古代官道と鞠智城、古代寺院の考察を行なうことで、鞠智城と古代肥後地域における仏教寺院、軍事的施設と信仰の関係について考えてみたい。

一 肥後と古代山城

西海道の古代山城

古代国家は六六三年、白村江の戦いに敗れた後、唐、新羅からの攻撃に備え、西海道から畿内に至るルート沿いに山城を築き防衛設備を整えた。七世紀後半を中心として六世紀末から八世紀はじめころ、对外防衛のため古代律令国家がその主体となつて建てられたと考えられている(亀田二〇〇八)。



図1 西海道の古代山城(高倉 1996 を一部改変)

日本全国で約三十城が確認されており、「日本書紀」などの記録に記されたもの十四城、記録に残っていないものが十六城である(亀田二〇〇八)。西海道においては、大宰府がその中枢である。大宰府は東西を山に囲まれた自然の要塞に位置する。この大宰府の防衛については、百濟の王都扶余の山城配置と酷似する三重の羅城構成が指摘されており、定説となっている(阿部一九九一、成一九九三、高倉一九九六、小田二〇〇〇など)。

大宰府羅城の第一列目は水城、大野城、基肆城によつて構成される。白村江の戦いの翌年六四年に三郡山地と脊振山系の切れ目に水城を築いた³。水城は全長一・二kmの大土壘で高さは三mである。前面に幅六〇m×深さ四mの幅の広い濠、後面にも濠をもつ。土壘の両端付近には門が設けられており、通行が可能な構造であつた。この水城によつて博多湾方面からの大宰府への侵入を防いでいる。六六五年には、百济亡命官により、大野城、基肆城が築かれた⁴。大野城は標高四一〇mの四王寺山の頂に築かれており、南北二km、東西約一・五kmで南北に並んだひし形になつてゐる。周囲を二幅一一m×高さ六mの土壘で囲み、谷の部分には石垣が築かれてゐる。桁行五間×梁行三間の純柱建物跡が多数発見されている。基肆城は大宰府の南方八kmに位置し、想定したと考えられている。基肆城は大宰府の南方八kmに位置し、標高四一四mの四王寺山山頂に一周围四kmにわたつて尾根線上に土壘が築かれ、谷には石垣が築かれている。城内から倉庫と考えられる桁行五間×梁行三間の建物跡が確認されている。山頂から建築平野を一望できることから有明海方面からの敵の侵入を防ぐ目的があつたと考えられている。

第二列目として金田城、鞠智城がある。六六七年に対馬の金田城が築城された。金田城は現在の対馬市美津島町黒瀬の城山にあり、土里石垣、城門の遺構が残っている。六六四年に筑紫国、壱岐島とともに烽がおかれており⁶、朝鮮半島と地理的に近い対馬は九州本土より先に攻撃の対象となることが想定される。さらに、熊本平野の奥まった熊本県菊池市、山鹿市の標高一六〇～二〇〇mの米原台地の一带には鞠智城が築かれており、土里や門跡、倉庫と思われる

礎石建物跡が発見されている(熊本県教育委員会二〇一二)。

対馬の金田城、水城・大野城の間に位置する第三の防衛ラインとして、久留米市高良山西麓の丘陵間の平地に位置する上津土塁がある。長さ約五〇〇mの土塁で南側に濠をともなう。版築土の状態から水城とは同時期に築かれたと考えられている。これに類似するものとして佐賀県三養基郡上峰町の堤土塁がある。長さ約一〇mが残つており、これもまた版築土の状態から水城と同時期に築かれたと考えられているが、濠は確認されていない(高倉一九九六)。

これらに加え、一九九九年に発見された筑紫野市宮地岳の阿志岐古代山城は羅城の東南を固める山城として注目されている。

また、大宰府から漸戸内海を経て都へと至る交通路には、山口県下関市付近に長門城、広島県東部に茨城城・常城、香川県高松市には屋島城があつたとされており、漸戸内海への敵の侵入を防ぐ目的があつたと考えられている。さらに、大阪府八尾市に高安城があり、都への敵の侵入を實際に止めるための位置にあつたと考えられるいる⁷。また、九州北半の山城には隼人対策施設としての意味もあり、対外的な軍事施設であつたと同時に、隼人対策としての機能も有していたと考えられるのである。

鞠智城

大宰府羅城の二列目に位置し、國家の南端守護をになう古代山城が鞠智城である。鞠智城は熊本県北部の菊池市と山鹿市にまたがって所在する。文献では『続日本紀』六九八(文武二)年五月条に大野城、基羅城とともに修理を行つたとする記事が初見である。大野城、基羅城と同時期に修理されていることから、築城時期も同じ六六五年ごろと考えられてきた。

山城は標高四五mの通称「米原台地」上に築かれており、比較的標高が低いのが特徴である。山城の総面積は五五haで土塁線と崖線で囲繞された外周は三、五haである。昭和四二年から発掘調査が行われており、七二棟の建物遺構が平坦部を中心に分布している。

これらは八角形建物、掘立柱建物、礎石建物、礎石・掘立柱併用建物に区分される。建物の年代は、創建期の七世紀後半から十世紀第三四半期までの五期にわけられる(矢野二〇一二)。現在鼓楼として復元されている八角形建物跡の存在や、貯水池跡から出土した菩薩立像など百済系の遺構、遺物が注目されている。鞠智城出土木簡と大宰府および西海道関係の荷札木簡には形状に共通点があることから、大宰府の出先機関としての機能を有していたと考えられている(西住一九九九)。鞠智城の瓦は七世紀末までに生産されたと考えられているが、肥後地域に八世紀からの大宰府系瓦の導入される時期にも流通はみられない(中山二〇〇八、熊本県教育委員会二〇一二)。

鞠智城の遺構時期区分は次のようになっている(図2)。

- | | |
|------|---------------------|
| V期 | 九世紀第四四半期～第十四半期 |
| I期 | 七世紀第三四半期～第十四半期 |
| II期 | 七世紀末～八世紀第一四半期前半 |
| III期 | 八世紀第一四半期後半～八世紀第三四半期 |
| IV期 | 八世紀第三四半期～九世紀第三四半期 |

に配置された「管理棟的建物群」、八角形建物などが建てられて城内に施設の充実化が図られているので、隆盛期と考えられている。『続日本紀』六九八年(武二)年の續治の時期にあたり。また、III期は転換期とされている。II期の「管理棟的建物群」、八角形建物は存続しつつ、掘立柱建物が礎石建物に建て替えられる。この時期の土器など

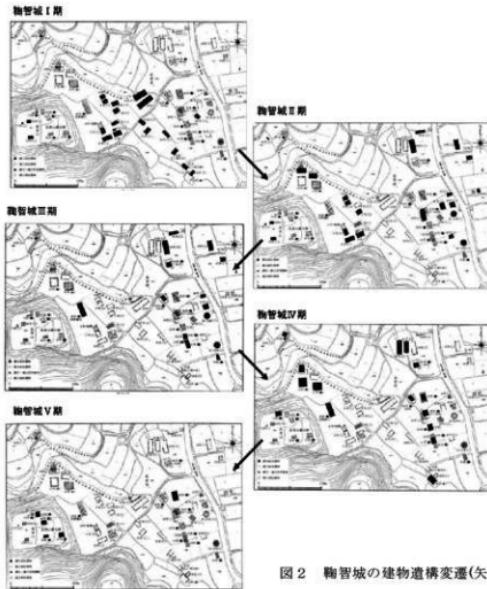


図2 鞠智城の建物構造変遷(矢野 2012より)

どの出土が皆無に等しいため、最低必要人数のみ城の維持のために配置された時期ととらえられており、III期とIV期の間に城の機能の変化が想定されている。

IV期では、II・III期の「管理棟的建物群」が消失しており

城の機能が大きく変容したと考えられている。礎石建物群が大型化していることから、食糧の備蓄施設としての機能が主体を帯びたと考えられている。V期には鞠智城は終末をむかえる。城内の建物数が減少しつつ大型礎石建物が建てられ、食糧備蓄機能は維持される。十世紀第三四半期には城の機能が停止する(矢野[〇一二])。

鞠智城I～III期は管理棟的建物が建てられ初期段階では

南九州の有事にそなえた大宰府の出先機関としての役割ももつていた(岡田[〇一〇])ことから、対外的な軍事施設としての機能が主体であり、IV、V期になると食糧備蓄がその大きな役割となる。その築城時期については、肥後国府の成立前における可能性が高く、初期には官衙的性格をもつていた可能性も考えられている(鶴嶋[〇一一])。

本稿では為政者側による仏教政策と古代山城の関係性について、主として寺院のとする備蓄配置の分布を考察することを検討を行う。よって鞠智城が主に対外的な軍事施設としての役割を担っていたとされるI～III期まで、具体的には七世紀後半から肥後國分寺建立時期までに創建された寺院を中心として扱うことにしてよい。

二、肥後地域の古代寺院

肥後地域の古代寺院は、郡別に以下の寺院が知られている¹⁰。

カツコ内は推定伽藍配置

玉名郡

立願寺廃寺(觀世音寺式(仮))

稻佐廃寺(法起寺式)

山鹿郡 中村廃寺(塔心礎のみ)

菊池郡 十蓮寺廃寺(塔心礎のみ)

山本郡 富応廃寺(塔心礎のみ)

飽田郡 伝大道寺跡(遺構なし)

池辺寺(その他)

詫麻郡 肥後國分僧寺(その他)

陳山廃寺(その他)

渡鹿廃寺(渡鹿B遺跡(不明))

水前寺廃寺(塔礎石のみ)

益城郡 陳内廃寺(觀世音寺式)

淨水寺(礎石のみ)

八代郡 興善寺廃寺(法起寺式)

宇土郡 古保山雲運寺遺跡(塔心礎のみ)

心礎石のみり伽藍配置が明確でないもの、塔のみの一堂式伽藍として扱われているものに分類できる。これらの寺院のなかで、鞠智城I～III期および肥後國分寺、國分尼寺までに創建されたと考えら

れている寺院についてみたい(図3)。

玉名郡

立願寺廃寺 熊本県玉名市立願寺に所在する。昭和二十九年に田辺

哲夫らにより発掘調査が行われ、瓦の出土状況から伽藍配置は法起寺式をとると想定されていた。一九九一(平成三年)から玉名市史編纂事業の一環として発掘調査が行われ、I～III期の遺構変遷が明らかとなつた。II・III期の遺構は觀世音寺式をとると想定されて

いる。II期の年代は八世紀はじめから八世紀中頃まで、III期は八世紀中頃から末までと考えられている。また、玉名郡衙付属寺院(郡寺)と考えられている(坂田一九九四)。軒丸瓦、軒平瓦など多数の遺物が出土している。報告書では伽藍配置が觀世音寺式となつてゐるもの、伽藍配置の想定は難しいことが明らかとなつたので、觀世音寺式(仮)として扱う¹¹。

稻佐廃寺 熊本県玉名郡玉東町に所在する。一九五三(昭和二十八)年に田辺哲夫によつて調査が行われ、古代寺院であることは知られていた。一九七一(昭和四六)年に農道の整備に伴い礎石が飛び出される危険が生じたため松本雅明、高野啓一、佐藤伸二らを主体として伽藍配置の調査が行われた。塔礎石、講堂の礎石、金堂の遺構が検出されている。創建年代は奈良時代末期とされている(田邊一〇〇五)。

菊池郡
十蓮寺廃寺 菊池郡七城町に所在。菊地平野を一望する台地上に位置する。現在は農道の畠の端に礎石を残す状態である。本格的な

発掘調査はおこなわれておらず、礎石が三、四個検出されているのみである¹⁻³。軒丸瓦、軒平瓦が発見されており、陳内庵寺の軒瓦のモチーフを受け継いだものと考えられており、奈良後期の創建年代が想定されている(廣瀬一九八四)。また、菊池郡寺と考えられている。

飽田郡

伝大道寺跡 熊本市京町に所在。遺構は残っておらず、七世紀代の瓦、八九世紀の瓦のみが出土している(美濃口二〇一)。『肥後国誌』によれば、「大道寺」という天台寺院があつたとされている。台地上に位置すること、地形が起伏にとんでいるので、密教寺院の伽藍ではないかとされている(廣瀬一九八四)。

池辺寺 熊本市池上町に所在する。「池辺寺縁起繪巻」によれば和銅の創建とされているが、熊本市教育委員会による池辺寺根本中堂跡(白塚遺跡C)の発掘調査では、九世紀後半の土師器が出土しており、和銅年間ごろの遺構は確認されていない。また、博敷きの本堂、石積みの塔などが検出され、平安初期の堂塔伽藍の貴重な例として注目されている(大城一九九六、美濃口二〇一)。

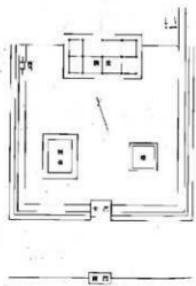
詫麻郡

肥後国分寺 熊本市出水に所在する。一九七〇年から松本雅明による調査が開始され、法隆寺式の塔を回廊で囲み塔、金堂の南側にそれぞれ中門を設けた伽藍配置に推定されたのち、熊本県教育委員会、熊本市教育委員会によつて調査が行われている(金田一九九六)。伽藍配置は変形大官大寺式とする復元案がある¹⁻⁴。七四〇(天平十

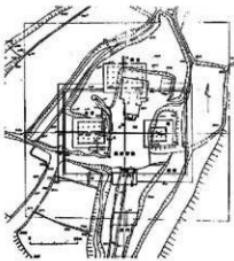
二年)の国分寺造営の詔によつて全国的に国分寺、国分尼寺の造営が始まつたと考えられるが、肥後國分寺の創建年代は、八世紀第二四半期末く第三四半期ごろ、七五六(天平勝宝八年十二月)の仏具の下賜された国名に肥後があることからも、瓦の使用がみられる八世紀第二四半期末以降、第三四半期の前半つまり七四五(天平勝宝九年)から七六年ごろまでには創建されたと考えられている(金田一九九七、二〇〇五)。

陳山庵寺(国分尼寺) 熊本市水前寺公園に所在する。一九七一(昭和四六年)の松本雅明による調査報告によれば、伽藍配置は法起寺式をとつていてことである(松本一九九七)。近年の熊本市の発掘調査で伽藍の痕跡が確認されていないので、本稿では松本雅明による法起寺式伽藍配置の想定は保留とする。出土遺物には軒丸瓦、軒平瓦、鬼瓦などがある。出土の軒先瓦は陳内庵寺の鴻臚館式軒先瓦を形として作られたと考えられるため陳内庵寺よりやや下る奈良時代後期ごろの建立と考えられている(廣瀬一九八四)。

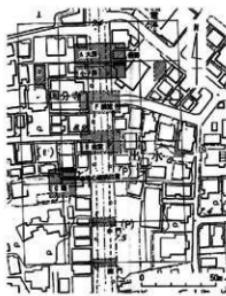
水前寺庵寺 熊本市水前寺公園に所在する。一九五七年に小林久雄、松本雅明らによつて調査が開始された。塔心礎石と礎石の柱間から三重塔を復元、法起寺式の伽藍配置が想定された。その後の調査では寺院の遺構が検出されず、塔のみの寺院があつたと考えられている。一九九三年の熊本市教育委員会の調査によつて九世紀代の溝が検出されている(金田一九九六)。



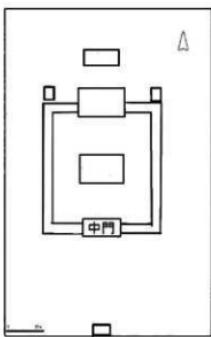
1



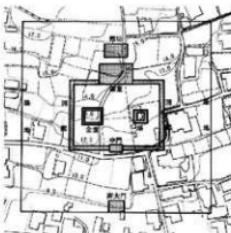
2



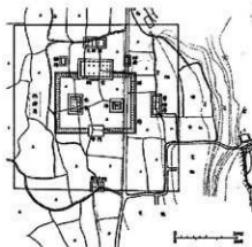
3



4



5



6

図3 肥後の古代寺院の伽藍配置(縮尺は不同)

1 立願寺廃寺(坂田 1994) 2 稲佐廃寺(松本 1977)、3 肥後国分寺(鶴崎氏の御提供による)

4 肥後国分尼寺(美濃口 2011 から作成) 5 興善寺(熊本県教育委員会 1980) 6 陳内廃寺(松本 1965)

益城郡

陳内庵寺 熊本県熊本市（旧下益城郡城南町）陳内に位置する。

瓦が出土することで庵寺の所在は古くから知られていた（松本一九六五）。遺構について、礎石・根石はほとんど残っていないが、塔の版築層基壇が確認されており、一边が一三mの基礎に復元され、五重塔が想定されている。砂岩製の心礎石が確認されており、大きさは一九〇×一八〇cmで、高さ一二〇cmである。觀世音寺式伽藍配置をとる。遺物は老司式をはじめとする軒丸瓦3種、軒平瓦3種、鉄釘、金銅の蝶番、須恵器、土師器などが発見されている。老司式の瓦の組み合わせから、創建年代は七世紀後半から八世紀初頭と考えられている（松本一九六五）。

八代郡
興善寺庵寺 熊本県八代市興善寺町に所在する。一九五九年に童峯村が八代市との合併に先立ち村史の編纂を立案し、一九六一年に松本雅明らによつて調査された。地形や残存する礎石などから法起寺式の伽藍配置をとると推定された。中門、金堂、講堂、僧房の遺構が検出されている。創建年代は瓦の年代から八世紀中葉と考えられている。また、「寺」と刻まれた九世紀前半の土師器が出土している（熊本県教育委員会一九八〇）。

出土瓦の先行研究

肥後地城の瓦は鶴嶋俊彦、金田一精などによつて整理、編年されている。七世紀中頃から後半に単井軒丸瓦において鞠智城から陳内庵寺への影響がみられ、六六五年ごろの鞠智城の築城を契機として

瓦当はめ込み式技法が伝播している（鶴嶋一九九一、金田一九九七）。七世紀後半から八世紀初頭にかけて鞠智城出土の單弁を祖型とする軒丸瓦の同範囲が陳内庵寺と渡鹿A遺跡においてみられ、この時期の軒平瓦においては、陳内庵寺出土の二重弧文のものと鞠智城出土のもの同じ調整方法がみられることから同一の工人集団による造瓦の可能性が考えられている（金田一九九七）。興善寺庵寺において陳内庵寺の系譜をひく軒丸瓦、鬼瓦がみられる一方で、立願寺庵寺は豊前、義内系瓦を使用している。

七世紀後半から八世紀初頭に觀世音寺の本格的な伽藍整備が行われ、大宰府政府が二期にはいる。これらを契機として八世紀初頭から肥後地域に大宰府系瓦が導入され、郡寺の整備がなされる。陳内庵寺で老司I式、鴻臚館式瓦が使用される。ついで陳内庵寺の鴻臚館式を祖型とした瓦を用い、渡鹿庵寺が創建される。立願寺の忍冬唐草文軒平瓦は觀世音寺のものを祖型としており、この時期に伽藍が整備されたと考えられている（金田一九九七・二〇〇五）。

八世紀中頃からは、国分寺、國分尼寺の建立を契機に肥後国分寺系瓦が分布、多くの寺院が建立される。肥後国分寺創建瓦を祖型とするもの、あるいは同范瓦を使用する遺跡として、十蓮寺、渡鹿A遺跡、古保山庵寺があげられ、肥後国分寺造営に協力した地方豪族による寺院造営と考えられている。国分寺と福佐庵寺に同範関係¹⁴、軒丸瓦においては、肥後国分寺から立願寺庵寺、福佐庵寺、大道寺への流れがみられる。一方、渡鹿庵寺、興善寺庵寺は大宰府系瓦を補修に用いているほか、淨水寺跡も興善寺庵寺、肥後国分寺瓦の影響がみられることが指摘されている（鶴嶋一九九一）。

また、立願寺庵寺出土の人面表現を施した軒丸瓦の類似例が百濟

の弥勒寺から出土しており、興善寺廃寺、新羅の皇龍寺跡からも鬼面文軒丸瓦が出土していることから、直接的には両者を結びつけられないが、注目すべきであるとされている(石松二〇〇七)。

肥後の寺院草創期である七世紀後半に鞠智城に単軒丸瓦がみられ、六六五年ごろの鞠智城の築城を契機として瓦当はめ込み式技法が肥後に伝播したと考えられており、鞠智城と陳内廃寺(觀世音寺式)との関連が指摘されている。七世紀末から八世紀初頭の觀世音寺の伽藍整備と大宰府政府二期を契機に大宰府系瓦が流入し、陳内廃寺で老司I式、この頃に觀世音寺式に建て替えが行なわれたという説もある。立願寺廃寺で老司I・II式瓦、興善寺廃寺(法起寺式)では老司II式軒丸瓦と鴻臚館系軒平瓦が出土している。

三、扶余都城における山城と寺院

百濟の古代山城

西海道の大宰府をとりまく古代山城による羅城構造は、韓半島、特に百濟泗沘期の扶蘇山城とそれを取り囲む羅城とよく似ていることが先行研究によって指摘されている。泗沘都城と大宰府城郭は平面プランの酷似、条坊制をもつこと、羅城の構造をもつことなどがその共通点として挙げられている(成周録一九九三)。

韓半島の古代山城は約二〇〇〇城といわれており、半島全域に広がつて分布している。都周辺の城は、王城、王城の周りに開発する拠点の城、その外側の要衝の地に拠点となる城をおくという三重の構造をもち、都を中心とした防衛体制を敷いていることが特徴である。「三国史記」などの記録から四七五年に高句麗の侵攻をうけて陥落した王都が漢城で、現在のソウル市の漢江以南にあつたとされ

ている。百濟史の前期は漢城時代とよばれており、古代国家としての体裁を整えたのは四世紀の中ごろと考えられている。百濟への仏教伝来は三八四(枕流王元)年であることが知られているが、漢城時代の寺跡は確認されていない(田中一九八九)。その後四七五年に文周王が熊津に遷都してから五三八年に泗沘(扶余)に遷都するまでの時代を百濟中期として、熊津時代とよんでいる。熊津は現在忠清南道公州市にある。五三八年に聖王が熊津から泗沘に遷都し、六六〇年に滅亡するまでの一二三年間は扶余に都がおかれた。

百濟では、中期の熊津(公州)で、公山城の周囲一〇km位の範囲内に主要交通路に沿って山城が築かれている。後期の泗沘(扶余)でも同様に主要交通路に沿って周囲約一〇kmの範囲内に東には青馬山城、南東に石城山城、南に聖興山城、北西に懶山城などが配されており、その外郭の拠点にも拠点となる城を築いている(亀田二〇〇八)。

扶蘇山城

扶余の中心に位置すると考えられている泗沘都城の扶蘇山城は白馬江が曲流する地点の自然の地形を利用して築かれている(図4)。

一九九二年から行われた調査によつて、方形鉢巻式城壁は統一新羅時代に築造されたものであることが明らかになり、百濟時代の城壁は総延長約一、五kmの包谷式版築壁で東門、南門、北門などの施設をもつことがわかつている。東門跡付近出土の「大通」銘瓦片から五二七年ごろには築造が完了していたと考えられている(朴二〇一二)。泗沘都城の羅城について、扶蘇山城の東から青山城に至る九〇〇m、青山城—石木里—陵山里—塙倉里につながる羅城五、五km、総延長六、三kmで半月形であることが確認されており、築造時期も

扶余遷都以前かほぼ同時期であると考えられている(朴二〇〇七・二〇一二)。

泗沘都城内部の主要施設の造営は五三八年の遷都以前に完成していたと理解されており、都城の設計は熊津時代に計画され、都城の工事には高句麗土器の出土から旧高句麗統治下の人民が従事した(朴二〇〇一)。都城の中央に位置し、泗沘期を代表する寺院である定林寺は遷都以前に築造され、遅くとも五四一年遣以降に完成したという見解がある(文東録二〇〇五)。近年の研究では内城外郭型都城として解釈し、扶蘇山城は中国都城制の後苑に類似するとする見解もある(朴淳發二〇〇三)



図4 泗沘羅城(朴2011を一部改変)

扶余の寺院

泗沘城への遷都は意図的に行われ、都城も整備された。泗沘城には王城と王都をとりまく羅城があり、羅城の内外に寺院があり、外側に古墳群がある。以下、扶余の寺院についてみていく(図5)。

定林寺跡・扶余の平坦部、街並みの中心部に位置する。現在五層の石塔と高麗時代の石仏が残っている。「一九四二年からの発掘調査で、一塔一金堂式の伽藍配置が確認されている。中門の基壇は東西一三・一×南北七・一m、金堂の基壇は二〇・五五×一五・六〇m、講堂の基壇は二七・〇五×一三・一〇m、回廊基壇は幅五・二mである。各基壇の中軸線は一直線には並ばない。近年の国立扶余文化財研究所の再調査で、講堂が北回廊と直接連結せず、講堂の左右に独立した建物が存在することがわかつている(李二〇一二)。高麗時代に再建される前に、創建伽藍が一度焼失している。百濟時代の泗沘都城の中心、王宮の南に位置し、泗沘遷都直後の六世紀中頃に創建されたと考えられている(申二〇〇七)。泗沘時期の百濟寺院ではもっとも早い時期に編年される。『三国史記』にみられる五四一年に聖王が梁に使節を派遣し、涅槃経などとあわせて工匠、画師を請うたことは定林寺の造成と関連すると理解されており、遷都に先立ち定林寺などの新都の主要施設の整備を行っていたと考えられている(朴淳發二〇〇一)。出土した高麗時代の瓦に「定林寺」銘のものがあり、定林寺とよばれている。また、塑像の検討から南朝仏教の影響が考えられている(李二〇一二)。

扶蘇山廃寺(西腹寺跡)

扶蘇山中腹に位置する。一九四二年に

調査が行われ、南門、中門、塔、金堂の遺構が検出された。建物が縦に一列に並ぶ伽藍配置である。講堂の遺構は検出されていない(田中一九八七)。はじめから講堂をもたない伽藍配置であったのであれば、百濟王宮跡に推定される官北里と隣接していることから、百濟王室の祈願寺や内仏堂であった可能性がある(李二〇一二)。出土瓦の年代から百濟後期の年代(七世紀前半葉)が考えられている(申・洪一九九三)。弥勒寺跡出土品と類似した七葉單弁蓮華文軒丸瓦、礎尾などの瓦類、定林寺跡出土品と類似した塑造像などが出土している(申二〇〇七)。

軍守里寺跡 宮南池の西二〇〇mほどに位置する。一九三五、三年の発掘調査によつて、仏像、塔心礎石が発見され寺跡と判明した。二〇〇五年から整備復元のため行われた調査によつて、木塔跡の基壇は一辺約一四・一四mの方形でまわりに長方形の塹を横に立てめぐらせている。心礎石は、地表下一・八〇mのところから検出された。花崗岩で、一辺九四cmの方形である。金堂の基壇は東西二七・二七×南北二〇mである(金洛中二〇一)。講堂基壇は四六×一八mである。南から塔、金堂、講堂がならぶ一塔一金堂式の伽藍配置であると考えられているが、一塔三金堂式とする説もある(田中一九八九)。心礎の西辺に傾斜路が確認されており、王興寺の木塔跡との類似が指摘されている(金洛中二〇一)。

陵山里寺跡 扶余の羅城の東門跡と陵山里古墳群の間に位置する。一九九二年に陵山里古墳群の駐車場建設のための試掘調査で発見された。金堂、木塔、中門の遺構とそれらを囲む暗渠、その北側

に講堂、工房の遺構が確認されている。金銅製博山香炉が出土したことで注目されている。成徳十三(五六七)年に聖王のために安置した旨を記した石造舍利龕が出土している(梁深鉢二〇〇八)。二〇一年には出土瓦の分類による編年で講堂、東西付属建物について金堂、塔、回廊の順に建てられたことが明らかとなつた。講堂と付属建物(東堂と西堂)について聖明王の陵墓を祀る祠堂であり、五六七年の仏塔建立を契機として仏教寺院として機能するようになったとする李炳鎬の見解(李炳鎬二〇一二)が注目されている。

王興寺跡 扶蘇山とは白馬江を隔てた対岸の蔚城山の山腹に位置する。一九三四年に「王興」銘瓦が出土したことから、現位置が王興寺跡に比定された。国立扶余文化財研究所による発掘調査で二〇二三年に百濟時代創建伽藍の東回廊、寺域南辺の石築、木塔の遺構などが検出された(申・武末証二〇〇七)。木塔跡(一四×一四m)の心礎の南端付近に設けられた舍利装置の青銅製外合に刻まれた銘文から五七七(成徳王二十四)年に創建されたことが明らかとなつた(金洛中二〇一)。

東南里寺跡 軍守里の北五〇〇mほどに位置する。六世紀後半を中心時期としている。塔をもたず、中門、金堂、講堂が一直線に並び、講堂左右の回廊の北端それぞれに別途建物が付属するような伽藍配置が想定されている(李二〇一二)。

龍井寺跡 青馬山城の北西に所在する。一九九一年に扶余文化財研究所によって木塔跡の一部と金堂跡が調査され、一塔一金堂式

の伽藍配置をもつことがわかっている。金堂の遺構の下層には建物跡が確認され、上層の基壇内部から下層建物で使用したと推定される蓮華文軒丸瓦が多数出土している。そのなかに、高句麗系の蓮華文軒丸瓦および龍井寺跡独特の形態の軒丸瓦があることから、創建時期を熊津時代の五世紀末～六世紀初半ごろの泗沘都城築造工事と関連させる見解がある（申二〇〇七）。また、高句麗式瓦当が使用されていたことから、寺院ではなく祠堂あるいは国家的な社廟と関連する建物と見る見解もある（朴二〇一）。

金剛寺跡 白馬江からさらに西に約八kmの扶余中心部からはやや離れた扶余郡恩山面琴公里に所在する。一九六四、五年に発掘調査が行わされた（金二〇〇〇）。百濟時代に建てられたあと、統一新羅時代、高麗時代に改築されたことがわかつており、伽藍配置は典型的な塔一金堂式であるが、東から西に中門、塔、金堂、講堂が並ぶ（田中一九八七）。

また、扶蘇山には東腹にもかつて寺跡があったとされているほか、百濟時代の尼寺の後身との伝承のある早蘭寺や、錦城山の南側に住塔里寺跡、扶余村東には佳增里寺跡などがある（田中一九八九）。泗沘時代の百濟寺院の多くは定林寺に代表される回廊内に中門、塔、金堂、講堂を一直線に配する形を基本とし、講堂と回廊の連結部分が講堂左右の別途建物にもつながっているか、独立した建物があるのかで、仏地と僧地の区別もふまえた日本の飛鳥寺式、四天王寺式の成立過程が注目されている。定林寺式は大阪府新堂庵寺の伽藍配置との関連、扶余陵山里庵寺と陵山里寺古墳群との位置関係の類似も指摘さ

れている（李二〇一）。

王興寺と陵山里庵寺は、成徳王（昌王）の時代に造営されたこと、王室の寺院であること、都城の外側に位置すること、舍利を奉安することが共通している（佐川二〇一〇）。王興寺が扶蘇山城のすぐ外側に位置し、陵山里庵寺は扶蘇山東側の羅城の切れ目付近に位置しており、立地も類似している。六六〇年の百濟滅亡後には、王興寺、定林寺などは残るが、陵山里庵寺は廢棄されることについて、位牌のような性格をもつと考えられる木簡や文字を刻んだ木製陽物が出土していることなどから、殉國者のための祈りの場としての護国寺院としての機能をもつていてとする見解もある（李二〇一）。

定林寺式伽藍配置は五三年の泗沘遷都以降に成立し、六世紀半ばに陵山里庵寺、軍守里庵寺、王興寺が建立され、六世紀末には一部の建物が建立されない変化を生じた伽藍配置をとる東南里寺跡、扶蘇山庵寺が建てられている（李二〇一・二〇一）。

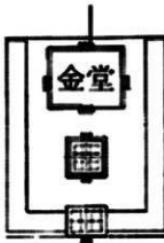
熊津時代から陵山里庵寺の六世紀中頃に羅城と王宮、官衙建物の一部、六世紀中葉から七世紀初頭まで定林寺、東南里遺跡、軍守里庵寺などの瓦建物が建てられており、七世紀前半から後半に都市空間が拡大している（朴二〇一）¹⁸。また、王興寺、陵山里庵寺の舍利にみられる銘文から、积迦信仰の要素がみられることが指摘されている（鈴木二〇一〇）。

扶余の寺院と西海道、肥後の寺院

大宰府羅城のみられる北部九州に点在する寺院において、官寺の性格をもつ伽藍配置である觀世音寺式をとる寺院は確認した限り、府の大寺である觀世音寺、豊前の上坂庵寺、肥後の陳内庵寺である。



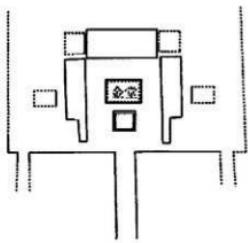
1



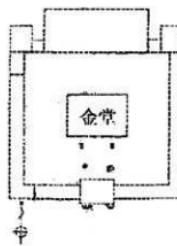
2



3



4



5



6

図5 扶余の古代寺院の伽藍配置(李 2012 を一部改変)

1 定林寺 2 軍守里廃寺 3 扶蘇山廃寺 4 王興寺 5 東南里廃寺 6 陵山里廃寺

泗沘期の百濟の場合、日本の場合と伽藍の型式それ自体は異なるもの

の、都城の中心に位置する定林寺、山城に位置する扶蘇山廃寺、

聖明王の陵墓のとなりに所在する陵山里廃寺、都城の南に位置する

軍守里廃寺は定林式の伽藍配置をとつており、扶余の寺院の中で官

寺的性格をもつと考えられる寺院において本塔などの類似例もみら

れる。また、定林寺、軍守里廃寺、扶蘇山廃寺は王族のような人

によつて建てられた可能性があり、貴族によつて建てられた寺院も

多かつたとする見解もある(亀田二〇〇〇)。仮に、百濟寺院特有の

祠堂のような建物の性格に官衙的要素があつたとする、定林寺は

都城の中心に早い段階から營まれた官寺とみて、陵山里廃寺はその

創建理由から觀世音寺に類似した性格を読み取ることもできる。都

城の南端に位置する軍守里廃寺は陳内廃寺、王興寺は白馬江の北に

位置するため上坂廃寺、扶蘇山廃寺は定林寺と創建時期が開くこと

から十蓮寺廃寺といったような位置関係にも推測できる。直接的な

類似関係をみるとのは飛躍しているが、まず都城の中心、ついで都城

の南端、羅城の要衝に寺院を配置する点は共通していると考えられ

ないだろうか。

しかしながら、扶余の寺院の性格については伽藍配置が類似して

いること、講堂付属建物の性格に加え、都城の都市計画の面からも

検討が必要であり、伽藍配置式のみで論を進めるとは避けたい。

加えて、日本の北部九州に所在する寺院の伽藍配置は一定ではなく、

百濟でみられるような伽藍配置は九州内では豊前・椿市廃寺があげ

られる。鞠智城周辺のみならず西海道の寺院と大宰府羅城との全体

的な比較も含めた論については、北部九州にみられる一堂式伽藍の

検討を踏まえ、稿をあらためたい。

四、鞠智城と古代寺院の分布 官道と古代肥後

律令国家が国家体制を構築するなかで最も重要であった国家整備

のひとつに道の整備があげられる。中央集権国家の整備には、中央

と地方との間の情報の伝達、文物の運搬が必要となり、有事の際の軍

備構築にも道は必要不可欠であった。七〇一年の大宝律令制定によ

り中央集権体制を成立させ、五畿七道の行政地域区分にくわえ、い

わゆる郡郡郷制度が施行された。肥後国は六九〇(持統四)年ころ

に成立したと考えられている。肥後地域は古代国家の西海道支配体

制において、大宰府について重要視されていたことは言うまでもな

い。

肥後国内の古代駅路、駅の研究は木下良、鶴嶋俊彦らによつて行

われている。木下によつて「車路」地名が古代官道の呼び名の変化

したものと位置づけられてから、鶴嶋は肥後地域の車路地名によ

る考察をおこなっている。官道は国府と国府とを結ぶのが基本であ

るので、鞠智城と(七世紀後半には国府を兼ねていた)詫麻詳家のと

連絡道であるとする木下説²⁰、鞠智城下を通る駅路と肥後・豊後連

絡路に接続する車路があるとする鶴嶋説がある。どちらの説も初期

駅路の鞠智城を経由する車路を含む軍事ルートから「延喜式」に残

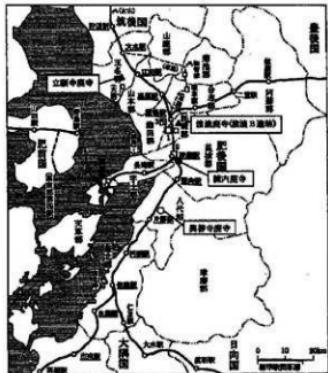
るルートへ変化したことが想定されている(鶴嶋二〇一)。肥後地

域の官道の設置時期について、鞠智城のまわりの初期軍事道路につ

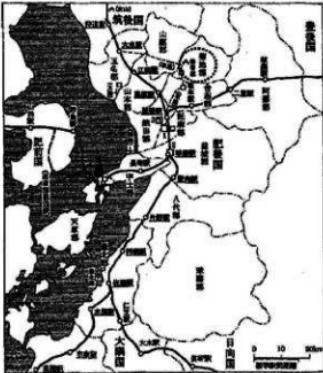
いては七世紀後半の肥後國成立前の段階での整備も考えられている。

律令国家の政策のひとつに仏教による地方支配があげられるが、

駅路にそつて国分寺が分布することが多いことが知られている(木



2.鞠智城 II 期



1.鞠智城 I 期

図 6 鞠智城時期区分における肥後の官道と寺院(木下 2009 を一部改変)

●觀世音寺式寺院 ○法起寺式寺院 ▲その他伽藍配置をとる寺院

肥後の寺院分布と鞠智城の変遷(一期・二期前半)

前述した鞠智城 I ～ III 期における肥後地域の古代寺院の分布をまとめると図 6 のようになる。

鞠智城 I 期：七世紀第三四半期～第四四半期

鞠智城築城。文献では『統日本紀』六九八（文武二年五月条に大野城、基難城とともに修理を行つたとする記事が初見で、大野城、基肆城と同時期に修理されていることから、築城時期も同じ六六五年と考えられてきた。

鞠智城 II 期：七世紀末～八世紀第一四半期前半

陳内庵寺の創建、伽藍整備がおこなわれ、立願寺庵寺が創建される。渡鹿 B 遺跡にも渡鹿庵寺が建てられる。鞠智城築城からほどなく、陳内庵寺と立願寺庵寺の創建・整備時期となる。これらの寺院



3.鞠智城 III 期前半

の伽藍配置は觀世音寺式が想定されている。七世紀末から八世紀初期の大宰府系瓦の導入期にあたって、伽藍の整備が行わされたと想定できる。I・II期において、鞠智城より南に陳内廃寺がおかれていた。陳内廃寺(城南町)陳内には球磨駅の所在地に比定されている城南町官地から東に3kmほどであり、大隅、日向を意識したとされる車路肥支路よりも南に位置する。

鞠智城III期前半：八世紀第一四半期後半～国分寺建立まで
興善寺廃寺が八代に創建される。筑後國と接する五名郡に所在する立願寺廃寺が玉名郡付近に建てられ、一堂型式のI期から觀世音寺式のII期に建て替えられたとする見解がある(玉名市一九九七)。また、七四〇年以降、七五六五年くらいまでに国分寺・国分尼寺・陳内廃寺)が創建される。十津寺廃寺の創建年代もこの時期にあたる。

觀世音寺式伽藍配置をとり、老司系瓦を使用する陳内廃寺寺院が初期に建てられており、薩摩、日向、大隅に至る車路の球磨駅のほど近くに位置する。車路(初期の軍用道路)が日向大隅を意識したものであったという鶴嶋の研究(鶴嶋一九九七など)を踏まえると、早い段階で鞠智城出土瓦を祖型とする瓦を導入している点からも陳内廃寺が鞠智城以南(薩摩、日向)を意識して創建されたことが考えられないだろうか。

隼人対策としての仏教政策

古代国家が律令国家へと発展していくなかで、重要視したものとして仏教があげられる。いわゆる天武・持統朝に仏教政策を重んじた『日本書紀』六八五(天武十三)年の天武天皇の「凡そ政の要は軍

事」の詔にもあるように、仏教政策は単に宗教的、先進の文化的側面のみならず、軍事的側面をもつていた。仏教寺院のとする伽藍配置は仏教思想の表出であり、そのパターンには思想が反映されている。

天武持統朝に行われた仏教政策は鎮護國家政策である。六五八(齊明天三)年に金光明最勝王經、仁王經、法華經の鎮護國家の三經のひとつである仁王經が説かれている。六七六(天武九年)には官寺の制がしきれ、同年五月に金光明經、仁王經が説かれている。また、十四年には国々、家ごとに仏舎をつくり、仏像と経をおき礼拝供養せよとの詔がでている。持統朝では、六九四(持統八年)、六九六(持統十一年)に金光明經が説かれている。天武持統朝に造営された寺院は護国という目的のなかでそれぞれの寺に与えられた役割を担っていた

(甲斐二〇一〇)。

肥後から移民が行われた薩摩・大隅では、『日本書紀』六九二(持統六年)に大隅と阿多に僧が送られており、七〇九年には国師僧が存在していたことがわかる(『続日本紀』和銅二年)。天平期には護国法会が薩摩で行われていたことが正規般などで確認されている(永山二〇〇九)。天平八七年(天平八年)にはまだ国分寺建立詔がだされておらず、薩摩国内での官寺の性格をもつ寺院で法会が行われたことが想定できる。また、薩摩国高城郡には球磨地名が残つており、国府推定地からの距離が約1kmと近い。国府と仏教政策の関係について早い段階での護国法会は国府で行われた例もあるとを考えられている(鬼頭一九八九)。

時代は下るが弘仁、延喜式による西海道諸国の財政規模と国分寺料の割合をみると、日向大隅について肥後の規模が大きくなっていることがわかり(永山二〇〇九)、国家が西海道の南端にも気を

配ついたことが推測できる。

国分寺の正式名称は金光明四天王護國之寺である。古代山城と同様に国家による政策として、仏法による夷敵調伏があげられる。大宰府においては三重の羅城構造をもつ古代山城による防御に加え、觀世音寺、四王寺による仏教的防御がなされた。國家北辺の陸奥・出羽にも觀世音寺・四天王寺の例があり、肥後においては觀世音寺式をとる寺院の南進した薩摩国分寺が觀世音寺式をとる寺院として機能したのに伴い、日向をけん制する官道の分岐点の守りとして、四天王寺としての役割を帯びつつ国分寺が建立された可能性があるのではないかだろうか。

終章 **鞠智城と肥後地域の古代寺院**

以上、肥後地域における鞠智城と古代寺院の分布について検討してきた。これまで述べてきたことをまとめたい。肥後地域は西海道において筑前・豊前に亘る寺院が多く分布する地域である。肥後の古代寺院の伽藍配置には、先学によつて特定の型式に想定され、いるものについては、觀世音寺式、法起寺式、大官大寺式の系譜に属するもの、いわゆる西海道の国分寺の系統ともいえる型式がみられる。初期の寺院においては、觀世音寺式寺院から法起寺式寺院への流れが出土瓦による検討などから想定できる。

鞠智城の遺構変遷時期区分とこれらの古代寺院の分布を比較すると、鞠智城の実質的な軍事基地維持のため最低必要人員を配置するようになつた中期から、七四〇年の国分寺建立の詔から七五六六年くらいまでには肥後にいても国分寺、国分尼寺(陳山庵寺)が創建されている。この時期、鎮護国家的性格をもつ觀世音寺式をとる寺院

から文字通り鎮護国家を標榜する国分寺へと国家レベルでの鎮護国家的機能が移り、鞠智城I・II期は陳山庵寺が觀世音寺式をとる寺院として、拠点的寺院にその性格が付与されていたものが、拠点的寺院が全国展開していくにあたり、III期に実質的に国分寺が主体となつていたことが想定できる。肥後地域には国分寺建立時期とは同時かそのあとに法起寺式寺院が出現する。

もつとも、国家仏教政策であるから国分寺が鎮護国家の主たる担い手であったことは他国とも同様であるが、肥後はそれまで国家の南端として機能していた地域である。八世紀後半から末頃には觀世音寺式をとる寺院が南進し、薩摩国分寺が觀世音寺式をとるが、その後も肥後は南端守護の要であったことが考えられる。

また、從来から指摘されていた百濟泗沘期の扶蘇山城・羅城と大宰府羅城の類似と寺院の関係は、伽藍配置のみでは比較はむずかしいが、泗沘期寺院伽藍配置の基本モデルであり、官寺的性格をもつと考えられる定林寺を早い段階で配置し、羅城をふまえた要衝に陵山里廃寺・軍守里廃寺・王興寺寺院が建てられている点、その後伽藍配置型式の少し変化した東南里寺跡・扶蘇山廃寺などの寺院が建てられ、官寺から拠点的寺院へ、そして別の型式の寺院が分布していくという点は類似している。

鞠智城は為政者からみて大宰府羅城の南端、国家の南端を担う山城であるが、地理的に九州の交通の要衝、中心に位置しており、九州南半から北上する際、最初に目にする山城である。鞠智城の護りとその機能は大宰府を頂点とする西海道支配体制において必要不可欠なものであり、古代寺院をはじめとする仏教文化とも密接にかかっていた。そして、実質的軍事基地としての機能を終えてもなお、

国家の重要な機関であったことは言うまでもない。

* * *

今回、このような私にはとても勿体ない機会を頂戴し熊本県の皆様に心より感謝申し上げます。検討を行うにあたり、指導教員である高倉洋彰先生をはじめ、諸先生方、諸先輩方にご指導、激励のお言葉をいただきました。御礼申し上げます。

また、小稿を作成するにあたつて次の方々に大変お世話になりました。木筆ながらお名前を記して深く感謝を申し上げます(五〇音順、敬称略)。大塚敏彦、木村龍生、清田純一、金正基、鶴嶋俊彦、美濃口紀子、中山圭、西山由美子、能登原孝道、日隈富尚、矢野裕介

¹ 観世音寺式伽藍配置は法起寺式伽藍配置の一端で、同廟宇の西に金堂をおく点は共通しているが、金堂が東面する觀世音寺式、南面する法起寺式として区別されている。

² 貞清坐里・高倉洋彰(二〇一〇)『鎮座四天王の伽藍配置』『日本考古学』三〇号

³ 貞清坐里・高倉洋彰(二〇一〇)『鎮座四天王の伽藍配置』『日本考古学』三〇号

⁴ 『日本書紀』天智天皇三年条に「達率恒福留・達率四比福夫を筑紫城とふ」とある。

⁵ 『日本書紀』天智天皇八年八月条に「又、長門城・筑紫城ニを築く。」と

⁶ 『日本書紀』天智天皇三年条に「対馬島・老岐・筑紫国等に、防と烽とを

⁷ 『日本書紀』天智天皇八年八月条に「又、長門城・筑紫城ニを築かしむ。」とある。

⁸ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

⁹ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹⁰ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹¹ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹² 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹³ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹⁴ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹⁵ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹⁶ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹⁷ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹⁸ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

¹⁹ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²⁰ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²¹ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²² 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²³ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²⁴ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²⁵ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²⁶ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²⁷ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²⁸ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

²⁹ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

³⁰ 『日本書紀』天智天皇九年二月条に「…大野と後、二城を築かしむ。」とある。

1. (一) ここで肥後のすべての古代寺院について取り上げてはいない。

1-1 石松好雄(二〇〇七)『南海道・西海道の寺院遺跡』『シンボルジム報告書 天武・持統朝の寺院遺跡—西日本—』帝國山大學考古學研究所において、伽藍については不明となっている。

1-2 「玉名郡衙」では觀世音寺式とされており、描寫「西海道の法起寺式伽藍配置をとる寺院の検討」において、觀世音寺式として扱つたが、発掘調査を担当された竹田安司氏のご教示では、觀世音寺式として扱うには証拠不十分とのことである。

1-3 松本惟明氏は伽藍配置を法起寺式と想定しているものの、各建物の構造について明確に示されていないので、筆者は法起寺式から外している。

1-4 鶴嶋氏のご教示による。

1-5 芮摩郡の中心とみられる古代集落が展開している。遺跡範囲内を西海道駅路が南北に網羅している。また建物群などの官衙的要素もみられる(美濃口一〇二)。

1-6 綱田龍生(一九九六)『大江遺跡群(渡鹿B遺跡)』において寺院の明確な遺構が検出されないことがままなられている(鶴嶋一九九

1-7 今分寺 II-a と福佐庵寺 II-a の同窓関係が指摘されている(鶴嶋一九九

1-8 李炳錦は法起寺式伽藍配置とよんでいる(李炳錦二〇一二)。

1-9 全国的には車路、車地名のほとんどが駿路の通過地であることから車路地名が古代官道の遺跡とした。

1-10 車路地名については、古代山城の分布地域のみみられるところから古代山城との関係が深いと指摘されている(木下二〇〇九)。

【引用・参考文献】

網田 龍生 一九九六 『天平山跡群(新鹿B遺跡)』『新鹿本市史』 史料編第一 奈良と奈良

阿部 義一 一九九一 『日本列島における都城形成・大室御陵の復元を中心とした『圓丘御陵』』『國立歴史民俗博物館研究報告』三六号 国立歴史民俗博物館

石松 好雄 二〇〇七 『西海道・西海道の寺院遺跡』『シンボルジム報告書 天武・持統朝の

寺院遺跡(西日本)』帝國山大學考古學研究所

鶴嶋 俊彦 一九九六 『大江遺跡』『陳山廢寺』『新鹿本史』史料編第一 奈良と奈良

今泉 隆雄 二〇〇六 『福山遺跡の時代』『東北—その歴史と文化を探る』 東北大出版社

- 会
大城 康雄 一九九六『池田忠勝「新羅寺」史』史料編纂・参考資料

岡田 茂弘 一〇〇四『多賀城跡の再発掘』東北歴史博物館研究記録五 東北歴史博物館

岡田 茂弘 一〇〇五『古代山城としての新羅城』古代山城研究会による熊本県教育委員会

小澤 淳 一七世紀の日本通商と百濟・新羅上部『日韓文化財論集』

独立行政法人国際文化財機関奈良文化財研究所 大綱国民立文化財研究所

小田草木圭一九五五『九州考古学研究』文化交渉局 学生社

小田草木圭一九八〇『日本の朝・武山城の調査と復元』『古文化』第四回集 九州古文化研究会

小田草木圭一九九三『百濟酒津・海吐時代の都城考』『古文書叢書』第四十九集 九州古文

甲斐由美子 一〇〇〇『古代寺院なられる軍事的要塞』

金田 一精一九九六『永平寺廢寺』『新羅寺史』史料編纂・参考資料

金田 一精一九九七『文禄・慶長からみた肥後の古寺』『肥後考古』第一〇号 肥後考古学会

金田 一精一九九八『肥前分寺の歴史について』『肥後考古』第三号 肥後考古学会

金田 修二一〇〇年『韓古代城の比較』『古代都市研究』九 古代都市研究会

龟田 博二〇〇〇『日韓古代宮殿の研究』学生社

鬼頭 清朋一九八九『國府・園と佐倉』『國立歴史民族博物館研究報告』〇集

本下 良輔一〇〇〇年『軍曲日本民の道ぞ歌』『古川弘文館』

金 聖雨一九九八『韓國百濟の坟墓跡を中心とした一塔一龕形式の変化』『日本建築学会論文集』第五一〇号

金 洛中一〇一『泗沘期の百濟都城と寺刹』『宮城飛鳥』奈良県立橿原考古遺跡研究所付属博物館 学生社

熊本県教育委員会一九八〇『興福寺』『圓教寺』

熊本県教育委員会一九八二『肥後分寺』

熊本県立建築防災研究所附属研究室・遺跡組 一〇一二『新羅城とその時代』

申 韓國『武未滅』思一〇〇七『新羅』西日本地域指揮調査の成果と意義』『岡山大学人文論叢』第二十九卷・号

申光燮・洪佑形一九九三『百濟扶蘇山廢寺の発掘』『新羅研究』一〇七号 每日新聞社

船木 錄氏一〇一〇『王興寺から飛鳥寺へ・飛鳥文化の形成』『古文化アジアの仏教と王權』 勉誠出版

成 固輝一九九三『大宰府廢寺と百濟酒津都城との比較考察』『考古学ジャーナル』三六九号

高倉 洋彰一九九六『大宰府・觀世音寺』海鳥社

竹田 宏司一〇〇一『立願寺廢寺の発掘調査について』『阿佐甚寺史』第三二回例会資料

肥後考古学会

竹田 宏司編一〇〇一『立願寺廢寺』『名古市内遺跡調査報告書』Ⅰ-Ⅳ成 一・二年度の調査』 玉名市教育委員会

田中 徳裕編一九九八『韓國古代遺跡』『三百古物』御耶篇 中央公論社

田中 徳裕一〇一二『朝鮮・三國の陵墓について』『東アジア都城の比較研究』京都大学人文学部出版会

田中 徳裕一〇一二『古代都城における難城の成立』『東アジア都城の比較研究』京都大学人文学部出版会

田邊 哲夫一九五五『立願寺廢寺中間開示』『日本考古學報集録』

田邊 哲夫 一九五六『玉名郡跡と推定される肥後立願寺の構造』『熊本史学』一〇号

田邊 哲夫 一〇〇五『第五回代』『玉名市史』通史編上巻 玉名市

- 鶴鳴 俊彦一九九一『阿波における歴史時代研究の現状と課題』『交流の考古学』肥後考古学
会
- 鶴鳴 俊彦一〇〇四『阿波國』『日本古代道路大典』八木書店
- 鶴鳴 俊彦一〇一『王民官道軍路・鶴鳴城』『古氏東アジアの道路と交通』勧誠出版株式会
社
- 中山 一夫一〇〇八『鶴鳴城の瓦』『古代東アジアの瓦』韓国鳥会
- 木山 修一〇〇九『軍人と古代日本』同社
- 西坂欣一郎一九九九『安藝から見えた鶴鳴城跡—最近の調査成果から—』『先史
学考古学研究』龍舌兰会
- 村谷篤一〇一『西宮城城研究の現状と課題』『東アジア都城の比較研究』京都大学学術出版会
社学術研究資料
- 町田 章編一九八九『古代史復元八』『古代の対談と寺院』講談社
- 兵谷有利編一〇〇六『立廟寺廃寺A地盤』『立廟寺廃寺B地盤』『玉名市内遺跡調査報告書』平
成五・六年度の調査
- 菱田正郎一〇〇七『古代日本國多文化の考古学』京都大学学術出版会
- 廣瀬和郎一九八四『後奈良の寺院と城』『醍醐正良遺稿集刊行会
- 松本 順明一九六五『醍醐寺調査報告』『醍醐町史』城南市史編纂会
- 松本 順明一九八七『阿波の国村と民寺院址の研究』弘文書林
- 松本 順明・高野啓一九七七『福井寺等の伽藍配置』『熊本考古学』
- 美濃口紀二一〇一『西海道と肥後國』出土品からみた古代の熊本』熊本県立熊本博物館
李 成市一〇一〇『壬午寺の建立と古跡仏教』高麗・新羅仏教の発展を中心に『古代東ア
ジアの仏教と王権』勧誠出版
- 李 喜實一〇一〇『百濟與世時代の政治と宗教』『古代東アジアの仏教と王権』勧誠出版
李 喜實一〇一〇『百濟與世時代の政治と宗教』『古代東アジアの仏教と王権』勧誠出版
- 李 喜實一〇一〇『扶桑を林寺跡像後・伽藍配置について』『奈良美術研究』十号 早稲田大学奈良
美術研究所
- 李 喜實一〇一〇『扶桑を林寺跡像後・伽藍配置について』『奈良美術研究』十号 早稲田大学奈良
美術研究所
- 李 喜實一〇一〇『百濟寺院の開創過程と日本の古代寺院』『都城研究特別例会資料』P
DFファミリ
- 李 喜實一〇一〇『百濟寺院の開創過程と日本の初期寺院』『帝塚山大學考古
學研究特別例会報告』十四号
- 梁 淳慈一〇〇八『百濟の瓦 近年の出土古瓦を中心として』『奈良ジャーナル』九月号
- 矢野 審介一〇一二『西宮城跡第三断壁の時期区分と差違』『鶴鳴城II』熊本教育委員
会

造瓦組織編成からみた肥後地域における地方支配展開に関する研究

早川 和賀子

はじめに

本稿の目的は、古代肥後地域における初期寺院の展開、およびそ

の背景にある地方支配の展開について、鞠智城との関係も踏まえ、

瓦の検討を通して考察することである。日本列島において、飛鳥寺

造営以降、寺院、宮、官衙などの限られた建造物に使用された瓦は、

それら建造物の増加とともに、その生産形態を変化させてきた。こ

のような瓦の展開を考古学的に検討することで、それが葺かれた施

設の造営過程とその背景の一端を明らかにすることが可能となる。

大宰府が設置された西海道は、他地域とは異なる地方統治形態の

存在が想定され、そのような地域の大宰府設置前における地方經

営が如何になされたのかを検討することは、その後の西海道における

地方経営のあり方を考察する上で必要であると考える。本稿で扱

う肥後地城は、九州のはば中央に位置し、比較的早い時期から、鞠

智城や寺院など、瓦が出土するような遺跡がみられる。さらに、後

述するが列島内でも稀な瓦の文様や技術の採用が指摘されており、

瓦研究においても独自性の強さが強調してきた。また、対隼人政

策にも大きく貢献した地でもあり、地理的にも重要な地である。以

上ののような問題意識のもと、古代肥後地域における初期寺院の展開

について、白村江敗戦後に築城された鞠智城ともあわせて、瓦生産

の視点から検討する。

一、研究の現状と課題

ここでは、古代肥後地域における初期寺院の展開が、鞠智城との関係でどのように理解されてきたかについて、瓦研究の視点から概観し、そこから導き出される課題を提示する。

西海道における古代瓦の様相は、朝鮮半島系、畿内系、大宰府系など多様であり、從来瓦当文様ごとに研究が進められてきた。特に、大宰府整備を契機として七世紀末／八世紀初頭以降みられる大宰府系瓦（小田一九五七a、一九五七b、一九五八b、一九六一a）の出現以前には、朝鮮半島系や畿内系の瓦が主に広がるとされる（小田、一九五八a、一九六一b、一九六一c、一九六六a、一九六六b、一九七五、他）。

このような状況は、古代肥後地域でもみられる。肥後の瓦についても、從来、系譜、年代観、分布について個別に論じられてきた。その一つとして、九州で出土する單弁軒丸瓦に着目した研究があり、鞠智城跡出土軒丸瓦もその中で検討されている（高谷・鶴嶋、一九八〇）。九州式單弁軒丸瓦は、天智四年（六六五）に着工される大野城・基肄城の築城を九州への流入契機として展開すると考えられて

おり（小田、一九六六b、一九七五）、鞠智城跡出土の単弁軒丸瓦について、大野城出土軒丸瓦との類似が指摘されている（高谷・鶴嶋、一九八〇）。

一方で、鞠智城と肥後地域内の初期寺院の瓦における関係については、鞠智城と陳内庵寺との関連性がしばしば指摘してきた。鞠智城例と蓮弁形態が類似する資料が陳内庵寺で出土しており、鞠智城例を模倣したものと考えられている。また、高谷・鶴嶋は、この陳内庵寺例に伴う重弦文軒平瓦凸面にみられる調整技法（格子叩き後、広幅条痕）が、鞠智城跡出土平瓦の凸面にみられる調整技法と類似することを指摘している。さらには鞠智城例は、陳内庵寺の八世紀初頭の補修瓦とされていた素弁入葉蓮華文軒丸瓦よりや先行して、鞠智城の史料初見である文武二年（六九八）の修治時のものと考えられた（高谷・鶴嶋一九八〇）。鞠智城例の時期に関しては、鞠智城例との類似瓦が、中国地方の天智期の寺院である備後寺町庵寺、安芸横見庵寺でみられることから、後に、創建期に修正されている（鶴嶋一九八一）。

また、これまで個別に検討されてきた肥後地域内の瓦について、鶴嶋が最初に体系的編年を提示した（鶴嶋一九九一）。氏は瓦当文様と製作技法は相間関係にあるものとし、文様と製作技法の変遷から、肥後の瓦を四期（草創期・前期・中期・後期）に区分した。この中で、鞠智城と初期寺院の瓦のうち、大宰府の影響を受ける前の時期にあたるもののが草創期の七世紀後半に位置づけられている。さらに、肥後の初期寺院にみられる「瓦當嵌込み式法」に着目し、この技法が伝播した契機として鞠智城の築城を挙げている。その根拠としては、①初期寺院の一つである陳内庵寺で、鞠智城跡出土軒丸瓦を

矩形とする文様を持つ瓦が出土しており、これが瓦當嵌込み式法であるため、鞠智城跡出土瓦も瓦當嵌込み式法の可能性が高いこと、②鞠智城跡出土平瓦凸面にみられる条痕調整が類似しており、他で例のない特異な技法であること、の二点を挙げており、二遺跡出土の瓦の製作に従事した造瓦人が同一集団であった可能性を指摘している（鶴嶋一九九一）。

その後、鶴嶋の編年を受けて、新出資料も含め、金田が体系的編年を提示している（金田一九九七）。そこでは、瓦当文様と製作技法の比較から、鞠智城跡出土単弁入葉軒丸瓦と大野城出土単弁軒丸瓦の近似性を挙げ、大野城例が大野城築城の年代からそれほど離れていない時期と考えられていることから、鞠智城例も七世紀後半のうち中葉に近い時期に位置づけられるものと考え、肥後地域内の初期寺院出土瓦とは段階設定を区分している。ただ、それ以外は、鶴嶋編年とはほぼ同様の瓦の年代観が示されている。（）でも鶴嶋同様に、鞠智城と陳内庵寺の関連性が指摘されている。具体的には、①蓮弁形態に着目し、鞠智城軒丸瓦→陳内庵寺出土軒丸瓦（陳内I-b式）→陳内庵寺出土軒丸瓦（陳内I-a式）→渡鹿A遺跡出土軒丸瓦（渡鹿I式）という文様変遷をたどる、②技術的変遷については鞠智城から陳内庵寺へ連続的に捉えられないが、陳内庵寺で製作技法上瓦当の剥落を防ぐ機能が上昇した新たな製作技法として嵌込み式技法の導入がみられることから、①の文様変遷の方向を妥当なものと考える、③鞠智城出土平瓦と陳内庵寺出土平瓦の凸面調整が類似する、の三点が挙げられている（金田一九九七）。さらに、鞠智城の瓦と大野城や基肆城などの朝鮮式山城出土瓦との間の共通点が挙げら

れ、鞠智城跡出土軒丸瓦は、肥後の古代造瓦の展開の中ではイレギュラー的存在として位置づけられている（金田一九九七）。

その後、新出資料も含めて鞠智城跡出土瓦の詳細な検討を行った西住が、鞠智城例の製作技法の特殊性を指摘している（西住一九九九）。中山は、この製作技法を「丸瓦被せ式技法」と称し、肥後地域内の初期寺院の瓦でみられる瓦当嵌込み式法とは異なるものとして捉えた（中山二〇〇五）。

以上鞠智城と初期寺院の瓦における関連性に着目して研究史を概観してきた。鞠智城跡出土瓦は、築城期のものとして考える見方が強い。初期寺院との関係では、陳内廐寺出土の单井軒丸瓦との文様の近似が指摘されてはいるが、やはり鞠智城と初期寺院出土の軒丸瓦の間では、「丸瓦被せ式技法」と「瓦當嵌込み式法」という技法上の差異が指摘されている。但し、現状では、瓦からみた鞠智城と初期寺院との関係は、①鞠智城例と陳内廐寺例の近似、②丸瓦被せ式技法と瓦當嵌込み式技法の二項対立、について述べられているに留まる。そこで本稿では、各初期寺院において、初期軒丸瓦の瓦当文様と製作技法の選択が如何になされたのかを検討し、瓦における鞠智城と初期寺院の関係・初期寺院間の関係を詳細に導き出すことで、各初期寺院の造営背景まで踏み込んだ考察が可能となると考ええる。

二、方法と資料

以上の研究史と課題を受けて、本稿では、瓦の検討を通して、古代肥後地域における初期寺院の展開について考察することを目的とする。その際、特に鞠智城と初期寺院の関係に着目し、具体的には

瓦の瓦当文様と製作技法を検討する。

（一）分析方法

第一章でも述べたように、肥後地域内の瓦の展開の様相を明らかにするうえで、これまで鞠智城跡出土瓦と初期寺院出土瓦との関係について検討してきた。ここでは、先行研究の成果をさらに進めために、従来主に検討してきた軒丸瓦を対象とする。まず各対象遺跡出土の軒丸瓦のうち、初期にあたる瓦を抽出し、次に瓦当文様と製作技法をそれぞれ検討することで、各瓦の生成過程を復元する。先行研究より、瓦当文様の動態と製作技法の動態に連動性がみられない可能性が部分的に示されているため、それぞれを個別に検討する。製作技法については、各製作工程で抽出される属性に着目し、各属性のバリエーションを抽出する。さらに、各属性のバリエーションの組み合わせを文様ごとに提示する。具体的な観察項目は、成形技法と調整技法に関するもので、分析の章で後述する。

（二）対象資料

対象遺跡は、肥後地域内でも瓦の出土が七世紀後半の比較的早くからみられる鞠智城、陳内廐寺、渡鹿A遺跡（二）、立願寺廐寺、興善寺廐寺を扱う（第1図）。具体的に扱う資料については以下の通りである。

肥後の古瓦に関する研究は、先述のように、瓦当文様や製作技法、年代観、影響関係など多く指摘されている。ここでは、先行研究で提示されている年代観を概観し、本稿で具体的に分析する資料を抽出する。各瓦について先行研究で指摘されている内容については、



第1図 対象遺跡分布図

分析の項目で触れる。

先述したが、個別に検討されてきた古代肥後地域の瓦について、最初に体系的編年を提示したのは、鶴嶋である。氏の編年では、四期区分がなされており、①肥後独自の瓦生産体制（七世紀後半：草創期）、②大宰府の影響の流入（七世紀末から八世紀初頭：国分寺創建直前・前期）、③肥後國分寺様式の成立と展開（国分寺創建九世紀中葉・中期）、④瓦生産の官による統制（九世紀中葉～一〇世紀初期・後期）という瓦の様相の変遷が描かかれている（鶴嶋一九九二）。

ここで、肥後の古瓦の展開における草創期におかれているのが、鞠智城、陳内廃寺、渡鹿A遺跡、立願寺廃寺、興善寺廃寺出土の初期の瓦である。

その後、これを受けて新出資料も含め金田が提示した編年では、先述のように鞠智城跡出土軒丸瓦を初期寺院出土瓦とは区分し、他はほぼ同様の瓦の変遷が示されている。ここでは、①鞠智城築城を契機として瓦生産が開始し、②立願寺廃寺・陳内廃寺・興善寺廃寺等が造営され、③七世紀末～八世紀初頭には大宰府系瓦の影響を受けた瓦が出現、④国分寺造営とともにない国分寺創建瓦と類似瓦が増加すると理解されている（金田一九九七）。

両者は、鞠智城跡と初期寺院跡出土の瓦の段階設定において異なる見解を示しているが、大宰府系古瓦の影響を受けた資料より、前段階に設定している資料に相違はない。したがって、本稿では、二氏の編年觀に依拠し、鞠智城ならびに初期寺院の初期にあたる瓦を対象資料として、具体的に検討を進める（第2図）（一）。

三、分析

以下、各瓦の瓦当文様と製作技法について個別に検討していく。先行研究で具体的に指摘されている内容については、その折に引用を提示する。

（一）瓦当文様

鞠智城

鞠智城跡出土軒丸瓦の文様に関する検討は、第五次調査出土軒丸瓦片の報告にてみられる。「弁が肉厚で棱線が通り、弁先が強く反転する」という特徴は、百濟末期様式としながらも、天智天皇四年（六六五）に着工される大野城・基肄城の築城を契機として流入される九州式単弁瓦とは、系譜が異なるとしている。また、大野城でも九



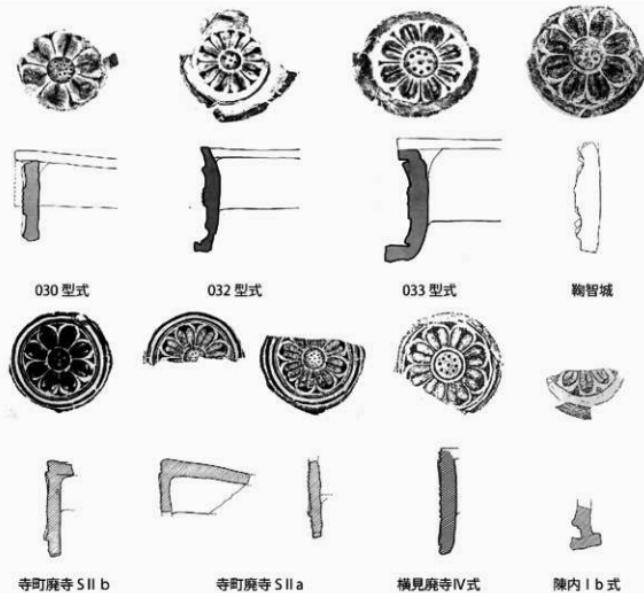
第2図 対象資料(縮尺不同)

鶴嶋一九八〇)。また、第五次調査出土軒丸瓦の系譜について、飛鳥地方、特に豊浦寺の高句麗系軒丸瓦に系統を求める見解もある(小田一九九〇、二〇一二)。肥後地域の古瓦の編年を提示した金田は、それまで指摘されている鞠智城例と陳内廃寺例の類似を追認し、かつ大野城で出土した單弁八葉蓮華文軒丸瓦(○三三型式)との詳細な検討から、瓦当文様の近似を指摘している(金田一九九七)。その後、新出資料を加えて鞠智城例の詳細な検討がなされており、横見廃寺、寺町廃寺等の山陽地方寺院や大野城○三三型式との瓦当文様の類似が示唆されている(中山二〇〇五)。

以上のよう、鞠智城出土軒丸瓦の瓦当文様については、その系譜に諸説あり、類似例も諸例挙がっている。本稿の目的は、鞠智城と初期寺院の関係を検討することであるため、鞠智城例の系譜についての十分な検討には至らないが、先行研究で指摘されている瓦当文様類似事例について、断面形態に着目したい(第3図)。

まず、鞠智城例(第3図)についてだが、断面形態の特徴として、突出した中房、中房と弁区間の凹圓線、中房から一段低く匙面状となり弁端で盛り上がる蓮弁、弁区の外の無文平坦面が挙げられる。ここで比較として、鞠智城例より後出するものの、鞠智城例との近似が指摘されている陳内廃寺例(Ib式、第3図)の断面形態を検討する。陳内Ib式は、弁区と周縁の一部のみの残存状況だが、蓮弁は匙面状で弁端は盛り上がり、弁区の外に無文平坦面があり、直立する周縁がみられる。直立する周縁は、後述する成形技法の相違によるものと判断されるが、それ以外は近似している。

また、先行研究で指摘されている大野城の○三三型式(第3図)



第3図 断面形態（縮尺不同）

は、一段高い中房と、匙面状で弁端が盛り上がる蓮弁形態をもつ。しかし、鞠智城例のような中房と弁区間の回園線や、弁区の外の無文平坦面はみられない。むしろ、○三三型式と同じ大宰府編年第一階に位置づけられている大宰府史跡出土の○三三型式（栗原一九九八）で、このような無文平坦面が確認される。

次に、山陽地方寺院例（第3図）についてみていく。鞠智城例と文様の類似が指摘されている横見廃寺第IV類は、中山の指摘のように、蓮弁が匙面状になり、弁端は盛り上がり、蓮弁と中房間に回園線がみられる点が鞠智城例と類似する。この蓮弁と中房間にめぐる回園線という特徴は、古新羅の瓦の文様によくみられる指摘されている（亀田二〇〇六）ことを付け加えておく。

但し、横見廃寺IV類は、周縁が二重圓あるいは三重圓となり、中房が一段低く（中山二〇〇五）、全体的に平坦な印象が強い。このような印象は、寺町廃寺出土軒丸瓦でも同様である。匙面状で弁端が盛り上がる蓮弁は類似するのだが、周縁は二重圓で（中山二〇〇五）、中房が一段低く平坦な印象である。

以上、鞠智城出土瓦との文様の類似が指摘されている資料について、断面形態をみてきたが、平面形態同様に、鞠智城例と合致するものは認められない。ただし、蓮弁の断面形態や蓮弁より中房が一段突出する点で、大野城出土例が近似するといえる。しかし、通例指摘されている○三三型式だけではなく、○三三型式にみられる要素も合わせもち、大宰府編年第一段階に位置づけられる諸瓦と、文様決定・瓦范製作のうえで関連があった可能性が窺える。

陳内廃寺

陳内 I b 式（第2図）は、鞠智城の項でも述べた通り、鞠智城跡出土の单弁八葉蓮華文軒丸瓦と、文様の近似が指摘されてきた（高谷・鶴嶋一九八〇、鶴嶋一九九一、金田一九九七）。類似点として、瓦当文様の蓮弁形態が主に挙げられており、弁区と周縁の間の無又部がみられる点も共通点として指摘されている（金田一九九七）。実見の結果、平面形態ならびに断面形態も非常に類似性が高いことが確認された。断面形態については、鞠智城の項で検討した通りである。但し、弁区と周縁の間の無文部については、鞠智城例では瓦范によつて作り出されたものであるが、陳内 I b 式では、無文部に沿つたナデ跡がみられる。これは、後述する瓦當嵌み式技法による製作のため、瓦当と丸瓦の接着を高めるためのものと推定される。

陳内 I a 式（第2図）は、渡鹿 A 遺跡出土の单弁八葉蓮華文軒丸瓦（渡鹿 I 式）との類似性が高く、それとともに論じられることが多いめ、次の渡鹿 A 遺跡の項であわせて検討する。

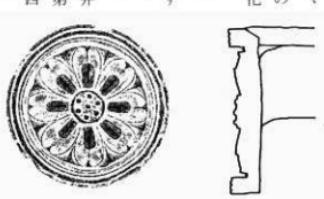
渡鹿 A 遺跡

渡鹿 I 式（第2図）は、陳内 I a 式と瓦当文様が類似し、同文異

範と考えられている。また、実見がかなつてないが、陳内廃寺にて、渡鹿 A 遺跡と同范の軒丸瓦が確認されており（金田一九九七）、二遺跡間の関連性が窺える。この文様の系譜に関しては、重圓文縁であること、蓮弁に子葉はないが縞を隆起線として残していることを根拠として、山田寺系瓦当文の変異型の可能性が指摘されている（小田一九六一-b）。また、陳内 I a 式・渡鹿 I 式については、鞠智城例を祖形とし、鞠智城例→陳内 I b 式→陳内 I a 式・渡鹿 I 式と変化したものと想定されている（金田一九九七）。

しかし、鞠智城例・陳内 I b 式と、陳内 I a 式・渡鹿 I 式との間の文様変遷は、蓮弁形態、中房の突出の程度、周縁の様相において連続的に捉え難い。また、断面形態でも、鞠智城例や陳内 I b 式の蓮弁の断面形態は反り返るのに対し、陳内 I a 式・渡鹿 I 式は逆に膨らむという差異がみられる。よって、陳内 I a 式・渡鹿 I 式の瓦当文様の成立過程は、陳内 I b 式からの変化では説明できないと考えられる。

陳内 I a 式・渡鹿 I 式の要素で、



第4図 山田寺式軒丸瓦例

内区と周縁の間の細い圓線がなく、蓮弁には山田寺式のような子葉

はもたず中央に稜線をもつなど、差異もみられ、山田寺式との文様の隔たりは大きい。九州でみられる山田寺系の瓦当文様は限られており、筑後の上岩田遺跡出土の垂木先瓦がその典型であるが、その他、筑前の上白水遺跡・ウタグチ瓦窯跡、塔原廃寺でも認められている（小田一九六一b）。陳内I-a式・渡鹿I式は、このような山田寺系の文様を採用している瓦とも連続性が認めがたい。陳内I-a式・渡鹿I式の文様系譜については、今後の課題としたい。

立願寺廃寺

山田寺系の瓦当文様と指摘されている軒丸瓦A型（第2図）と、法隆寺系の瓦当文様と指摘されている軒丸瓦B型（第2図）がある（坂田編一九九四）。

A型は、單弁素弁八葉蓮華文軒丸瓦や

先に挙げた九州出土の山田寺系軒丸瓦とは、連続的には捉え難い。

現段階では、直接の系譜元にあたると考えられる資料の特定には至っておらず、この資料の文様系譜についても今後の課題としたい。

第5図 法隆寺式軒丸瓦例

B型は、複弁八葉蓮華文軒丸瓦で、その文様意匠は、蓮子の数や周縁の線鋸齒文の数など部分的の差異はあるが、法隆寺式軒丸瓦（第5図）に非常に近似している。先行研究の指摘通り、法隆寺式に系

譜がたどりうると考えられよう。

興善寺廃寺

興善寺I-a式（第2図）は、鬼面文と報告されているが、非常に簡略化された文様表現であり、現在のところ、直接的系譜を考えられる資料は特定されていない。同じ肥後地域内でも立願寺廃寺で「鬼面文」軒丸瓦は出土しているが、立願寺例は編年上八世紀後半に位置づけられており、文様意匠も興善寺I-a式とは隔たりが大きい。

朝鮮半島では、新羅の皇龍寺で類似した鬼面文軒丸瓦（第6図）がみられる。当資料は、総出土量が約百八十点に及び、廢棄遺構にてまとめて出土している。また、文献上で八世紀半ばに建てられたと考えられている第三期伽藍の鐘楼の基壇内からも若干出土して

おり（文化財管理局一九八四）、この年代に従うと、この瓦が皇龍寺にて使用されたのはこれ以前と考えられる。皇龍寺例の明確な年代が不明であり、興善寺I-a式が肥後地域内他の初期寺院出土瓦との製作技法の同一から、七世紀後半～八世紀初頭に位置づけられることを考えると、両資料の年代観が今後の課題となる。文様意匠を比較すると、全体的に平面的で、全体の文様構成、簡略な眼の表現、趾の配置等は同一である。しかし、舌の有無、眉・額の表現等、差異もみられ、興善寺例のほうが整齊性に欠け、簡略化されている。

興善寺I-b式（第2図）は、單弁八葉蓮華文軒丸瓦である。先行研究では、



第6図 皇龍寺鬼面文軒丸瓦

陳内 I-a 式と類似しつつも、弁の形態など写実性が失われていることから、後出する要素が多いとされている。また、興善寺廃寺で鬼面文軒丸瓦が出土することからも、独自性の強さが想定され、その独自性が文様に反映されている可能性も指摘されている（金田一九九七）。全体的にも平板になり非常に簡略化されているが、陳内廃寺や渡鹿 A 遺跡で出土している単弁八葉蓮華文軒丸瓦にみられるような、中房における十字の凸線が興善寺 I-b 式でもみられる。先行研究で指摘されているように、陳内 I-a 式・渡鹿 I 式の後出形態の可能性が考えられよう。

（二）製作技法

肥後の古瓦の製作技法に関しては、これまでにも検討されている（村田・甲元一九八〇、野田編一九八〇、鶴嶋一九九一、坂田編一九九四、西住一九九九、金田一九九七、中山二〇〇〇五）。ここでは、先行研究に依拠する部分が多いが、瓦の製作工程ごとに抽出される属性に着目し、製作技法について検討を行う。具体的には、従来主に着目されてきた成形技法に加え、調整技法もあわせて検討し、資料間比較を行う。成形技法については、瓦当製作方法や丸瓦先端加工の有無など、成形に関わる痕跡が観察された場合には、その都度明示する。

成形技法

今回改めて資料を観察した結果、先行研究で指摘されている丸瓦被せ式技法、瓦当嵌め込み式技法に、接合式技法も加えた、以下の三つの成形技法がみられた（第7図）。

a 丸瓦被せ式技法
b 瓦当嵌め込み式技法
c 接合式技法



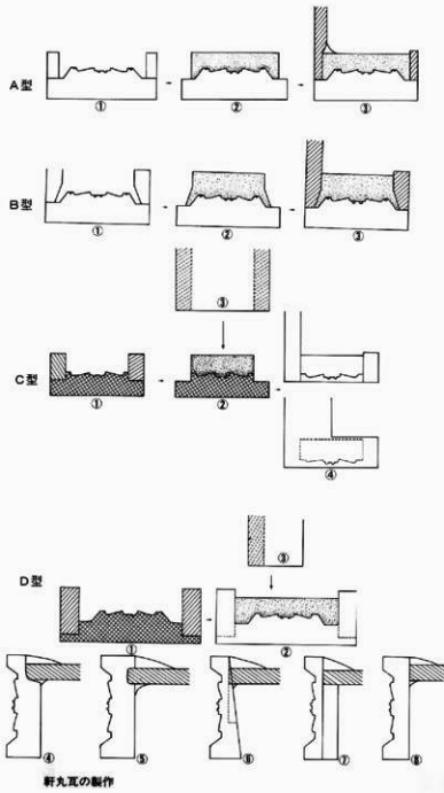
第7図 軒丸瓦成形技法パターン

一方、b は、興善寺廃寺出土瓦の製作技法の復元の際に、提示されている（野田編一九八〇）⁽³⁾。製作した瓦当に円筒の丸瓦を嵌め込み、接合した後に丸瓦の不要部分を切り取る方法である。陳内廃寺（I-a 式、I-b 式）、渡鹿 A 遺跡（I 式）、立願寺廃寺（A 型、B 型）、興善寺廃寺の鬼面文軒丸瓦（I-a 式）の資料がこれにあたる。瓦当文様が鞠智城例に類似する陳内 I-b 式は、一部のみの遺存だが、丸瓦の先端は未調整であることが明確である。瓦当の粘土は数

回に分けて付加されており、粘土塊の境が明瞭に残る。陳内 I-a 式と渡鹿 I 式は、瓦当と丸瓦の接合部分が完形、あるいは丸瓦部分が剥離しており、丸瓦先端の加工については不明である。瓦当は数回に分けて付加した粘土が押し固められており、粘土の境も不明瞭である。

立願寺廃寺例については、報告書の中で立願寺廃寺出土瓦の製作

技法の復元が試みられた際に、瓦當と外枠のセットバーナーによる先端の加工について検討されている（坂田編一九九四、第 8 図）。坂田の指摘するように、立願寺廃寺例の瓦當は均一な厚さで製作されているため外枠の使用がある可能性があるが、明瞭な外枠痕跡は見受けられない。立願寺 A 型は坂田により製作技法「A 型」（第 8 図—A 型）とされている。「A 型」は、丸瓦の先端が周縁の外側部分



第 8 図 立願寺廃寺軒丸瓦の製作技法（坂田編、1994 より引用）

を形成する作り方である。実見の結果、挿入丸瓦部分は、離していなかったが、周縁の内側部分が瓦当面から続く粘土で製作されていることを確認できた。瓦当は、瓦当の厚さ分の粘土が数回に分けて付加され押し固められ、側面は同心円印文で叩き締められており、粘土の境は明瞭ではない。坂田によると、挿入丸瓦の内側部分を少し削つて瓦当部に嵌め込む（第8図—A型—③）とあるが、実見したところその痕跡は確認できなかつた。

立願寺B型は、坂田によると製作技法「C型」（第8図—C型）とされている。「C型」は瓦当を製作して、先端未調整の円筒丸瓦を挿入する方法だが、実見の結果、丸瓦の四面側を横ヶズリしたものを持入している例もみられた（図）。瓦当の粘土は数回に分けて付加され押し固められており、粘土の境は不明瞭である。但し、瓦当裏面側の粘土一枚分のみ粘土境が非常に明瞭に残つており、この一枚分については粘土付加のタイミングが異なることが想定される。おそらく瓦当を作り、円筒丸瓦を嵌め込んだ後に、瓦当と丸瓦の接合を高めることも意図して、さらに粘土を付加したものと考えられる。興善寺I-a式は、陳内I-a式・渡鹿I式同様に、瓦当と丸瓦の接合部分が完形、あるいは丸瓦部分が剥離しているため、丸瓦先端の加工については不明である。瓦当は、同じ厚さの粘土を二枚重ねて製作されており、粘土境が非常に明瞭に残る。裏面側の粘土一枚分は、円筒丸瓦挿入後に付加した可能性がある。瓦当文様の節で、文様の類似を指摘した皇龍寺例は、実見し得ていないが、写真を見る限り瓦当嵌み式技法である。また、瓦当製作において、同一の厚さの粘土を二枚重ねる方法が採られており、この点でも、皇龍寺例は興善寺庵寺と類似する。

成形技法cは、瓦当と半裁された丸瓦を接合する方法である。肥後を含め、他地域でも軒丸瓦の成形技法として一般的な方法である。興善寺I-b式がこれに該当する。従来この資料は丸瓦嵌込み式技法とされていたが、今回の検討の結果、接合式技法であることが認められる。

調整技法

観察項目として、瓦当側面、瓦当裏面接合部、裏面調整に着目する（第9図）。各資料の調整技法は、成形技法が三バターンにまとめられたのに比し、「文様」としてバリエーションが認められた。以下、資料ごとに調整技法についてみていく。

鞠智城

鞠智城例は、丸瓦被せ式技法であり、瓦当側面の上半は丸瓦凸面にあたる。多くの資料は瓦當と丸瓦が剥離した状態であり、軒丸瓦に使用された丸瓦の凸面は継や横方向にケズリが施されている。瓦当裏面接合部は、一部の資料で瓦當と丸瓦の接合ラインに沿つた横ナデがみられた。瓦当裏面は、横ナデが認められる。

陳内庵寺

陳内I-b式は一部のみの遺存であるが、瓦当側面には横ナデがみられる。瓦当裏面接合部は、欠損のため不明である。瓦当裏面には、円形の道具痕が残る。これは、瓦当裏面に粘土付加する際に、断面円形の棒状工具で突き固めた痕跡と考えられる。



第9図 軒丸瓦調整部位名称

一方、陳内 I-a 式は、全体的に表面が摩滅しているが、瓦当側面

にあたる円筒丸瓦凸面に微かに平行叩き痕が認められる。瓦当裏面接合部は、瓦当と丸瓦の接合ラインに沿つた横ナデである。瓦当裏面は斜めにナデが施されているが、一部刺突したような痕跡が認められる。これは、鶴嶋が指摘するように（鶴嶋一九九一）、瓦当裏面に粘土を附加した際に棒状工具で刺突したものと思われ、その上からナデを施したと想定される。

渡鹿 A 遺跡

渡鹿 I 式は、瓦当側面にあたる円筒丸瓦が剥離しており、観察し得た一点では、ハケメのような工具による紙方向の調整痕が側面一周にわたって認められる。また、横向の網目痕が微かにみられる。

おそらく、瓦当と円筒丸瓦を接合する際に、円筒丸瓦の凸側面から叩いた際の痕跡と思われる。瓦当裏面接合部は、瓦当と丸瓦の接合ラインに沿つた横ナデである。瓦当裏面には工具で刺突した痕跡がみられ、陳内 I-a 式同様、瓦当裏面に粘土を附加する際に、棒状工具でついた痕跡と考えられる。

立願寺廃寺

A 型は、瓦当側面にあたる円筒丸瓦が全て剥離しているため、側面調整、瓦当裏面接合部調整については不明である。瓦当裏面は紙ナデが施されている。B 型では、瓦当側面に平行叩き文が認められる。瓦当裏面の接合部は、瓦当と丸瓦の接合ラインに沿つた横ナデで、瓦当と円筒丸瓦の接合時に一周する回転ナデが施されている。瓦当裏面には、不定方向ナデや紙ナデがみられる。

興善寺廃寺

興善寺 I-a 式は、瓦当嵌め込み式技法による円筒丸瓦が剥離している資料がほとんどである。瓦当裏面が観察し得た一点では、縦ケズリがみられる。瓦当裏面接合部では、横ナデ調整が施され、瓦当裏面では丸瓦にそつたナデ、あるいは斜方向のナデが確認される。

興善寺 I-b 式は、瓦当側面に木板のようなものでナデ調整した痕跡がみられる。主に横向であるが、剥離した丸瓦の相当位置には縦方向のものも認められる。瓦当裏面接合部は、該当部位が剥離しているため不明であるが、僅かにナデ跡認められ、瓦当裏面にはそのナデ跡に一部消されて格子叩き痕が認められる。裏面下端には広く横方向にケズリ調整が施されている。

(三) 小結

以上、先行研究の成果に依拠する部分が多いが、各軒丸瓦について、瓦当文様と製作技法を検討してきた。瓦当文様は、鞠智城の瓦が大野城例も含む大宰府編年第一段階の瓦との関連で考えられ、また、陳内 I-b 式が鞠智城例と近似することが認証できた。陳内 I-a 式・渡鹿 I 式・立願寺 A 型の文様系譜については今後の課題とするが、興善寺 I-b 式は陳内 I-a 式・渡鹿 I 式の後出形態の可能性がある。立願寺 B 型が法隆寺式に系譜がたどりうる一方、興善寺 I-a 式は新羅の皇龍寺出土の鬼面文軒丸瓦と類似する可能性がみられた。

文様ごとの、成形技法と調整技法の検討結果をまとめたものが第 1 表である。同じ瓦当文様の資料の製作技法はおおよそ同一である。丸瓦被せ式技法 (a) の鞠智城例と接合式技法 (c) の興善寺 I-b 式の製作技法は、それぞれ特徴がみられ、瓦当嵌め込み式技法

第1表 型式別製作技法（「-」は欠損、あるいは廃減のため不明）

造形A造跡 式	南面唐寺		施賀城	
b	lb	la	s	成形技法
押し固め	粘土塊壓ね	押し固め	—	瓦器製作
未焼成	—	凹面・別名	瓦古早型	瓦古早型
模様印+撥けナデ?	模ナデ	平行文(鉛)	(剥離丸五二) 線・種・ケヅリ	瓦当斜面
撥ナデ	—	撥ナデ	模ナデ	瓦当表面接合部
剥離印+ナデ	円形道具痕	剥痕+模ナデ	模ナデ	瓦当表面

興善寺唐寺	立願寺唐寺			
lb	la	b	A型	
c	—	b	b	
押し固め	粘土块	押し固め+捺	押し固め	成形技法
木板?ナデ?	模ケヅリ	凹面・模ケヅリ? 未焼成	未焼成	瓦当製作
木板?ナデ?	模ナデ?	平行文(鉛)	(剥離丸五二) 平行文(鉛)	瓦古早型
施字印+模	ナデ?	回輪ナデ	模ナデ	瓦当表面接合部
(下端) 撥ケヅリ?	—	不安定向? 撥ナデ	—	瓦当表面

(b) を採用する他資料とは類似しない。

また、瓦当嵌め込み式技法（b）の資料の中でも、多様な様相がみられる（五）。陳内一

式と類似するといえる。興善寺 I a 式は、瓦当嵌め込み式技法であるが、他の瓦當嵌め込み式技法を採る諸事例とは、瓦當製作法・調整技法において差異がみられる。むしろ、瓦當製作方法に関しては、瓦當嵌め込み式技法とあわせて、皇龍寺の鬼面文軒丸瓦の例に近い。

四
考證

（一）古代肥後地域における初期瓦の生成過程

の二型式の類似度の高さを示す。よってこの二型式は、瓦当様と製作技法の類似が比例する例である。立願寺の例も、瓦當製作や瓦當側面に叩き痕を残す点では、陳内I-a式・渡鹿I式と類似する。一方、道具は異なるが、瓦當に粘土を付加する際に瓦当裏面を刺突する点では、陳内I-b式も陳内I-a式・渡鹿I

寺などの七世紀後半の山陽地方寺院で確認されることが指摘されている(妹尾二〇〇五a、二〇〇五b、中山三〇〇五)。また、当時の朝鮮半島でも同様の製作技法がみられ、百濟や(薛一九七八、龟田一九八一、二〇〇〇)、新羅でも確認されることが指摘されている(中山二〇〇五)。本稿では、鞠智城例の製作技法の直接的系譜について、具体的な分析ができるいないため、これについては今後の課題とし

たい。ただ、金田が、鞠智城の瓦について「肥後の古代造瓦の展開の中でイレギュラー的存在」と示唆している点については（金田二〇〇五）、本分析においても追認し得たといえる。

次に、その他の遺跡例の生成過程について考察する。ここで、各遺跡で広く採用される瓦当嵌め込み式技法について検討する。瓦当嵌め込み式技法は、丸瓦被せ式技法同様に、列島内ではそれほど一般的にみられるものではない。九州外では、広島県鎌山遺跡、長野県明科廃寺、埼玉県馬騎の内廃寺、福島県越後廃寺などに限定的に確認されている（鈴木一九九〇）。九州では、筑後の上岩田遺跡出土の高句麗百濟系とされる瓦で、類似技法が採用されており、土管状の丸瓦部が取り付けられ、後に下半の不要部分が切り取られている。丸瓦部先端は片枘型に加工され、瓦当裏面は片枘型加工の丸瓦を接合するために、斜めに削り込まれている。また、接合部は回転ナデによる調整が行われている（宮田二〇〇五）。本稿では、資料の遺存状況を要因として、丸瓦先端や瓦当裏面への加工の有無についてのまとめた検討ができるいないが、立願寺B型では、丸瓦の四面側に横ヶズリを行うような加工がみられており、一部の資料では接合部に施された回転ナデが明確に認められる。上岩田遺跡例と立願寺B型では、瓦当文様や丸瓦製作技法等が異なり、上岩田遺跡例のみられる竹状模骨痕が立願寺例ではみられないなどの差異はある。しかし、稀な成形技法であることと、丸瓦先端加工の存在や裏面接合部調整技法の類似より、二遺跡間での技法上の関連性は認めうるのではないか。ちなみに、山田寺式軒丸瓦の製作技法変遷を明らかにした研究では、片枘型→楔型への時期的変遷が明らかにされている（佐川二〇〇一）。このような変遷の方向も加味すると、山田寺系の

垂木先瓦が出土している上岩田遺跡からの製作技法上の影響があつた可能性は否定できない。但し、この上岩田遺跡の高句麗百濟系軒丸瓦については、朝鮮半島からの直接的影響の可能性が示唆されており（小澤編二〇〇五）、畿内における変遷が適用しえない可能性もある。また、龜田は上岩田遺跡例の瓦当嵌め込み式技法を検討する中で、新羅の月城垓字遺跡出土の古新羅瓦例を挙げている（龜田二〇〇六）。以上を踏まえると、半島由来の瓦当嵌め込み式技法が、上岩田遺跡を経由して立願寺廃寺へ導入された可能性が考えられるのではないか。

では、他の瓦当嵌め込み式技法を採用する事例はどうのように考えられるか。陳内I-a式や渡鹿I式が立願寺例と技法上の類似を持つことは先述した。また、陳内I-a式・渡鹿I式は、陳内I-b式とも技法上類似する。以上より、これらの間では技術上の交流が存在した可能性が考えられ、その中でも陳内I-a式と渡鹿I式は瓦当文様・製作技法ともに類似性が非常に高いことから、製作者集団が同一であった可能性が指摘できる。そして、この瓦当嵌め込み式技法の肥後地域における展開の契機となつたのが、立願寺廃寺への技術導入であった可能性が窺える。瓦生産の地方展開における七世紀後葉の様相として、地域ごとに拠点窯が作られることが指摘されており（梶原一九九九）、また巡回的な工人の派遣形態の様相も指摘されている（菱田一九八六、編一九九七、北村二〇〇四a、二〇〇四b）。

本稿における分析結果は、このような他地域の様相とも矛盾しないものと捉えよう。但し、陳内I-b式と立願寺廃寺例では、成形技法bであること以外の技法上の共通性がみられないこと、陳内I-b式の作りが整齊性に欠けること、鞠智城築城期所用とされる鞠智城

例と近似する瓦当文様を採用していること等を考慮すると、陳内 I b式の瓦当嵌み式技法は立願寺廃寺から展開したものとは別経路からの導入の可能性も考えられる。

このような瓦当嵌み式技法の展開の流れとは、異なる様相が想定されるのが、興善寺 I a式の鬼面軒丸瓦である。第三章三節で述べたように、瓦当文様・製作技法とともに、肥後地域の他の瓦当嵌み式技法採用瓦とは類似がみられない。また、皇龍寺出土瓦に、興善寺 I a式との類似文様・技法がみられることから、立願寺廃寺とは異なる経路により、朝鮮半島由来の造瓦情報が導入された可能性が指摘できよう（註）。

肥後に於ける当該時期の瓦は、成形技法の同一性を特徴として、從来の編年でも一時期のみに肥後地域内で広く盛行るものとして、捉えられてきた（鶴嶋一九九一、金田一九九七）。しかし、同じ成形技法の展開の中にも、多様な技術移転の形が存在した可能性が指摘できる。また、瓦当文様の生成過程も多様であり、多くの場合、技法の類似関係と連動することなく、その生成過程において外部から新たに選択・決定され、創案されているとみられる。

（二）瓦からみる肥後地域初期寺院造営の背景

では、以上のように復元された各瓦の生成過程にはどのよくな動きが考えられるだろうか。各瓦は肥後地域内、あるいは一遺跡内で連続と系譜が続く瓦当文様を採用しているのではなく、各生成過程においてその都度新たに外から文様情報を採用している。例えば、法隆寺系軒丸瓦の影響を受けている立願寺 B型も、文様の系譜と連動することなく、他遺跡

出土瓦と同様の瓦当嵌み式技法を採用しており、瓦当文様の決定においては指向性が働いていたことが読み取れる。

このような文様選択が働いていた一方で、実際の瓦製作にあたつては瓦当嵌み式技法が広く採用されたのである。前節において、立願寺廃寺例と上岩田遺跡例の製作技法上の関連の可能性を述べた。

上岩田遺跡例は、先述の通り、高句麗百濟系とされ、製作技法とともに朝鮮半島からの影響が示唆されている（小沢編二〇〇五）。上岩

田遺跡は、七～九世紀前半を中心とする住居址や掘立柱建物跡が密集し、墨書き刻書土器などの官的性格を示す遺物や、朝鮮半島に類例が求められる L字型カマドをもつ住居、鉄器関連遺物、基壇上礎石建築、などの様相からみても、特殊な様相がみてとれる遺跡

であり、官衙的性格をもつ可能性が想定されているところである（柏原・山崎編二〇一、他）。このような遺跡出土の瓦と立願寺廃寺出土瓦との関連を考えると、立願寺廃寺の瓦生産におけるなんらかの「官」的関与が想定される。また、立願寺廃寺例が使用された時期は立願寺廃寺の一期（七世紀末／八世紀初頭）であるとされ、このときの建物配置については、金堂だけの一堂宇が建っていたことが想定されている（坂田編一九九四）。一方、上岩田遺跡の基壇状建物も一堂寺院であった可能性が指摘されており、基壇建物の平面プランの点でも一遺跡間で類似がみられる。以上より、立願寺廃寺の造寺に際しては、上岩田遺跡からの技術移転が行われたことが推測される。これは、立願寺廃寺の初期設定が重要視されたことを示すのではないだろうか。立願寺廃寺の周辺に郡家跡や倉院などが造られる（坂田編一九九四）こととも、この事象は矛盾しないものと思われる。肥後地域において、初期の拠点となる寺院の建築は、既に技

術を持つ他地域からの技術移転により実現されたと想定でき、このようなプロセスは他の地域でみられる瓦生産の展開の様相と類似するといえよう。

以上みてきたように、肥後地域における瓦の展開過程は、その開始の契機を鞠智城築城としながらも、造寺の都度、瓦当文様を選択創案し、瓦当嵌め込み式技法という新たな製作技法を導入することで展開してきたと考えられる。白村江の敗戦以後、他の山城同様に築城された鞠智城の瓦は、初期寺院の瓦の展開とは異なる背景でもつて生産が実現されたのである。瓦の生成過程には、その瓦が使用される施設の性格や目的の相違による、技術移転過程の違いが現れていると考えられる。そして初期寺院の瓦の展開の大きな起点となつたと考えられるのが立願寺廃寺であり、この遺跡の設定には「官」的働きの存在が読み取れる。また、立願寺廃寺の造寺活動は、玉名地域の政治的参画の一つの具現形態でもあったと思われ、このような技術移転の拠点となる寺院の設定が、肥後地域内の造寺活動の展開に大きく寄与したのではないだろうか。

ただ、このような動きのある一方で、興善寺 I-a 式のように立願寺廃寺からの展開では説明できない瓦も存在する。このことから、肥後地域における初期寺院造営に際しては、各寺院での技術移転の様相が多様であったことが窺える。いずれにせよ、肥後地域における築城・造寺の展開では、朝鮮半島系の技術が大いに利用されたことは明らかである。

おわりに

以上、古代肥後地域の鞠智城、ならびに初期寺院の初期瓦の検討

を通して、初期寺院の展開の様相をみてきた。本文での検討内容をまとめる以下の通りである。

- ①鞠智城出土軒丸瓦は、大野城出土瓦（○三三型式）を含む大宰府編年第一段階の瓦の影響を受けて生成された可能性が高い。また、文様とあわせて、製作技法についても大野城を含む大宰府史跡や山陽地方寺院、朝鮮半島で類例が認められるが、肥後地域における造瓦展開とは異なる技術移転過程であった。

②初期寺院出土瓦は、その生成過程の度に新たな文様意匠を導入・創案していた。一方で、製作技法においては、多くの瓦が鞠智城とは異なる瓦当嵌め込み式技法を採用した。但し、その展開においては立願寺廃寺を起点とした展開や、それとは異なる経路での半島由来の技術の導入など、多様な展開過程の存在が想定される。

③瓦の生成過程には、瓦を使用する施設の性格・目的が反映されており、肥後地域での造瓦の展開に寄与したのは、立願寺廃寺を起点とした瓦生産の展開であったと思われる。また、立願寺廃寺造営の実現には上岩遺跡との関連が想定され、その背景には「官」的性格をもつた影響の一端が読み取れる。

肥後地域では、その後大宰府系瓦の影響があらわれ、瓦当嵌め込み式技法は継続しない。この時期的・地域的に限定されて展開する現象を丁寧に追うことで、大宰府整備前の西海道における、地方統治に関する動態を捉えることが可能となる。本稿の検討は、先行研究に依拠する部分が多いにも関わらず、文様系譜の問題、文様・製作技術の移転元の特定、直接・間接を含めた具体的な技術移転プロセスの復元など、多くの課題を残すこととなつた。引き続き、検討していく次第である。

謝辞

本稿は、熊本県教育委員会の平成二十四年度鞠智城跡「特別研究」に伴う、成果報告である。このような発表の機会を与えていただき、心より感謝申し上げます。本稿を執筆するにあたり、指導教員である岩水省三先生をはじめ、田中良之先生、溝口孝司先生、辻田淳一郎先生、中橋孝博先生、宮本一夫先生、瀬口典子先生、佐藤慶也先生、舟橋京子先生には多くの御指導を賜りました。

さらに、研究員・学生諸氏には日頃から多くの御助言・御指導をいただきました。深く感謝申し上げます。また、本稿をなすにあたり、資料の実見に際しては、ご多忙の中、下記の方々・諸機関に便宜を図って頂き、多くの貴重な御教授をいただきました。ここに記して、謝意を表します。(五十音順、敬称略)

木村龍生 清田純一 島港義昭 西江幸子 能登原孝道 日隈寧尚

美濃口紀子 村上晶子 矢野裕介 山崎撰

小郡市埋蔵文化財調査センター 熊本市立熊本博物館 熊本市立熊本歴史博物館

原歴史民俗資料館 熊本県文化財資料室 熊本県立装飾古墳館分館歴史公園

園鞠智城・温故創生館 玉名市歴史博物館「こころピア」明言院

注

(一) 渡鹿A遺跡は、從來託麻郡家に比定されている。しかし、明確な遺構は検出されておらず、白鳳期の瓦や瓦尾が出土していることから、渡鹿A遺跡は、寺院跡の可能性も指摘されている(猪熊・大船・松本一九八〇)。

鶴嶋一九九一、金田一九九七)。渡鹿A遺跡と、近隣の渡鹿B遺跡(渡鹿寺)の性格、ならびに關係についてはさらなる検討を要するが、本稿では、瓦の展開過程を明らかにするという目的のもと、渡鹿A遺跡出土の初期瓦を扱う。

(二) 本稿では、各文様の名称として、既存のものを踏襲する。立願寺廃寺出土資料は、坂田編(一九九四)、それ以外の初期寺院の資料については、

鶴嶋(一九九二)に従う。

(三) 瓦当嵌め込み式技法は、稲垣により提示された軒丸瓦の成形技法の一つである(稲垣一九七〇)。肥後では、奥萬寺廃寺出土軒丸瓦の製作技法の復元の際に、成形技法のパターンが提示されており、野田が提示した

「技法I」(野田編一九八〇)が瓦当嵌め込み式技法に該当する。

(四) 実見の結果、瓦当の丸瓦剥離面の瓦当面寄りに、剥離面に沿った横方向の凸縦がみられた。これは、丸瓦背面に施した横ケズリの転写と思われる。このような痕跡は、全ての資料でみられたわけではない。ケズリ面が丸瓦剥離面と接したことにより、転写として観察し得たと考えられ、痕跡の有無にケズリ加工の有無とは断言できない。

(五) 但し、瓦当裏面接合部においては、およその資料で共通して、接合ラインに沿った横ナデが認められた。これは、瓦当嵌め込み式技法を採用している資料では、瓦当と丸瓦の接合強度を高めるために、接合部に粘土を補強し接合ラインに沿つてナデを施すためと思われる。よって、この調製技法の統一性は、成形技法が同一であることが因である。

(六) 瓦当嵌め込み式技法を採用している馬騮の内廢寺例を検討した龜田は、この技法は全国的にも稀で、朝鮮半島でも奈良時代の瓦に主にみられるところながらも、百濟の益山寺跡の創建時に使用された單弁六葉蓮華文軒丸瓦を挙げている(龜田一九九九)。瓦当嵌め込み式技法の列島への技術移転元の特定については、今後の課題としたい。

参考文献
臺報告書は紙面の都合上割愛させていただきます。
網仲也 一九九七 「北白川廃寺の造営過程—北山背古代寺院の考古学的考

- 察」『古代』九七 早稲田大学考古学会
 稲垣晋也 一九七〇 「主として鏡瓦の成形技法について」『飛鳥白鳳の古
 瓦』奈良国立博物館
 猪熊兼勝・大脇潔・松本修自・津村広志編 一九八〇 『日本古代の鶴尾』
 奈良国立文化財研究所 飛鳥資料館
 江本直編 一九八〇 『興善寺Ⅱ—熊本県八代市興善寺町所在興善寺四郎
 丸・興善寺志水遺跡の調査』熊本県教育委員会
 小澤毅編 一〇〇五 『古代瓦研究Ⅱ—山田寺式軒瓦の成立と展開』奈
 良文化財研究所
 小田富士雄 一九五七 a 『九州に於ける太宰府系古瓦の展開(一)』『九州
 考古学』一 九州考古学会
 小田富士雄 一九五七 b 『九州に於ける太宰府系古瓦の展開(二)』『九州
 考古学』二 九州考古学会
 小田富士雄 一九五八 a 『九州に於ける法隆寺系宇瓦の展開』『九州考古
 学』三・四 九州考古学会
 小田富士雄 一九五八 b 『九州に於ける太宰府系古瓦の展開(三)』『九州
 考古学』五・六 九州考古学会
 小田富士雄 一九六一 a 『九州における太宰府系古瓦の展開(四)』『九州
 考古学』十三 九州考古学会
 小田富士雄 一九六一 b 『九州に於ける山田寺系垂木先瓦の発見』『歴史
 考古』六
 小田富士雄 一九六一 c 『豊前における新羅系古瓦との意義』『史蹟』
 八五 九大史学会
 小田富士雄 一九六六 a 『九州初期寺院研究の成果』『古代文化』十七
 (三) 古代学協会
- 小田富士雄 一九六六 b 『百濟系單弁軒丸瓦考・その一』『史蹟』九五・九
 大史学会
 小田富士雄 一九七五 『百濟系單弁軒丸瓦考・その二』『九州文化史研究
 所紀』二十 九州大学九州文化史研究所
 小田富士雄 一九七七 『九州考古学研究 歴史時代篇』学生社
 柏原孝俊・山崎頼人編 一九〇一 『上岩田遺跡Ⅲ 上岩田工業団地造成事
 業関係埋文化財調査報告書』小郡市教育委員会
 梶原義実 一九九九 『七世紀における造瓦組織の発展』『史林』八二(六)
 史学研究会
 金田一精 一九九七 『文様・技法からみた肥後の古瓦』『肥後考古』十
 肥後考古学会
 亀田修一 一九八一 『百濟瓦当考』『百濟研究』十一 忠南大学校百濟研
 究所
 亀田修一 一九九九 『武藏野朝鮮系瓦と漢來人』『瓦衣千年—森郁夫先生
 遺稿記念論文集—』森郁夫先生遺稿記念論文集刊行会
 亀田修一 二〇〇〇 『百濟軒丸瓦の製作技法』『古代瓦研究Ⅰ—飛鳥
 寺の創建から百濟大寺の成立まで』奈良国立文化財研究所
 亀田修一 二〇〇六 『第四章 北部九州の朝鮮系瓦—豊前地域を中心
 に』『日韓古代瓦の研究』吉川弘文館
 北村圭弘 二〇〇四 a 『近江・南滋賀県寺系列の川原寺式軒丸瓦』『紀要』
 十二 滋賀県立安土城考古博物館

- 北村圭弘 二〇〇四b 「縱置型一本作り軒丸瓦製作技法とその地域的変容」『金沢大学考古学紀要』二七・金沢大学文学部考古学講座
- 熊本市文化財調査会編 一九七五 『熊本市文化財調査報告書』IV、南部地区
- 区』『熊本市文化財調査会
- 九州歴史資料館編 一九八一 『九州古瓦図録』 柏書房
- 栗原和彦 一九九八 「大宰府史跡出土の軒丸瓦—編年試案への摸索—」『九州歴史資料館研究論集』(三)
- 栗原和彦編 二〇〇〇 『大宰府史跡出土軒瓦・卯打痕文字瓦型式一覧』九
- 州歴史資料館
- 国立鹿児島博物館 二〇〇〇 『新羅瓦博』
- 坂田邦洋編 一九九四 『玉名郡衙 玉名市歴史資料集成第十二集―市制四十周年記念―』 玉名市・秘書企画課
- 佐川正敏 二〇〇二 『三・瓦の編年と使用堂塔の比定 A・軒丸瓦』『山田寺発掘調査報告 創立五十周年記念 泰良文化財研究所学報』(六三) 泰良文化財研究所
- 佐川正敏・西川雄大 二〇〇五 『一・山田寺の創建軒丸瓦』『古代瓦研究』II—山田寺式軒瓦の成立と展開— 奈良文化財研究所
- 鹿児島太郎編 一九八一 『備後寺町廢寺—推定三谷寺跡第二次発掘調査報告』三次市教育委員会
- 鹿児島太郎編 一九八二 『備後寺町廢寺—推定三谷寺跡第三次発掘調査報告』三次市教育委員会
- 島津義昭 一九八三 『鞠智城についての考察』『九州歴史資料館開館十周年記念 大宰府古文化講義』上巻 古川弘文館
- 鈴木久男 一九九〇 『一本造り軒丸瓦の再検討』『畿内と東国の瓦』 都立博物館
- 妹尾周三 二〇〇五a 「七・安芸の山田寺式軒瓦」『古代瓦研究』II—山田寺式軒瓦の成立と展開— 奈良文化財研究所
- 妹尾周三 二〇〇五b 「三・備中の山田寺式軒瓦」『古代瓦研究』II—
- 十三・二十四・五十四年度調査概報』 茄農町教育委員会
- 高谷和生・鶴嶋俊彦編 一九八〇 『鞠智城跡調査報告書』昭和四十二・四
- 十三・二十四・五十四年度調査概報』 茄農町教育委員会
- 鶴嶋俊彦 一九八一 『七・鞠智城跡』『九州古瓦図録』九州歴史資料館
- 鶴嶋俊彦 一九九一 『肥後における歴史時代研究の現状と課題』『交流の考古学』三島易会長古稀記念会 肥後考古八・肥後考古学会
- 中山圭二 二〇〇五 『鞠智城出土の軒丸瓦—朝鮮式山城古瓦の一樣相—』『九州考古学』八〇 九州考古学会
- 奈良国立文化財研究所 一九八三 『南都七大寺出土軒瓦型式一覧(一)法隆寺』
- 西住欣一郎 一九九九 『発掘から見た鞠智城跡—最近の調査成果から—』
- 『先史学・考古学論究』I・白原公和美先生古稀記念献呈論文集 龍田考古会
- 西住欣一郎・矢野裕介・本村龍生編 二〇一二 『鞠智城跡II・鞠智城跡第八・三・三次調査報告書』 熊本県教育委員会
- 野田拓治編 一九八〇 『興善寺廢寺I・興善寺馬場跡発掘報告』 熊本県教育委員会
- 菱田哲郎 一九八六 『畿内の初期瓦生産と工人の動向』『史林』六九(三)
- 史学研究会 一九八二 『皇龍寺 遺蹟発掘調査報告書I (園版編)』 文化財管理局

文化財管理局 一九八四 『皇龍寺 遺蹟發掘調査報告書』

松本雅明 一九六五 『陳内庵寺調査報告』 城南町史編纂会

宮田浩之 二〇〇五 九筑後の山田寺系垂木先瓦・鬼瓦』『古代瓦研究II』

村田多津江・甲元眞之 一九八〇 『肥後の古瓦―技法と系譜―』『平原瓦窯址』 熊本県教育委員会

毛利光俊彦編 二〇〇三 『山田寺発掘調査報告 創立五十年記念』 奈良文化財研究所

文化財研究所学報(六三) 奈良文化財研究所

矢野裕介編 二〇〇二 『鞠智城跡―第二十二次調査報告―』 熊本県教育委員会

挿図出典

第1・7・9図、第一表、筆者作成。第2図、矢野編二〇〇二、熊本市文化財調査会編一九七五、松本一九六五、島津一九八三、坂田編一九九四、江本編一九八〇をもとに、作成。第3図、矢野編二〇〇一、栗原編二〇〇〇、島津一九八三、中山一〇〇五、鹿見編一九八一、一九八二をもとに、作成。第4図、毛利光俊彦編二〇〇二より引用。第5図、奈良国立文化財研究所一九八三より引用。第6図、国立慶州博物館二〇〇〇より引用。第8図、坂田編一九九四より引用。

鞠智城が在地社会に与えた影響

古川 順大

はじめに

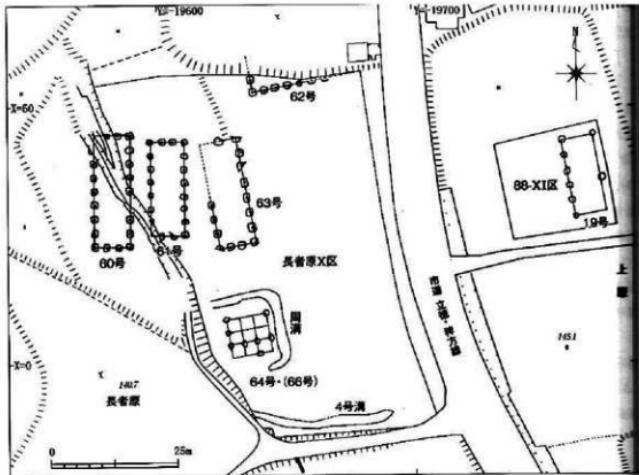
鞠智城は『続日本紀』(以下、「続紀」)(一)・文武二(六九八)年五月甲申条に「令・大宰府・治大野・基肄・鞠智三城」と初めて見える。鞠智城に関する最後の文献史料は『三代実錄』元慶三(八七九)年三月十六日丙午条「肥後国菊池郡城院兵庫戸・自鳴」なので、この間は百八十にもなる。鞠智城の創建記事は文献史料に残らないが、考古学的には大野城・基肄城の築城よりわずかに遅る天智朝後半の創建だとみられている(熊本県教育委員会〇一二(以下、特にことわらない限り、鞠智城に関する考古学的成果は当報告書による))。

鞠智城の時期区分は五期に設定されており、第一期が七世紀第三四半期から第四半期、第二期が七世紀末から八世紀第一四半期前半、第三期が八世紀第一四半期後半から八世紀第三四半期、第四期が八世紀第四半期から九世紀第三四半期、第五期が九世紀第四四半期から十世紀第三四半期に比定されている。鞠智城の築造が、大宝律令のみならず、飛鳥淨御原令にも先行する点には注意しておきたい。第一期の鞠智城は大宝律令以前の軍事制度によって運用され、第二期以降は大宝律令によって運用されたのである(一)。

鞠智城は立地の面でも構造・施設の面でも、他の山城や城柵との差異が大きい。例えば、大野城など九州の山城や鬼ノ城など瀬戸内のものに比べると、鞠智城の占地の標高は低い。鞠智城の城内施設に関して、「コ」の字形建物群などが官衙的要素をもつとはいっても、蝦夷への養給機能を担う東北の城柵のものと同列には論じられない。また、八角形

建物や広大な貯水場のように国内に類例が少ないものもある。鞠智城に付帯する諸特性を整合的に理解することは難しいため、鞠智城の機能などに関しては長年議論が重ねられてきた。近年では鞠智城の役割は固定的だつたのではなく、むしろ海外情勢や国内事情などに応じて変化していくたとえられている(西住一九九九・甲元二〇〇六)。

しかし、鞠智城は国家的な大規模施設である。このような国家的規模の施設は外的要因からの影響を受けるだけではないだろう。例えば、九世紀中葉以前における肥後国府(託麻国府三)の周辺には、大江遺跡群・神水遺跡・二本木遺跡群・新南部遺跡群などがあり、そこでは古代の集落址が発掘されている。集落の存続時期は近辺に託麻国府が存続していた八世紀後半から九世紀中葉に最も集中しており、託麻国府が廢棄された後の九世紀後半には諸集落は急速に衰退したという(新熊本市史編纂委員会一九九六)。国府の存否が周辺社会に影響を与えたと考えられる。九世紀の大野城では、衛卒の糧米を城内の城庫に收めている間は周辺の百姓らが集まつて独自の経済活動を行っていたが、衛卒の糧米を大宰府の税庫に收め始めた途端に入々は散逸したという(『三代格』)(二)。大野城という施設が変わらずとも、税の運用法が変化すれば周辺で活動する人々の行動に影響を及ぼすのである。施設面でも運用面でも大規模な国家的施設である鞠智城も、國際・国内環境に変化させられるとともに、周囲の環境に作用して在地社会を変化させる基底的要因となりうる



(図1)『鞠智城跡II』

本稿では鞠智城の諸要素の中でも「ヨ」の字形建物群（以下「官衙様建物群」）が律令軍事制度と同時期に登場した（後述）ことに注目したい。

少し結論を先取りするが、それは律令軍制上の報賞制度である勲位制度と関係をもつようだ。そこで、官衙様建物群と密接な関係をもつと思しき八世紀の勲位制度を、それが人々の軍事的奉仕に対する国家的な報賞制度であるという観点から、叙述の場に着目して検討する。次いで、その結果をもとに官衙様建物群が築造されるまでの報賞制度を巡ってみる。こうして得られた官衙様建物群の位置づけをもとに、肥後に在地社会における鞠智城官衙様建物群が登場する意義を考察できれば、先の例ほどに直接的な検出は困難であるとしても、在地社会における人々の相互運動の全体構造である在地社会の変化に迫れるのではないだろうか。

第一節

鞠智城長者原地区の北東部分では、四軒の掘立柱建物群（六〇～六三建物跡）が検出されている（図1）（註）。これら四軒のうち、六〇号・六一號建物はIV期のものであり、六二～六三号建物はII期のものである。

六二・六三号建物は四号溝で区画されており、L字形の配置に残る。六三号建物から六二号建物の中心線に対し東対面には、現在は道路でつながられているが、本来はもう一軒の建物があつたと推定されている。長者原地区は「管理中枢機能地区」であり（小田一九九三、六一頁）、この掘立柱建物群は全体で「ヨ」の字形配列をした官衙的な建物群だつたのである（西住一九九九）。

朝堂院や国府などの官舍が「ヨ」の字形に配置されるのは政務や儀式のためである。中央政府の出先機関である国府の最も主要な機能は、朝賀などの儀式を通じて国司や郡司らに国家権力の威信を誇示して、中央

集権的な官僚制の身分序列を在地秩序の上部に位置する郡司ら地方豪族に確認させて、中央集権的な支配を強化することであった（山中一九九四）。それならば、国家の軍事的出先機関である鞠智城における「ヨ」の字形の官衙様建物群もまた、天皇と何者かの統属関係を確認・固定化・再生産するために設置されたとは考えられないだろうか。

官衙様建物群は第Ⅱ期に登場して第Ⅲ期まで存続したという。Ⅱ期にはこれまで一つだった門が三つに増設され（小田二〇二二）、また人々の活動痕跡が活発になるなど、Ⅰ期からの発展的転換が著しい。文武朝の「繕治」では単に城内施設の破損劣化箇所の修理に止まらず、官衙様建物群を増設するなど城内施設の充実化が図られていたのである。官衙様建物群が登場する第Ⅱ期の開始が大宝律令による律令軍事制度の完成（二〇）と近接することが注目される。また、全国的な国府の成立（二〇）と同時期もしくは僅かに先行する点も興味深い。それまでの軍事制度から律令軍事制度に刷新するにあたって、新たな軍事制度に対応した施設の再編が必要だったのだろうか。

地方官衙である国府の儀式を援用して鞠智城で催された儀式を考えみると、国府で毎年元旦に執り行われる朝廷のような定期的な儀式が想定できるかもしれない。ただし、鞠智城における土器の出土状況を見る限り、第Ⅱ期には人々の活動が活発だったようだが、第Ⅲ期は主要の出土量が皆無に等しいことから、人員等の配置が変化して城の維持・管理に必要な最低限の人数のみが配置されていたといふ。官衙様建物群自体が第Ⅲ期まで継続しているにもかかわらず人々の活動痕跡が激減するのならば、官衙様建物群で定期的な儀式が開催されていたことや、官舎が恒常に利用されていたことを想定することは難しいのではないかだろうか。少なくとも、官衙様建物群の第一義的な機能としては想定しにくい。

なぜ官衙様建物群は普段利用されなくなってしまった、ほとんど無人のまましばらく維持したのだろうか。鞠智城は軍事施設であるので、次は、臨時に入城する将軍のような、軍事的統率者に関わる不定期的な儀式を想定してみよう。

凡軍特征討須交代者旧將不得出迎當敵兵守備所

代者到發詔書勸合符乃以從事

軍防令・軍特征條

新たな特軍を迎えた現将軍は、交替の旨を記した詔書を開き見て、新将軍の身元を証明する隨身符を確認する。こうした将軍の交替も儀式的になされるはずなので（おそらくは将軍の着到・帰還も）、城内中枢の官衙様建物群はその儀式執行の場として相応しい。

結果から見れば、征隼人戦争のような西海道南方に開かる軍事行動は養老四（七二〇）年の征隼人が最後になる。しかし、隼人に対する班田などは九世紀の初頭を待たなければならず（小村一九七七）、薩摩国・大隅国の年料賃貸制作が「延喜式」に至っても認められていないように、最後の戦争が終わると、すべての警戒を即時に解除するというのももあるまい。つまり、いさという時に備えて官衙様建物群を第Ⅲ期まで維持していたが、実際には将軍が入城・駐屯するような事態に至らなかつたために、建物の耐用年数の限界や隼人社会の漸次の安定化に従つて維持されなくなつたと考えるのである。

ただし、将軍の交替儀礼は官衙様建物群がほぼ無人のまま維持された理由となりうると思うが、「これだけは官衙様建物群の建設がなぜ第Ⅱ期であったのかを説明するには多少の弱さを感じる。将軍の駐屯は城郭が築造される段階、すなわち第Ⅰ期から想定されていたはずだからであ

そこで、後述する『統紀』宝龜六（七七五）年十一月乙巳条に注目してみたい。「遣使於陸奥國、宣詔……驥河麻呂」下一千七百九十余人。從其功勳、加賜位階……」と、地方の軍所に勅使が遣わされて叙勲の詔を読み上げているからである。將軍が駐屯するような場所・施設は叙勲の場でもあった。以下では八世紀における勅位制度を叙勲過程に注目して検討してみたい。

勅位は軍功に与えられる武位であり、十二等に分けられる。定期的に昇叙される位階（文位）とは異なり、軍功次第で非定期的に昇叙される点に特徴がある。法制としての勅位は、大宝律令成立に伴う冠位の廢止令の中に初めて現れる。

始依新令、改制官名・位号……勅始正冠正三位、終追冠從八位下階、合十三等。始停賜冠、易以位記。

『統紀』大宝元（七〇一）年三月甲午条
また、勅位の実例は大宝二年の西海道戸籍に始まる。古記は幾度も勅位に触れているので、大宝律令に勅位制度があつたことは疑いない。大宝律令施行以前では、白村江の戦からの帰還者や阿倍引田比羅夫のようないくつかの人物が「勅位」を授かれていた。しかし、その中にも叙勲の例はない。よって、勅位制度は大宝律令から始まることが分かる（渡辺一九五八）（註）。

それでは、鶴城を意識つつ、ある戦争が終息したところを起点として叙勲の過程を復原していく。こう。
凡大将出征、克捷以後、諸軍未散之前、即須對衆詳定勲功、
井錄、軍行以来、有所克捷、及諸費用、軍人、兵馬、甲仗、見在
損失上、大將以下連署、軍還之日、軍監以下錄事以上、各赴本司
勾勘、訖然後放還。

軍を解散する前に、將軍以下は軍功を定め、損益と用度の出納を記録する。そして、帰京した日に兵器や軍馬などの軍需物資を兵庫や馬寮に返還して監査を受ける。監査が終わったら軍監などは解放される。

次に、兵員の所属や軍功の記録などを、以下のとく太政官に「申送」する。

凡申勲簿、皆具錄陣別狀、勲人官位姓名、左右廂、相挺姓名、
人別所執器仗、當團、主帥、本屬、官軍賊衆多少、彼此傷殺之數、
及殘敵、軍資、器械、弁戰時日月戰處。并画陣別戰圖、仍於
二國上、具注副將軍以上姓名、附簿申送太政官。勲賞高下、
臨時聽勅。

軍防令・申勲簿条

太政官に「申送」する軍功者名簿を「勲簿」といい、すべての軍功者の名と軍功などが並ぶ。また、戦図を作成して副將軍以上の署名を加えて、勲簿とともに太政官に「申送」する。太政官は勲簿を整理・校勘した後に「勲賞高下、臨時聽勅」と、勅裁を仰ぐ。選叙令・内外五位条義解に「勲位亦依相当法」（准文位式）。仮令、六等以上為勅授、十二等以上為奏授之類也」とあるように、勲六等以上は勅授であり勲七等以下十一等以上は奏授だからである。なお、「相当法」とは官位令・正三位條以下で定められた文位と武位（勲位）の比當關係であり（曾我一部九六八）、勲一等が正三位に、勲六等が從五位に、勲七等が正六位に、そして勲十等が從八位にあてられる。文位の五位と六位の関係の」とく、勲位の六位と七位は隔離しているのである。

かくのとく、將軍が作成する勲簿は太政官に「申送」するとあるのだが、職員令・式部省条によれば式部卿の職掌は「位記、校定勲績、論功封賞」とあるので、勲簿の具体的な提出先は式部省である。考課

令・内外初位条によれば、文位の場合は勅授・奏授いずれにせよ式部省に考文を提出して、五位以上は「太政官量定委員」と太政官が考第を定め、六位以下は「省校定」。訖唱^{（示考第一）}・申^{（太政官）}と式部省が定める。このように勅授の位記と奏授の位記は作成過程が異なるので、六等以上の勅簿と七等以下の勅簿は別個に作成されたかもしない。

式部省に提出された後の位記発給過程は文位の場合と同じようである。勅六等以上は太政官が校勘した結果を奏上して勅裁を仰ぎ、内印を捺して発給する。勅七等以下は太政官で結審後に奏上して裁可を仰ぎ外印を捺す。「こうして位記が発給されるのが、文位と勅位とは決定的な違いがある。文位の外八位と内外初位は太政官の決済で授与する官判授選

叙令・内外五位令であるのに対し、勅位は最下等の十等でも官判授選とはならない。このことは、たとえ地方における一般の人々の勅位であつても、天皇の裁可を経て位記の発給に至るということである。換言すれば、すべての軍功者の名は御覽に与り、その後に勅位は地方の人々に与えられるのである。郡領は殊更に奏任とされることにより、天皇との関係を強調された」（卷下二〇〇七（三五頁））と考えられるのならば、勅授・奏授である勅位者も、郡領の場合と同様に天皇との強い関係が重視されたと見ることができよう。

次に勅位が一般兵員まで届く様子を見ていくたい。

天皇臨朝、詔叙征夷将軍已下一千六百九十六人勅位、各有^レ差。授正四位上藤原朝臣宇合從三位勲^等等、……外從六位上丸子大國、外從八位上国覓忌守勝麻呂等、十人、並勅六等。賜田一町。

〔續紀〕神龜二（七二五）年閏正月丁未条
この記事に先立つ神龜元年に、藤原宇合を持節大將軍とする征夷作戦が遂行されていた。宇合は同年の十一月に帰京しているので、その際に勅

簿と戰図を提出したのだろう。「天皇臨朝、詔」と、天皇が自ら朝廷に臨んで、宣命の読み上げを通して勅位を授けている様子が分かる。『延喜式』式部省上に「凡於朝庭宣命者、群官降座立、堂前庭」（謂成選授位并任郡司、及臨時宣詔之類。事見儀式）とあるので、然るべく列立てて宣命の読み上げを聞くという儀式は、武位である叙勲の儀の場合でも略同等だったことが分かる。『続紀』神龜五年三月己亥条に「制、遷叙之日、宣命以前、諸宰相等、出立前席、宣竟就座、自今以後、永為恒例」とあるように、八世紀前半までは通れるので、およそ同様のまま継続したのだろう。

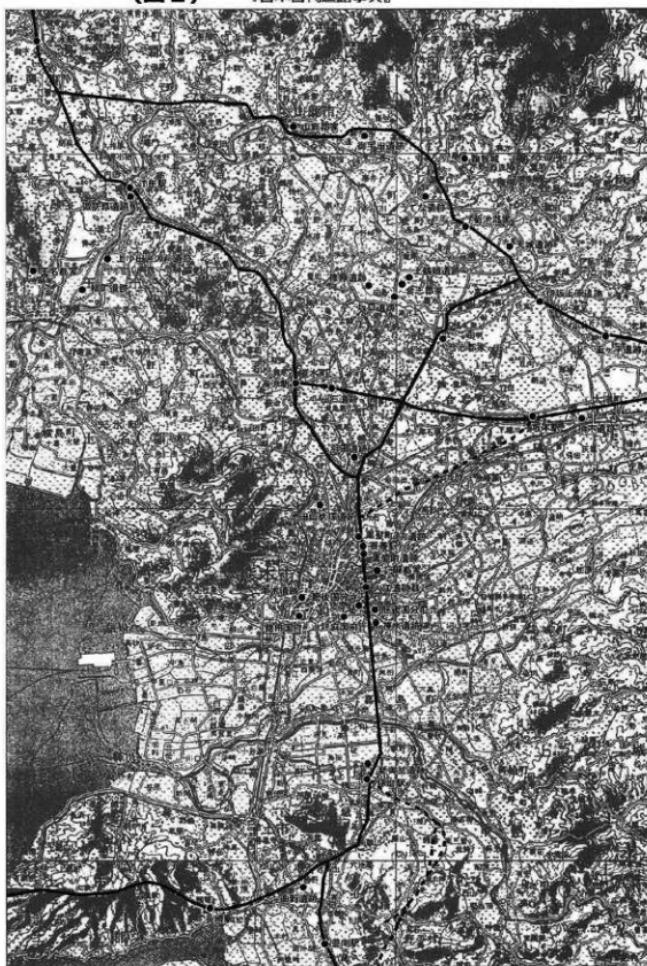
その他千人以上の叙勲者は現地で受勅したと思われる。

遣使於陸奥國、宣詔。夷存等、忽發逆心、侵桃生城。鎮守將軍大伴宿祢駿河麻呂、奉朝妻、不顧身命、討治叛賊、懷柔帰順。勤勞之重、实合嘉尚。駿河麻呂已下一千七百九十余人、從其功勲、加賜位階。授正四位下大伴宿祢駿河麻呂正四位上勲三等、從五位上紀朝臣弘純正五位下勲五等、從六位上百濟王俊哲勲六等。余各有^レ差。其功卑不^レ及叙勲者、賜物有^レ差。

〔續紀〕宝龜六（七七五）年十一月乙巳條
この前年に海道蝦夷によって桃生城の西郭が落とされたが、鎮守府將軍兼陸奥守大伴駿河麻呂によつて鎮圧されていた（二〇）。駿河麻呂以下十七百九十余人が叙勲され、級位におよばない者にも「賜物」されている。

ここでは「遣使於陸奥國、宣詔」と、使者を陸奥國まで遣わせて詔書を読み上げている様子が分かる（二）。通常、詔書が畿内へ伝達されるときは、詔書の写しに詔書の施行を命じた太政官符を添えて通送する（松原二〇〇八）（二）。律令制下の文書伝達方式には専使・便附・通送があるが（早川一九六一），この場合は「遣使」して現地で「宣詔」したとある

(図2) 『日本古代道路事典』



ので、専使が陸奥国まで遣わされたのではないだろうか。詔書を将軍の前で読み上げる能力が担保されなければならないからである。

鞠智城まで勅使（二三）が遣わされるときには、勅使はいかなる経路を通つて鞠智城に至るのだろうか。先述したように詔書は国ごとに運送されるとか、専使に託されて将軍のもとまで届けられる。中央から肥後国に来る使者は大宰府のある筑前を通り、おそらく筑後御井駅から肥後国大水駅へと官道沿いに南下してくるだろう。（図2）運送の場合は筑後国府から「遊驛」も携えているはずである（早川一九六二）。大水駅から東に向かい鞠智城付近を通つて豊後国へと延びる「車路」と呼ばれる古代道路の存在が推定されているが（鶴嶋一九九七）、運送の使者であれ、専使であれ一端国府を経由するために南下すると思われる。天平八年出雲国計会帳では、石見国内に滞在している山陰道節度使への運送物が石見國府経由で送られているからである（鎌江一九九三）。肥後国府を出立した使者は北上して金養駅と高原駅の間から東北に分岐する車路に入り（四）、そこから菊池郡家（推定地）を経由して鞠智城の南面に至るのだろう。

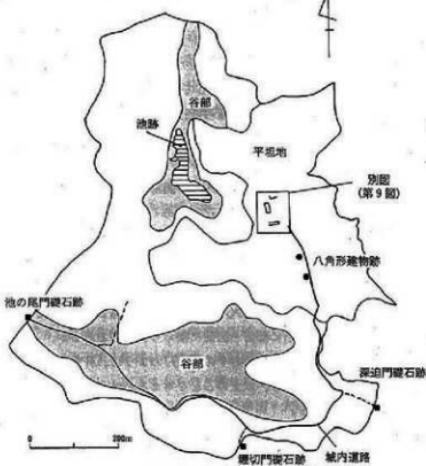
鞠智城の門は三箇所あり、東から順に深迫門、堀切門、池ノ尾門とよばれている。深迫門は東面しており、堀切門は南面、そして池ノ尾門は西面である。南面中央にある堀切門は從来から鞠智城の正門に擬されてきた。堀切門は大野城原地区城門跡に近い規模をもち、1期に比定されている小田（一〇一二）深迫門と池ノ尾門は二期である。勅使が正門である堀切門に着到しても軍事的緊張を保つために将軍が出迎えてはならないことは、將軍交替の時と同様である。

凡軍當門、恒須徹整、呵叱出入。若有勅使、皆先通軍將。
整備軍容、然後受勅。

衛禁律・越垣及城条および賊盜律竪節刀条で「筑紫城」が特別扱いになつているように（二五）、軍事拠点施設の管理は特別厳重になっていたのである。

軍當門の「勅使」だが、「勅使」は令本文や集解諸説にはほとんど「奉勅使」として出てくる。儀制令・文武官三位條の「奉勅差使」の義解には「奉」勅定名、及令 所司差遣。並是也。私无別也。或云、奉勅差使者、律所解詔使也。官使非也（在穴）とある。養老律には「カ所に「詔使」があり、一つは名例律・八虐条の大不敬にある「対押詔使」である。もう一つが公式令・駕使在路条古記が引く賊盜律であり、「賊盜律謀殺詔使案注云。奉勅定名及所司差遣者、即此名為奉勅使。但太政官量定奏聞、依奏使者、不在奉勅使之例」とある。「奉勅使（＝勅使）」と太政官以下の「官使」の区別があるのである。（延喜式）の記事であるが、「凡處差使諸國者、太政官先以状奏聞。大事臨時奉勅定」名。中事大臣簡奏。少事令・并官仰式部簡点と（太政官四五）とあるのを参考にするが、事の輕重に従つて天皇が指名した使者のことを「勅使」とし、太政官が定めた使者を「官使」としたのだろう。要是任命する者によって区別される概念であり、詔書・勅旨・勅符などの伝達される文書形式によって区別される概念ではない。それ故に、叙歎といふ大事に用いられる詔書（二六）を伝達する使者は、勅を奉じて任命される勅使だと推定できる。

堀切門を通された勅使は中心施設である官衙様建物群に向かうのだが、堀切門と長者原地区の間に帯状の谷部が伸びているため、すぐに東折して谷の肩部から谷の東部へと迂回しなければならない。（図3）（二七）。その後勅使は北折して東の土壁に沿う主道（旧町道）を北上して八角形建物の横を通過するのである。そして中核施設である官衙様建物群に一



(図3) 西住欣一郎「発掘からみた新智城」

度通されるのであるが、まだ詔書は読み上げられない。その場で勅使を迎える人物が将軍であるとは限らないが（二）、迎える場所はそこしかあるまい。その後、城内の威儀が整えられる（三）。そつとして整然と演出された舞臺において、おそらくは御前でなされる授委の儀式に擬して、勅使が詔書を読み上げ行賞を宣言するのである（四）。鞠智城の官衙様建物群は軍事的儀式との関連で考えるべきである。律令からは将軍の交替儀式の存在が想定可能であり、八世紀の実態からは君恩である勲位の位記は「遣使」されて軍所に届き、威儀を整えて迎えた者たちの前で「宣詔」される、という叙勲の儀式があつたことを示し

た。定期的な行事が官衙様建物群で執り行われていた可能性を完全に否定するものではないが、「ヨ」の字型に配置される官舎の第一義的な機能が、天皇を頂点とする一元的な統属関係の確認・固定化・再生産であるのならば、鞠智城官衙様建物群が建設された最大の理由は、その「ヨ」の字に囲まれた儀式空間において天皇からの使者を迎えて、御覽を経た恩惠である勲位を在地社会の人々に受け渡す叙勲の儀式に使用するためであったとするべきである。

勲位は大宝律令で成立した。養老四年の征隼人戦争後の西海道が平穩に向かうことは先述したとおりである。このことは、官衙様建物群が建造された第II期に鞠智城の活動のピークがあり、その後の第III期まで「ヨ」の字形建物群が維持されたにもかかわらず、人的活動の痕跡が極端に減少したこととも符合しよう。

第二節

前述では勲位が天皇の深い関与を通して人々に与えられる点を重視して、鞠智城の官衙様建物群と勲位制度との密接な関係を指摘した。鞠智城の官衙様建物群は軍功者に天皇からの報賞である勲位の位記を賜与する場であった。

さて、人々の軍功に与えられる国家的対価の代表である勲位制度の成立は、大宝律令を待たなければならぬ。鞠智城官衙様建物群登場の頃である。本稿の関心が鞠智城が在地社会に与えた影響である以上、鞠智城官衙様建物群登場前後における、軍事的奉仕に対する報賞が与えられる關係の歴史性が問わねばなるまい。そこで当節では考察対象を少しずつ透かしていく。

「大宝二年御野国戸籍」（二）には名前が分かるだけでも八人の有位者

次に上陽咩郡の大伴部博麻をみてみたい。上陽咩郡（上妻郡）は筑後国の中東部の広大な領城を占める郡で、磐井の墓である岩戸山古墳を領域内に含む筑紫君の本拠地である。

詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻

年教百濟之役、汝為唐軍見、廢泊天命開別天皇三年、士師

連富籽・水連老・筑紫君薩夜麻弓削連元宝兒、四人思欲委聞

唐人所計縁無衣糧、愛不能達於是、博麻謂士師富籽

等曰、我欲共汝還向本朝、縁無衣糧、俱不能去。願

亮我身、以充衣食。富籽等、依博麻計、得通天朝。汝独

淹滯他界、於今卅年矣。朕嘉厥尊朝愛國、允己顯忠。故

賜務大肆、并絕五四、綿十屯、布三千端、稻一千束、水田四町。

其水田及至曾孫也。免三族課役、以顯其功。

自らの身を挺して士師連富籽らを帰還させた博麻は、務大肆（從七位下

相当）を与えてられて、絶五四、

綿十屯、布三千端、稻一千束、水

田四町を賜つた。こちらの水田

物・冠位は諸石よりも高い。先

は、及曾孫也。免三族課役、以

顯其功」と、曾孫の代まで収公

されない。全般的に博麻への賜

物・冠位は諸石よりも高い。先

は、及曾孫也。免三族課役、以

顯其功」と、曾孫の代まで収公

なつており、そこで自らの身を

百濟援軍捕虜連者一覽				
帰国年	出身国・部	兵士名	出典	
天智天皇 3年	—	士師連富籽	日本書紀 持統4-10乙丑条	
天智天皇 10年	筑紫	筑紫君薩夜麻	同書 天智10-11-甲午条	
天武天皇 13年	—	水連老	日本書紀 持統3-12癸未条	
持統天皇 4年	筑紫	士羅哥	持統4-9丁酉条 持統4-10乙丑条	
持統天皇 10年	伊予	風連 肥皮	同書 持統4-10戊戌条	
文武天皇 慶雲	肥前	物部基 壬生加石	日本書紀 持統4-5-癸亥条	
文武天皇 肥前	肥前	肥前刀馬 壬生五郎是	日本書紀 持統4-5-癸亥条	
—	伊予	通知	大宝令制書管 日本書紀・上巻・第17	
—	備後	三谷	大宝令制書 日本書紀・上巻・第7	

(2) 持統4年(690)十月乙丑条

充つて士師連富籽たちを先に帰還させたのである。博麻の功により先に帰還できた四人のうち、筑紫君薩夜麻は天智十(671)年十一月癸卯に帰還したことが確認できるが(『書紀』)、他の三人の記録は残らない。

ここに登場する五人のうち博麻だけが部姓をもち、他の四人は連姓か君姓である。その四人のために部姓の博麻が身を売ったので、博麻のほう

が四人よりも地位が低かったと思われる。御野国戸籍の有位者以上の冠位を得ていないことも、博麻や諸石が一般農民および郷クラスの有力者層から超えていないことを推測させる。

以上のように、全員ではないのが(=四)、白村江帰還者はその軍功に対しても後の郡司層に匹敵するような待遇を得ている。これは野村氏の

(2) と共通しており、御野国戸籍の有位者が壬申の乱の功臣であったことを傍証しよう。大宝令制以前において武位は未分化であるが、冠位が国家から与えられたものであることは言うまでもない。少なくとも

白村江帰還者は天皇から報賞されたのである。

天武・持統朝の軍事制度を表す言葉に、評制軍(評造軍)というものがある。大化以後全国に評制が敷かれるに至つて(鎌田二〇〇二)、評を単位に編成された評制軍とよばれる軍制に移行したというのである(磯貝一九七二・下向井一九九一)。評制軍の実態像や成立論は論者によつて異なるが、遅くとも天武・持統朝には完成していたようだ(森一九八六)。評制軍では国造軍が抱える不均質で複多な編成を一定程度克服して、国家の軍事力が国家的領域支配に沿う形で編成された(下向井一九九一)。評督が行政官であると同時に軍事指導者・武器管理者である点に、民政部門(郡司)と軍事部門(軍毅)が分離されている大宝令制以降の軍事制度との違いがある。評内の軍事力が評督の下に一本化されて

な律令軍制への転換の出発点であった（下向井一九九二）。評制下では軍事指導者が同時に國家の官吏であるため、軍功への対価である武位が文位から未分化な状態から出発したものと想定されるのではないか。

さらに大化以前まで遡る。冠位制は推古朝まで遡るのだが、その施

行範囲は主として中央政府に直接勤務する者に限られており（黛一九五九）、地方人については分からぬ。よって、当該期における軍事的奉仕

と対価の交換関係を検討するためには、冠位から離れてみる必要がある。

大化以前の軍事制度に関しては不明確な部分も多いのだが、通説的には天皇の親衛軍は鞍部や建部などを率いる大伴氏のような伴造系軍事的氏族（直木一九六八、および国造の一族から採られた舍人からなつて、た（井上一九八五）。外征軍は国造がその一族や支配下の人々を個別に組織して王權の下に集結する、いわゆる国造軍の制度であった（岸一九五五）。国造軍制では国造が自らの支配關係に基づいて領域内の人々を編成するために、軍勢との差異が大きく不均質である（下向井一九九一）。

この時期にもなると、国造の下で戦闘に参加する人々がどれほど天皇

を意識していたのかが疑わしくなる。松木俊徳氏は『日本書紀』などに

見える「仕奉」の対象が天王／天皇に収斂していないことなどから、人々

の「仕奉」意識が王權に収斂される七世紀以前の社会は、人格同士の直

接的な支配／隸屬關係によって成立する個別性の強い集団が重層する多

元的な世界だったという（松木一九〇六）。王權への一元的な奉仕意識は

顕在化しておらず、人々の奉仕意識は自らが直接從属している上位権力

に止まつたようだ。これを軍事的關係と考えてみると、中央貴族と地方

豪族が、そして国造などの地方豪族と一般の人々とが比較的独立性の強

い統屬關係をもつていたということである。石尾芳久氏が言うように「社会の支配体制が軍事制度の類型を決定する」（石尾一九五九（一〇三頁））

のならば、奉仕意識が未だ王權に収斂しない社会における軍事的奉仕と対価の交換関係も、そうした多元的な社会關係に規定されるのではないだろうか。

以上のような社会的・軍事的前提を考慮しながら検討していくたいが、

大化以前ともなつてると史料の問題も出てくるため、例えば『書紀』の個別の記事から確實な史実を抽出することは難しい。そこで、『書紀』の編者が各場面において主張する物語の構造の中から、当該時期における軍事的奉仕と対価の交換関係の論理と構造とを可能な限り拾い上げていきたい。

『書紀』によると、雄略十八年に物部菟代宿祢と物部目大連が伊勢朝日郎征伐に遣わされた。伊賀において朝日郎との戦端が開かれたが、朝日郎の抵抗激しく、二日にわたつて膠着した。

物部自連、自執大刀、使筑紫聞物部大斧手、執櫛叱於軍中、

俱進、朝日郎乃遙見、而射穿大斧手橋、重甲、井入、身肉一寸。

大斧手以櫛磐、物部自連。々々即獲、朝日郎斬之。

『書紀』雄略十八年八月庚申条

このときには筑紫聞物部大斧手という剛の者を連れて戦い、大斧

手の死をも厭わぬ活躍によつて勝利を得た。聞物部氏は擬制的同族關係

を結んで中央の物部氏の權威を獲得した代價として、中央の物部氏への

軍事的奉仕に励む必要があつたのだろう。死を賄して戦う大斧手の振る

舞いに、目連と大斧手との間の強力な統屬關係がうかがえる。菟代宿祢

は戦功をあげられなかつたことを恥じて、七日もの間戦況を天皇に報告

しなかつたが、ついに讃岐田羅別によって戦闘の成り行きが奏上された。

爰有讃岐田羅別、進而奏曰、菟代宿祢也。二日一夜之間、不

能、擒、朝日郎。而物部自連、率筑紫聞物部大斧手、獲、斬朝

日郎一矣。天皇聞之怒、惣奪一莫代宿祢所有猪使部、賜物部目連。

『書紀』同前条

この戦勝報告は大斧手の活躍を含んで雄略天皇に奏上されているので、大斧手の活躍は雄略天皇の耳に入っている。それにもかかわらず、雄略天皇からの報賞は「惣奪莫代宿祢所有猪使部、賜物部目連」と、目大連にしか与えられていない。天皇の恩賞は天皇に直接仕えていない大斧手までは届いておらず、目大連に従属する大斧手は目大連がねぎらったと想像するほかない。

逆に王権に直接的に仕える者は、いかにして報賞されたのだろうか。

蘇我馬子宿祢大臣、勤諸皇子等群臣、謀滅物部守屋大連。
泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿祢大臣……。俱率軍旅、進討大連。……爰有迹見首赤榜、射堕大連於枝下、而誅大連并其子等。由是、大連之軍、忽然自敗。

『書紀』崇峻天皇即位前紀用明天皇二年七月条

蘇我馬子の勤めにより、泊瀬部皇子（後の崇峻天皇）を筆頭に物部守屋討伐軍が編成された。泊瀬部皇子の他には竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子、および蘇我馬子らが参戦している。頑強に抵抗した守屋だが、「爰有迹見首赤榜、射堕大連於枝下、而誅大連并其子等」と、遂に迹見首赤榜によつて射貫がかれることとなつた。

赤榜は「書紀」用明天皇二年四月丙午条に「舍人迹見赤榜」として登場している。律令以前の舍人は主に東国を中心とした地域から大和政権に貢進されて、天皇や皇族に隸屬して近習・護衛として仕える者である（井上一九八五）。用明紀の赤榜は押坂彦人皇子に仕えていたようだ。押坂彦人は敏達の子で舒明の父であり、用明や崇峻の甥にあたる。押坂彦人皇子

子は用明紀では「太子」とあるが、この後の記事には登場しない。崇峻紀で赤榜は泊瀬部皇子に仕えているようなので、押坂彦人皇子は早世したか失脚したのかもしれない。ともあれ赤榜が王権の中心部に仕えていたのは間違いない（三）。

平ノ乱之後、於根津國、造四天王寺。分大連奴半与宅、為大寺奴田莊。以田一万頃、賜迹見首赤榜。蘇我大臣亦依本願、於飛鳥地、起法興寺。

『書紀』同前条

赤榜が「以田一万町、賜迹見首赤榜」と、崇峻天皇から田一万頃を与えられている点が注目される。物部目連が率いた大斧手は天皇から報賞されず、舍人赤榜は直接報賞されるのである。大斧手と赤榜との違いは天皇（王権）との直接的統属関係の有無に求めるべきだろう。

天皇に直接仕える物部目大連や舍人赤榜は天皇の恩賞を直接に受け取つている。しかし、目大連の下で戦つた大斧手に天皇は報賞を与えていない。すなわち、天皇は驕せ参じた氏の統率者や王権直属の舍人など、自らに直接奉仕する者にしか報賞を与えていないのである。

王権の人々との間の直接的な支配＝隸属意識が希薄だからこそ、天皇は末端の兵員の（中間権力者への奉仕意識から発現した）軍事的奉仕に対する対価を与える必要はない。兵員の側も個別的な支配者から対価を得ることができれば、それに疑問を持つこともなかつたと思われる。大化以前における軍事的奉仕と対価の交換範囲は、日常的な統属関係の範囲を出なかつたのではないかだろうか。

『書紀』が主張する大化前代の軍事的構造の中には、一般の人々と天皇との軍事的奉仕と対価の交換関係が成立している証左は発見できなかつた。逆に天皇が報賞を与える範囲と該当時期の社会体制を鑑みると、

一般の人々と天皇との間に、軍事的奉仕に対する報酬としての報賞を天皇が与えるような関係は構築されていなかったと思われる。諸豪族の個別の支配領域が比較的独立性を保つが故に、諸勢力が天皇の下に一元的に包摶されていない状況では、在地首長層を介することのない直接的な呼びかけがはたしてどれだけ説得力をもつのか、そもそもそれをなし得るのか大いに疑問である。

勅 築紫府管内諸国官人百姓等曰 逆人広嗣 小来因悪 ……故更

遣 勅符數千条 散擲諸國 百姓見者早宜承知 如有人 難本与広嗣 同心起止謀 今能改心悔過 斬殺広嗣而息百姓者 白丁賜五位已上 官人隨等加給 若身被殺者 賜其子孫 忠臣義士 宜速施行 大軍統領發入 宜知此狀

『続紀』天平十二(七四〇)年九月癸丑条

これは藤原広嗣の乱に際して諸国に勅符を散播するという聖武天皇の勅である。聖武天皇は白丁に五位を授けるなどという、規格外の恩賞を人々に直接提示している。ここでは恩賞を勅位という形では提示していないが(「天功(奉仕)が叙位・封爵)の交換条件となつている構造は熱位の場合と等しい。『書紀』にはこのように天皇が天下の人々に直接的に呼びかけるような例はない。実際に不可能だったのだろう。

ならばいかにして重層的で断絶した軍事的奉仕と報酬の交換関係が、天皇から人々との直接的な軍事的奉仕と国家的対価の交換関係である熱位制度に結実するのだろうか。7世紀の王権が重層的な支配秩序を貫通して人々の奉仕意識を王権に向けさせようと企図したのならば、国家はその具体的な契機を積極的に創出してやらねばなるまい。それは在地の首長層を奉仕意識の上限とするような人々に天皇からの恩惠を直接的に届けることではなかつたか。勅位が勅授・奏授であらねばならない理由

がここにある。実は、天皇が直接的に恩恵を地方人の軍事的奉仕にまで与えるのは、管見の限り白村江戦役者へのものが初めてである。天皇が自らの関わりにおいて一般軍兵にまで報賞を与えることによつて、軍事的奉仕と報酬の交換関係が天皇と一般の人々の間で直通して、その結果国家への奉仕意識が醸成されたからこそ、遂には天皇の直接的な呼びかけに天下百姓が応じることが可能となつたのであるまいか。

評制下において、天皇から人々への直接的な恩賞の賜与が天皇と人々との直接的な関係構築への道を切り開いたとはい、大宝律令の成立以前の文武位は未分化だった。なぜ文武位が分化したのだろうか。野村忠夫氏は勅位制度は唐制を繼承した外皮的なものであり、勅位が文位から分化するような内的な必然性は存在しなかつたという(野村一九六六)。春名宏昭氏は律令国家は勅位を補助的に利用することによって、極めて広い範囲の人々を律令官人制の中へ取り込もうとしていたとする(春名一九九五)。本稿では御野国戸籍の有位者や白村江戦役者等の位階・冠位が郡領にも匹敵することを重視したい。軍事的奉仕への報賞は、出自よりも軍功の軽重によって差がつくからこそ、兵員の奮闘を促すことができる。すると、たゞえ貧農であつても軍功高遼ならば、その他の軍功乏しき者よりも相対的に高い位を授けねばなるまい。事実、八世紀の帶勲者には勲十等前後の者が多い。軍功者には文官よりも低めの位しか与えない、というわけにはいかないのである。さらに、戦争が継続すれば、定期的にか考を積めない文位となり、軍功はいくらでも蓄積していくことになる。実際に、唐の勅位はそのような状況であった。それ故に、文武位が未分化であれば末端の文官よりも高位の者が量産される恐れがある。この萌芽が御野国戸籍の状況ではなかつたか。軍功者の位階は何か郡領程度に抑えられていたようだが、それでも郡領たちは在地秩序

の最上位階層である。また、軍功者の冠位の抑制にも自ずから限界は見えてこよう。武位を文位とは別系統にすることによって、武位の中で高下の差をつけつゝ、郡領層を含む文官の優位性を確保しようとしたのでないだろうか。また、軍功への対価は天皇が直接的に与える必要があつたために、判授の位を含む文位から切り離す必要もあつたのだろう。

おわりに

本論では鞠智城の官衙建物群の設置目的から検討を始めて、勅位制度との密接な関係を指摘した。第二節では「書紀」の言説の構造から大化以前における軍事的奉仕と対価としての報賞の交換関係が重層的であつた様子を復原した。

重層的で多元的な世界における不統一な軍事制度が、全国一律の中央集権的律令軍事制度に飛躍するためには、軍事的奉仕と対価の交換關係が、天皇・豪族間のものと、豪族一般百姓間のものとに断絶して重層していた状態を貫通して、天皇と一般の人々との間に直結することが必要だったのである。それは評制軍期における白村江戦役・壬申の乱功臣への冠位賜与という過渡期を経て、文位から分離された大宝律令の爵位制度が勅授・委授されることにより完成に向かう。このとき、天皇と一般の人々との間で軍事的奉仕に国家的な対価として報賞を与える回路の、具体的・即物的な結節点が必要となる。(二)に、鞠智城に「ヨ」の字形に配置された官衙建物群が登場する歴史的必然性がある。

軍事面に絞つてみた場合には、律令に基づく兵員の動員が可能なのは、たゞえどれだけ国家の中央集権性の未成熟さが指摘されとはいっても、國家が一定程度以上の元的な権力を構築していたからである。広嗣の乱に見られるように、天皇の直接的な呼びかけに人々が応じるのは、一般

の人々が天皇に軍事的奉仕をすることを承認しているからである。この状況に至るためにには、そもそも天皇が一般の人々に直接対価を与えるといふ発想と、それを可能とする制度と設備が必要である。天皇の恩恵を人々に認識させるためには、儀礼による視覚化を通じて報賞を与えなければならない。軍事的奉仕に対する対価が天皇からのものであることを示すために御覽を通じて勅裁された位記が発給されねばならず、勅使を派遣して高書を読み上げる叙勲の儀式を通じて、天皇との関係を軍功者本人や周囲の人々の前で視覚化しなければならなかつたのである。

(二) 「遺使宣詔」を通して人々の軍事的奉仕意識を天皇に収斂させるシステムが勅位である。天皇と人々との軍事的奉仕と対価の交換関係の断絶を接合して直通させる舞台として、すでに城壁などが備えられて軍事施設として運用されていた鞠智城が選択されたのだろう。第二期における官衙建物群は天皇と肥後在地社会の人々との間の軍事的奉仕と対価の双務的な交換関係を拡大させる装置として機能することを期待されて、勅位制度の整備とともに鞠智城長原地区に増設されたのである。(二)として在地の人々の重層的な支配関係や奉仕意識は、鞠智城における「ヨ」の字形の建物群などを通して国家の下に一元化していく、広嗣の乱に際しての広範な動員を可能とするほどに在地社会の秩序構造を変化させていったのである。

注

(一) 史料を引用する際には通用している略称を用いる。また、現行の字体に改めた。

主要な史料の出典は以下の通りである。
『日本書紀』……日本古典文学大系『日本書紀』上・下(岩波書店、一九六五・六七年)

『続日本紀』……新日本古典文学大系『続日本紀』一五（岩波書店、一九

八九年八月）

『養老合』……日本思想体系『律合』（岩波書店、一九七六年）

『令義解』……新訂増補国史大系『令義解』（吉川弘文館、一九三九年）

『令集解』……新訂増補国史大系『令集解』前篇・後篇（吉川弘文館、一九三四・五五年）

『養老律』……『訳註日本律合』一五一（東京堂出版、一九七八・九九

年）

(二) なお、延暦十一（七九二）年の全国的な軍団停廃後も、西海道では天長三（八

二六年）の統領選制まで軍団が維持されているので、第Ⅲ期～IV期中盤まで
の御城は律合軍事制度に従つて運用されたことになる。

(三) 聖德天皇の所在地については諸説ある。定説的には、八世紀後半から九世紀中葉には花麻郡（現在市出町）にあったという松本一九六六、木下一九七五。慣習的立場をとるものもあるが（熊本市立博物館二〇一）、現託麻門推定地（國府が所在したことがなかつたとしても、出水に因分地があつたことは疑いない）。よつて、周辺集落の盛衰が国際的施設の影響を受けていたといえるだろう。

(四) 直觀十八（八七六）年三月十三日 太政官符

(五) 熊本県教育委員会『菊池城跡II』

(六) 聖德天皇では第Ⅱ期にある七世紀末から八世紀第1四半期前半は、軍事制度的にはいかなる時期であろうか。八世紀の軍事制度に関しては律合軍事制度を中心とするべきである。軍團制成立に欠かせない要素は、力役から分離した兵制の登場と民政部門（膳司）と軍政部門（軍載）の分離である。軍團制度の成立をどこに見るかという問題に關しては、それを大宝律合にみる説が通説と言つてよい（巻山一九六二）。

力役から兵役が分離されたことに關しては、近年福岡県太宰府市松本遺跡で出土した「船評」の標題をもつ木簡が注目される。この木簡は天武十四年から大宝元年の間、六八五～七〇一年の間に書かれたものである。木簡はある年の船評の戸口の変動を記した帳簿の一節であり、淨御原合制下における管帳制度研究上、極めて価値が高い。そこに列記される成人男性の中に「政丁」と「兵士」とがいる。「政丁」は大宝律合以後の「正丁」にあたるが、「兵士」とあることから、淨御原合制下の筑前國に軍団が存在したことが明らかとなつたのである（坂上二〇一）¹⁾。このように通常の力役負担者たる「政丁」から分離された「兵士」がいるということは、「兵士」が所属する何かしらの機構があつたということである。しかし、それを「軍団」と呼んでしまうと、大宝律合以降の「軍団」との差異が取扱われてしまう。詳説下では、武器の管理と評行が行つてることなどから評が民政と軍政を握つていたと考えられているので、「兵士」が所属する何らかの機構があつたとしても、それは評の管轄にあつたと考えるのが妥当であろう。²⁾この点で、淨御原合制下の「軍団」は、從来「律合軍団」と呼ばれてきた機械の大まかな特徴である、郡をまたいで設置されていること（下向井一九八七）、および國司の強力な管轄下におかれている（吉水一〇〇七），という二点を欠く。淨御原合制下の軍団は「（律合軍団）と区別するという意味で「詳制軍団」とでも呼び、区別されるときたらう。

以上により、たゞえ淨御原合制下に「兵士」を擁する機構があつたとして、も、律合軍事制度の完成は民政から分離した軍団が成立した大宝律合に求められたと考へる。

(七) 全国的な國府の成立は、通説的には八世紀第2四半期とされている（巻山一九四）。なお、國府の成立を七世紀末から八世紀初頭と比較的早くみるものもある（大橋二〇〇五・同二〇〇九）。

- (八) なお、文武四(七〇〇)年六月庚辰条によると、越国使を妨害した隼人を「是、勅三志懲懲、准犯伏刑」と鎮定しているが、妨害の規模が限定的に止まるようであり、翌年の冠位停廢までの間が短いことから、勅位制度の開始をこれによって廃らせる必要はないと考える。
- (九) 「当差義解」謂、軍監以下、各起「兵庫馬寮等司」。以初受物、對勘返納也。」
- (一〇) 「統紀」宝龜五(七七四年七月壬戌条)
- (一一) 口頭伝達、口頭宣布の重要性については(草川一九六二)。
- (一二) 実例としては、天平九年度但馬國正税帳の「太政官通送免田租詔書來使」(大日本古文書編年編(一四五五))がある。
- (一三) 詔書を伝達する使者を「詔使」と呼ぶこともあるが、後述する理由により「勅使」と呼んでおく。
- (一四) 古代道路の復原については「地図でみる西日本の古代」(平凡社、一〇〇九年)を参考にした。
- (一五) 衛禁律・越境及条、凡越「兵庫垣及城塹、徒一年。曾司垣、杖一百。国垣、杖九十。郡垣、杖七十。坊市垣、笞五十。」
- 賊盜律・盜竊刀斧、凡竊節力者、徒三年。宮殿門、倉庫及倉廩、第弐坡盜、徒一年。軍疏略、宮城京城及宮尉縛、杖一百。公解及國尉等縛、杖六十。諸門縛、笞五十。」
- (一六) 律令国家における位階は、天皇への奉仕の結果与えられる、天皇の前に列立する位置を示す、官人の地位の基準値であり、その基準値を授与する行為はまさに大事そのもの、「その執行のために詔書が作成され、儀式の場において宣読される」とは極めて自然」(大平二〇〇八年二四貞)
- (一七) 西住、九九九
- (一八) 将軍が帰京していることもあるので、後の大野城の「城主」のような責任者や家臣が迎える場合もあつたと思われる。
- (一九) 「統紀」慶長三(七〇六)年正月壬辰条に、「定・大射禮法、……勅位不着朝服、立・其位次」と決められた。帶襷者は大射の際に朝服は着られないが、比喩される文位の末席に列するようになったのである。官位令三位柔義解には「此条第勅一等者、……依公式令、文武職事散官、朝參行立、各依位次為序。……然案衣服合、勅位服色、其制不顯。即知、一等以下、不帶文位者、皆著黄袍也」とあり、朝參時も同様となつたことが分かる。礼制上の序列に関するところなので、地方の儀礼にも同様の原則が適用されたはずである。通常、国府の元日朝拜には国郡司と軍殺までしか参列しないが(下川一〇二二)、軍所での叙勅には叙勅対象者が参列する可能性が高い。
- (二〇) 松原忠宣氏は、「中敏政氏の国府が正殿・兩脇廊をコの字形に配置する基本形を持ちその最も主要な機能は儀式であったという指摘を受けて、詔勅が国府に届いたときには、定の儀式があつたのではないかと指摘している松原二〇〇八)。また、「入府求法巡礼行記」の「從京都都天子詔書來」の場面により唐代において州城内の大門の前庭において衆人の前で大声で詔書を読み上げたことを指摘された。先の「遣使」が奉使であつても遞送があつたとしても、城内で詔が読み上げられる儀式構造は変わらない。国府がかかる状況であるため、軍事施設でも同様だたと考えられる。
- (二一) 「大日本古文書」編年編(一)
- (二二) 田令・在外諸司職分田条、郡司職分田条
- (二三) なお、武吉に聞いていえば八世紀の軍載は職分田を与えられない。大同四年に至つて陸奥国の大郡に六町、小郡に四町の職分田が初めて割り当てられた
- (二四) 大代格(大同四年五月十一日太政官付)
- (二五) 太平律令が成立した後慶雲四年に讃岐国那賀郡鷲部刀良らが帰還したときには、勅位ではなく「衣一襲及塙・穀」が与えられている。勅位制度成立後

にも文位を受けた者がいる」とについては、(渡辺一九六一)を参照された。

(三五)『伝略』には、「(肥後)太子舎人跡見赤持」とある。

(二六)「教化内」における内乱鎮圧の功には文位が与えられた。(渡辺一九七一)。

【参考文献】

- 石尾芳久 一九五八 「日唐軍防合の比較研究」『岩崎教育社五十五年記念論文集』
- 関西大学人文科学研究所 (後)『日本古代法の研究』(法律文化社、一九五八年)に収録
- 磯貝正義 一九七一 「郡詳問題考」『続日本古代史論集』上 吉川弘文館 (後)『郡司及び采安制度の研究』(吉川弘文館、一九七八年)に収録、改題『詳及び許制の研究(二)(一)』
- 板橋和子 一九〇〇五 「文献を見る古代山城の成立とその過程」『古代山城鶴見城』
- 井上光貞 一九八五 「大和国家の軍事的基礎」『井上光貞著作集』(岩波書店)
- 磐下 徹 一九〇七 「郡司と天皇制—郡司説考考—」『史学雑誌』一六一
- 大橋泰大 一九〇五 「國府成立の一考察」
- 論文集 廉友社
- 大橋泰大 一九〇九 「國制と地方官僚の成立—國府成立を中心にして—」『古代地方行政単位の成立と在地社会』(奈良文化財研究所)
- 大平 啓 一九〇八 「日本古代の文書遺政と音声言語」(藤田勝久・松原弘宣編)古代東アジアの情報伝達 汲古書院
- 小田富士雄 一九五三 「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」『考古論集』(潮見浩先生退官記念論文集)一、二 潮見浩先生退官記念事業会
- 小田富士雄 一九九三 「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」『考古論集』(潮見浩先生退官記念論文集)一、二 潮見浩先生退官記念事業会
- 鍋島俊彦 一九九七 「肥後北前の古代官道」『古代交通研究』七 小田富士雄
- 小田富士雄 一九九二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城II』 熊本県教育委員会
- 鍋江安之 一九九三 「計画的見える8世紀の文書伝達」『史学雑誌』一〇一 地図でみる西日本の古代
- 金田草裕他編 一〇〇九 「律令公私制の研究」 塔書房
- 岸信男 一九五五 「防人考」『万葉集大成』一一 (後)『日本古代政治史研究』(塔書房、一九六六年)に収録
- 木下良 一九七五 「肥後国府の変遷について」『古代文化』二七一九
- 熊本県教育委員会 一〇一二 「菊池城跡II」
- 熊本市立熊本博物館 一〇一 「西海道と肥後国—出土品からみた古代のくまもと—」
- 甲元真之 一九〇六 「鞠智城についての一考察」『肥後考古学』一四 肥後考古学研究会
- 坂上康俊 一〇二 「天宝令以前の戸籍・計帳制度—嶋津戸口変動記録木簡出土の意義—」『學士會会報』八九八
- 長崎晴生 一九六二 「日本古代の軍事組織」『古代史講座』五 学生社
- 下井龍彦 一九八七 「日本律令官制の形成過程」『史学研究』一七五
- 下井龍彦 一九九一 「日本律令官制の基本構造」『史学研究』一〇〇一六
- 新熊本市史編纂委員会 一九九六 「新熊本市史 史料編 第一巻 考古資料」 熊曾我部静雄 一九六八 「西魏・北周・隋・唐の歴官・勅旨と我が勅位について」『律令を中心とした日中関係史の研究』(吉川弘文館 初出一九六一)

- 十川陽一 一〇二一 「太官令制下の外敵位について」『ヒストリア』一三四
- 直木孝次郎 一九六八 「大伴連と軍事的伴」『日本古代氏制史の研究』吉川弘
- 中村明義 一九七七 「隼人の朝貢をめぐる諸問題」『続日本紀研究』一八九・一
- 九〇(後)「新訂 単人の研究」(丸山学芸図書)一九九三年
- 仁井田陞著・池田温編 一九九七 「唐拾遣補」東京大学出版会
- 西住欣一郎 一九九九 「発掘からみた西智城 最近の調査成果から」『先史学』
- 考古学論究 III 「福岡考古学会
- 野村忠夫 一九五六 「村国連氏伝その一章—地方豪族層の中央官人層編組の一過程—」(後に「律官百人への研究増訂版」(吉川弘文館)一九六七)に収録。改題「村国連氏と身毛君氏—壬申の乱後における地方豪族の中央貴族化—」
- 野村忠夫 一九六六 「律令制の考索—その性格と機能を中心にして—」『史学雑誌』七五ー六(後に「律令官制の研究増訂版」(吉川弘文館)一九六七)に収録。改題「律令制の構造—その性格と機能を中心として—」
- 早川庄八 一九六一 「天平六年出雲國計公卿の研究」坂本太郎博士還暦記念会編
- 春名昭一 一九九五 「勅位の蔭について」『日本歴史』五六四
- 松原弘道 一〇〇八 「国家意識の発信と云々」『愛媛大学法学部論集』人文科学編二四(後、同『日本古代の交通と情報伝達』(汲古閣)一九〇九年)に収録)
- 松木俊曉 一〇〇六 「大和政権における「仕奉」の構造」『言説空間』としての大和政権—日本古代の伝承と権力』山川出版社
- 松本雅明 一九六六 「肥後の国府託麻国府跡発掘調査報告」『古代文化』一七一
- 森弘道 一九五九 「冠位十二階考」『歴史学研究前古』七(後『律令国家成立の研究』吉川弘文館一九八一年)に収録)
- 森公章 一九八六 「冠位十二階考」『歴史学研究前古』七(後『律令国家成立の研究』吉川弘文館一九八一年)に収録)
- 吉水匡史 一九九四 「古代足利官所遺跡の研究」塙書房
- 渡辺直彦 一九六一 「古代足利小考」上・下『歴史教育』九四・九五
- 渡辺直彦 一九七二 「代都司制度の研究」『吉川弘文館』二〇〇〇年)に収録)
- 吉川弘文館 一九九四 「古代足利官所遺跡の研究」塙書房
- 吉水匡史 一九〇七 「律令官制の成立と構造」『史学雑誌』一二六一七
- 吉川弘文館 一九七二 「律官官人勅位制の研究」『日本古代官僚制度の基礎的研究』吉川弘文館
- 吉川弘文館 一九九四 「古代足利官所遺跡の研究」塙書房
- 吉水匡史 一九八六 「律令官制の成立と構造」『史学雑誌』一二六一七
- 吉川弘文館 一九七二 「律官官人勅位制の研究」『日本古代官僚制度の基礎的研究』吉川弘文館
- 吉川弘文館 一九九四 「古代足利官所遺跡の研究」塙書房
- 吉水匡史 一九〇七 「律令官制の成立と構造」『史学雑誌』一二六一七
- 吉川弘文館 一九七二 「律官官人勅位制の研究」『日本古代官僚制度の基礎的研究』吉川弘文館

鞠智城築城の背景 —肥君の拠点と交通路の複眼的検討—

宮川 麻紀

はじめに

鞠智城は白村江の敗戦後、対外的な危機意識が高まる中で設置された朝鮮式山城の一つである。その役割については、大宰府を後方から守ることや九州南部の隼人を制圧すること、あるいは有明海がら回り込んでくる外敵の侵入を防ぐことなどが挙げられてきた。しかし、鞠智城の立地を考えると、そのいずれかと直結させることができないのも事実である。

例えば、大宰府に近接していないために、その防衛という目的が本当に考慮されていたのかという点である。また、有明海からの侵入を防ぐ目的があるとすれば、菊池川をかなり遡つた内陸に位置する鞠智城はどれほど効果的であったか、疑問もはさまざるえない。さらに、隼人対策としては北方に偏っているきらいもある。

おそらく、鞠智城を築城した目的をいれか一つに限定することは不可能であり、あまり生産的とはいえない行為である。さらにいえば、その立地について築城の目的からのみ考えることも、鞠智城の築城に際しての様々な周辺状況を切り捨てることにつながりかねない。

そこで、本稿では鞠智城がなぜ後の肥後国菊池郡にあたる場所に築かれたのか、当時の歴史的環境から探ることとする。特に、古墳時代から律令制下までの肥後を中心とした検討し、鞠智城が築かれるこ

となる菊池郡周辺の社会状況を明らかにしたい。今回の取り組みでは、令制下の肥前・肥後にあたる火国において勢力を誇っていた肥君(火君)の動きと鞠智城周辺の交通路を主な検討対象とする(一)。そして、鞠智城の立地について歴史的背景を考察することを通して、古代社会の実相に迫ることができれば幸いである。

一、鞠智城の立地と交通路

鞠智城は筑肥山地の主峰「八方ヶ岳」の南西麓に発達した丘陵地帯にある「米原台地」に立地し、その南には阿蘇外輪山を水源とする菊池川が有明海へと流れている(熊本県教育委員会(〇一二))。大宰府や後述する肥後國府、さらには延喜式に掲載されている駅路とは離れており、「車路」ルートが解明されるまでは孤立した印象を与えたねない山城であった。

鞠智城の立地に関する研究を大きく前進させたのは、「車路」と呼ばれる交通路の研究成果である。「車路」の存在自体は早くから注目されており、地元の伝承や地名から抽出する試みがなされてきた。『肥後國誌』飽田郡下立田村「泰勝寺童田山」の項には、里俗ノ説二、当寺ノ杉馬場ハ旧日豐國宮ノ杉馬場ナリシト云。又、馬場ヨリ西ニアル小径ヲ車路ト稱ス。往昔、託磨郡國分村ニ居タル蟹長者カ女ヲ菊池郡米原者ニ嫁ス。此時大ヒナル車ヲ作リ、



第1図 肥後國の延喜式駅路・車路

財宝郡敷載テ米原ニ送ルニ道路狹き故、白川端ヨリ北方菊池ニ至ル迄新タニ道ヲ作り彼車ヲ挽き通シタル處故、車路ト稱シ菊池迄其迹アリト云。

とあり、託磨郡国分村の董長者の屋敷から菊池郡の米原長者の屋敷までに道路を敷き、車を通したために「車路」と称したという。この董長者屋敷は国府跡と考えられている(平野一九三二)。そのため、肥後の車路は国府と鞠智城とを結ぶ官道で、九州地方における「車路」地名は駅路を主とする律令官道の遺称とされていた(木下一九七八)。その後の研究により、車路は国府—鞠智城間に留まらないことが実証され、山鹿郡家や菊池郡家を通過して延喜式所載の駅路に

合流することが判明した(鶴嶋一九七九)。

車路地名は九州北部に多く、基肆城や鞠智城といった山城を経由することから、大宰府や天智朝の都である大津京を防衛するためのルートとして、軍事的側面から注目を集めてきた(木下一九九一・木本二〇一)。一方で、延喜式の駅路につながることから、延喜式以前には駅路としての役割を果たしていたとされている(鶴嶋一九七・二〔〇一〕)。こうした説によれば、駅路が車路ルートから延喜式所載ルートへと変更されたのは9世紀半ば頃、肥後國府が託麻郡から飽田郡へ移転するとともに、鞠智城の存在意義も薄らいだ時期であったという。これに対して、兵士派遣のための車路ルートと国府間を結ぶ延喜式のルートが共存し、複線を成していた可能性も指摘されている(日野一九九六)。車路ルートがいつ頃まで機能していたかは今後の考古学的成果から考えねばならないが、延喜式のルートより早くに作られた軍事的ラインであったことは確実といえよう。

このように、車路は天智朝に築造された山城を結ぶことから、本格的に開通したのもこの頃と考えられるが、その前身となる古道の存在は想定されることがある。菊池川中流域には装飾古墳や石人が分布しており、そうした筑紫君や肥君の文化との交流が考えられることから、山鹿地方と筑後地方とを連絡する交通路はすでに成立していた可能性も指摘されている(鶴嶋一九七九)。

同様に、車路のうち肥後へ向かう車路支路は古墳時代から存在していたと想定されている。車路は阿蘇を経て肥後・日向へ向かう支路から薩摩方面へ向かう本路が分岐する形をとつており、支路の方が先行して存在していたとされている(鶴嶋一九九七)。すなわち、鞠智城の南方で車路支路から分かれる車路本路は、鞠智城築城と同

時に開削されたものであり、車路支路は古墳時代から筑紫と豊・日向とを結んでいたといふのである。

以上のように、車路が日向や薩摩の山城と筑紫大宰（大宰府）とを結ぶ交通路であることから、その中間に位置する鞠智城の役割についても隼人対策を主とする見方が出されている。すなわち、鞠智城が古墳時代から存在する筑紫・豊・日向間の幹線路上に置かれてゐる事実に着目し、日向・大隅との連絡や隼人対策、異国船の襲来に対する警固といった軍事的・政治的役割を担つてゐたとする説である（鶴嶋一九九七・二〇一）。もちろん、鞠智城が車路によって日向や大隅と結ばれていたことは重要であるが、一方で大宰府や基肄城などとも結節していたのであつて、特に南とのつながりを強調する必要はないようを感じられる。むしろ、車路は各所の山城や政治的拠点を結ぶ連絡路であり、鞠智城もその一つと位置づけられるのではないだろうか。そうした考えから、次に車路が結ぶ肥後の政治的拠点についてみていただきたい。

二、車路と肥後国府・菊池郡家

車路は託麻郡国分村の筆頭者、屋敷から菊池郡の米原長者の屋敷までを結んでいたという伝承があるように、託麻郡にあった国府の付近も通過したと考えられている。肥後国府の比定地については諸説あり、鞠智城や車路との関係を考えるうえで避けて通れない問題である。ここでは国府の位置について、簡潔にまとめておこう。

肥後国府は二回移転したとされており、順番については諸説あるものの、託麻・益城・飽田に存在したと想定されている。その文献上の根拠として、『和名類聚抄』が益城郡に「国府」、『伊呂波字

類抄』は飽田郡に「府」、『拾芥抄』は飽田・益城に「府」と記していることが挙げられる。また、飽田郡域にあたる熊本市二本木が府中または古府中と呼ばれ、二本木遺跡が国府に比定されている。その一方で、国分寺跡は託麻郡であった現在の熊本市出水町今に残り、その西隣に国府（こくぶ）の地名がある。そして、託麻国府には神水遺跡が想定されている（鶴嶋一九九七）。これらのことからすれば、国府の候補地は三ヶ所となってしまう。

そこでかつては益城郡・託麻郡・飽田郡という順に移転したとされてきた（松本一九八七）。この説によれば、最初は肥君の本拠地に近い益城郡に置かれたが、奈良朝中期には熊本平野の条里化が進んだうえに、肥君の繁縟から脱する必要も生じてきため、託麻郡へ移転した。ところが、託麻郡の国府は洪水に見舞われ、平安時代初期に飽田郡へ移転した（松本一九七五）。

これに対し、『和名類聚抄』の記載はそれが記された当時の国府の場所を反映することから、平安時代前期には益城郡に国府が移転しており、託麻・益城・飽田の順に移転したとする説も出されている（木原一九七三・木下一九七五）。この説によれば、最初の国府が託麻郡に置かれたのは、肥君の一支族の本拠である益城へ律令家が入りこめなかつたことによるものである。

益城郡の肥君に関するいえば、浄水寺の灯籠竿石に「肥公馬長」らが造立した旨の刻銘がある（乙巳一九五五）。この銘は延暦二十一年（八〇一）のもので、当時の益城郡司が肥公馬長であった可能性がある。また、『阿蘇家文書』の建久六年（一一九五）の肥後国留守所下文案（『鎌倉遺文』二一七六七番文書）にみえる在庁官人にも肥宿祢がみえる。彼らはいずれも益城郡司で、肥公馬長の子孫と考

えられている（松本一九六二）。ともかく国司と在地勢力との均衡

上あえて選ばれたのが託麻の地であったとされるのである。これに

加えて、鞠智城と「託磨郡国分村」とを結ぶ車路の存在からも、託

麻国府こそが初期の国府であったといわれている（木下一九七五）。

その託麻国府から益城国府へと移転した理由は、やはり度々の洪

水であった。十世紀初め頃には益城へ移転し、「和名類聚抄」の記

載はそれを反映したものといえる。ところが、洪水の危険を考えて

台地上に築かれた益城の国府は、水運の便に恵まれなかつた。こう

して、十一世紀初頭に飽田へと再度移転することとなつたのであ

る。水運に関していえば、緑川河口に近い宇土市網津が国津であり、

緑川・加勢川の河川水運で連絡される江津に国府の港があつたと想

定されている（木下一九七五）。すなわち、託麻国府は洪水の被害

に遭いやすいという弱点を有する一方、水運の面からこの地が選定

されたとも考えられるのである。水運という面では、飽田も白川や

緑川をたどつて網津に接続する。

ただし、後述するように飽田郡には建部が置かれ、春日屯倉も設置されていたように、大和朝廷との結びつきが強かつた。そのような地ではなく、あえて託麻に国府を置いたとすれば、その意味を今後検討する必要があるだろう。また、国府所在地を検討する際、国分寺やそれに先行する寺院の問題も不可避である。益城郡の陳内廢寺は、国府の権力を背景に創建されたと考えられている（松本一九五八）。この説によれば、当初の国府は益城郡にあつたが、天平十五年前後の国分寺創建を契機に託麻国府へ移転したとされる。一方、陳内廢寺に関しては、白鳳期に肥君が建造した寺院であつたとする

説もある（木

下一九七五）。

肥後国府の変遷については、

国分寺の研究も含めて今後

も検討課題と

なるだろう。

車路を国府

から北上する

と、菊池郡に

入る。そこで

は、菊池郡家

や郡寺を通

た後に、鞠智

城の南を通過

する。菊池郡

家は十分な発



第2図 菊池郡の車路

掘調査が行われていないため不明な点も多いが、菊池市西寺がその故地と推定されている。そこには盛り土をして築いた土壁が残つており、郡家を開んでいたと考えられている。また、奈良時代から平安時代初期のものと推定できる布目瓦も出土している。これらのことから、菊池郡家あるいは郡倉もこの辺りに存在したとされている（松本一九六四）。

この菊池郡家からそれほど遠くない場所に、菊池郡寺と考えられ

る十蓮寺跡がある。七城町水次の小高い集落の中には、現在も大きな礎石が残っている。大きさから三重塔であったと考えられており、その西側に金堂跡が検出されていることから、法起寺式の伽藍配置であつたとされている（松本一九八七）。瓦に関しては、奈良朝の軒丸・軒平瓦や奈良朝木の補修の際の軒丸瓦、平安初期の軒平瓦などが出土しており、十蓮寺が奈良時代中期から平安時代にかけて営まれた寺であることが分かっている。さらに、軒丸瓦は託麻郡寺である渡鹿庵寺と同様に、鴻臚館式瓦の変化したものであるとされている。

一方、軒平瓦には新羅系のものもあり、大宰府の外城としての鞠智城が近接していたことと関連するという指摘がある（松本一九八七）。

このような瓦からみると、この十蓮寺は菊池郡家よりも古いといふ。そのため、郡家から鞠智城へ向かう通路に郡寺が築かれた後、奈良朝末に郡の政府が瓦葺に建て替えられたという説もある（松本一九八七）。正式な発掘調査報告書もなく、限られた情報の中から結論を出すには慎重さを要するが、菊池郡家や郡寺の建造には鞠智城と同様に大宰府の関与があつたと考えてよさそうである。

大宰府との関連については、すでに鶴嶋俊彦によつて指摘されていることでもある。それによれば、菊池郡には山鹿郡などに比べて特筆すべき古墳が少なく、託麻國府とともに豪族勢力の希薄な地域であつたため、大宰府勢力が扶植されやすかつた。その結果、大宰府防衛のための鞠智城や、律令官衙様式を推察させる郡家を造営したのである（鶴嶋一九七九）。

後述するように、石人・石馬を伴う古墳が複数みられることはやはり無視しがたく、この地に豪族の勢力が及んでいたことを想定せ

ざるをえない。したがつて、豪族勢力の希薄さが大宰府による鞠智城・菊池郡家・菊池郡寺の建設を招いたと結論づけることは、困難が伴うのではないだろうか。そこで、菊池郡に及んでいた勢力を考へる前提として、次章では肥後各地に存在していた氏族について文献から検討していくたい。

三、肥後の諸氏族

肥後国の豪族として最も代表的なものは後述する肥君であるが、その他にも様々な氏族が存在していた。それらの氏族は大和朝廷によって設定され、各々の役割を付与されたものであった。すなわち、各氏族の特性や居住地域は、大和朝廷が彼らに期待した役割と関連するのであって、それらを総合的に考察することで逆に各地域の特質も描き出すことができる。ここでは全ての氏族について触ることは紙数の関係上難しいが、代表的なものを挙げてみていくこととする。

まず、後に国府が置かれることになる飽田郡の氏族として、建部が存在する。建部は四世紀後半から五世紀頃、大和朝廷によつて設定された氏族である。平城宮出土木簡に「肥後國飽田郡調綿老伯屯天平三年主政大初位下勤十二等建部君馬口〔都カ〕」（『平城宮木簡』一三〇〇）とある他、「建部君足国」（『寧菴遺文』中巻「大般若經波羅蜜多經卷四〇二」）、「飽田郡建部君虫麻呂」（大日古二十五 171）とある。また、平安時代にも繼續してみることができ、「統日本後紀」承和十四年（八四七）三月一日条に「肥後國飽田郡人從三位大藏卿平朝臣高棟家令正七位上建部公弟益男女等五人、賜、姓長統朝臣。貫、附左京三條」とあるように、中央貴族の家政機関の職員とな

つてある例がある。さらに、『日本三代実錄』貞觀二年（八六二）八月二十一日条には、「肥後國飽田郡大領外從七位上建部公貞雄借外從五位下。」とあり、飽田郡の郡司となるような有力氏族であったことが分かる。

建部について考えるうえで重要視されるのは、その軍事的な性格である。建部は要衝地に配され、朝廷の軍事力を担っていた（井上一九七〇a）。名前からもうかがえるように、日本武尊（倭健命）の遠征にゆかりのある地域に置かれたほか、雄略天皇（大泊瀬幼武天皇）の時にも置かれ、その功業を伝承していた氏族であるなど（井上一九七〇a）、朝廷への軍事的奉仕がその由来となっている。こうした性格は肥後の建部のみにいえるものではなく、中央における建部の任務との関係からもうかがうことができる。各地に置かれた建部は、大化前代から中央の建部氏に率いられ、宮城の門の守護にあたっていたとされる（井上一九五四）。このことからも、建部は



第3図 肥後国および周辺諸国の郡

朝廷に対してその軍事力をもつて奉仕する氏族であったことが分かる。

また、『万葉集』卷第五の八一三・八一四番の詞書によれば、筑前国伊土郡深江村子負の原で神功皇后の三韓征伐にまつわる伝承を建部牛麁が伝えていたという。これは、建部が天皇・皇族の武勇談の伝承者でもあったことを示しているというが（井上一九七〇a）、軍事面で朝廷に仕える建部特有の性質ともいえよう。

このような性格をもつ建部は、熊本市坪井町の旧名に「竹部」とあることから三、これが本拠地であつたと推定されている。この地には安閑朝に春日部屯倉が置かれ三、令制下では国府が置かれた（井上一九七〇a）。すなわち、朝廷による支配の重要な拠点であったのである。元来、建部は火国別や吉備別のようなワケを称号とした地方豪族を牽制するため設置されたとする説もある（前川一九七六）。実際には、大和朝廷が有力豪族の勢力圏に接するよう支配拠点を築いていくなかで、建部のような氏族が必要とし、建部の側も朝廷に奉仕することでその勢力を保とうとしたのではないだろうか。

次に、刑部に関してみてみよう。『日本書紀』敏達天皇十二年七月一日条に、「百濟火草北國造刑部阿利斯登子達率日羅」とあり、葦北國造として刑部駁部がみえる。また、『統日本紀』神護景雲二年（七八一）九月十一日条に「得肥後國葦北郡人刑部廣瀬女、日向國宮崎郡人大伴人益所レ獻白龟赤眼、青馬白髮尾」とあり、葦北郡の刑部氏が登場する。敏達天皇紀からは刑部氏が駁部となつてゐたことが分かるが、この駁部は配下の民衆を率いて中央へ出仕してゐた。彼らは朝貢として軍を構成し、朝廷の警固にあたつたのであ

る。こうした駄部は国造・伴造級の豪族が母体となっていたとされおり、前掲の刑部駄部も葦北国造である。おそらく、彼は刑部⁽²⁾を率いて上番していたと考えてよいだろう（直木一九六七）。

駄部の性格を知るうえで、さらには看過できない事柄がある。それは、刑部駄部阿利斯登の子である日羅が「我君大伴金村大連」と述べていることである。このことから、駄部が大伴氏の統属下にあつたことがいえる（直木一九六七、井上一九七〇a）。『新撰姓氏録』左京神別の大伴宿祢の項には、雄略朝において大伴氏が「入部駄負」を賜り、衛門の任務を全うする旨を奏上したとある。この「入部」は、大化二年（六四六）三月壬午の皇太子奏請文中にみえる「子代入部」や「御名入部」の「入部」と同一とされている（大橋一九七九）。すなわち、大伴氏は駄部に率いられて中央へやつてきた部民たちを配下に置いたのであり、それらを統率して朝廷の警固にあたることが任務であったといえる。

宣化朝では大伴金村に命じその子である磐・狹手彦を任那救援へ派遣している。おそらく、葦北国造もその軍に徵集され駄部負に編入されたと考えてよいのである（井上一九七〇a）。なお、大伴

に関していえば、益城郡には大伴君熊凝という人物がおり（⁽³⁾）『和名類聚抄』によれば芦北郡に伴郷が所在する。これらの史料から存在が判明する大伴部は、大陸の政治情勢が緊迫化した六世紀に設定されたといわれている（井上一九七〇b）。

こうした大伴氏との関連で、日下部氏についてもふれておきたい。『三代実錄』貞觀十八年九月己卯条には、合志郡の擬大領として日下部辰吉がみえる。この日下部氏に関する記述は、欽明朝に日下部君らの祖が駄部となつて仕奉したことが『豊後國風土記』日田郡駄部郷

条に記されている。また、『肥前國風土記』松浦郡条では、宣化朝において任那に出兵した大伴狹手彦との悲恋が語られる。日下部姫子について、「日下部等祖」とされている。これらの史料は、日下部と大伴

氏との関係を物語るものということができ、肥後の日下部も軍事的部民の一つという指摘がある（井上一九七〇b）。

刑部が設置された葦北郡には、他にも部民が置かれたようである。

『続日本後紀』天長十年（八三三）三月丙申条には、「肥後國葦北郡

少領外從八位上他田繼道」とある。他田部は敏達朝に置かれたと考

えられている。それは、「書紀」敏達四年は歲条に「遂營官於訛語

田」とあり、これは『古事記』で「他田宮」と表記されていることからも分かる。他田繼道が少領を務める葦北郡では、日羅が敏達

天皇の命を受けて百濟から召喚されている。そのため、敏達と葦北

との関係もここから来ている可能性がある（井上一九七〇a）。

肥後以外では、下総國海上國造の他田日泰節神護が著名である。神

護の父祖は代々領を務めてきた一方、神護自身は中央へ官人として出仕した経歴があり、中央とのつながりの強い地方豪族であった

（森一九六六）。

なお、前掲の他田繼道の記事には、白丁の真髮部福音も登場する。

真髮部は桓武天皇の時に、先帝である光仁天皇の諱を避けて白髮部から改称したものである。もともと、清寧天皇（白髮大倭根子天皇）に皇子がないため、その名を後世に伝える目的で置かれたものであつた。これも、王家に関わりの深い部といえる。

そして、朝廷との関係の深い部民として、山部の存在もみることができる。『日本書紀』景行天皇十八年三月壬申条には、景行天皇が遠征の途中で葦北の小島に泊まつた時、山部阿彌古の祖である小左

が冷水を献上しようとした話が掲載されている。阿彌古は「彌彦（アヒコ）」からきており、大王への御饌や御貢獻上にたずさわる官人の姓であったとされている（井上一九七〇a）。この他、「続日本紀」宝亀三年（七七二）十月戊午条には、「肥後国葦北郡家部嶋吉、八代郡高分部福那理、各獻「白龜」。」とあり、葦北郡には家部、八代郡に高分部の存在もつかがえる。

これらの部民よりも比較的新しく設定された部民として、壬生部がある。壬生部の成立は『日本書紀』推古十五年（六〇七）二月条に「定壬生部」とあり、六世紀末から七世紀頃に成立したと考えられている（直木一九六七）。全国の壬生部は、皇子の養育のために置かれたものであり、壬生連に統率されていた。肥後では持統紀十一年（六九六）四月戊戌条に「以追大式、授伊予國風速郡部薦、與肥後國皮石郡壬生諸石。」とあるように、皮石郡すなわち合志郡の壬生諸石が登場する。

また、皇子や后妃のための部と関連して、日奉部がある。『続日

本紀』宝亀元年（七七〇）条に、「今年八月五日肥後国葦北郡人日奉部広主充献「白龜」。又同月十七日同國益城郡人山稲主獻「白龜」。」とあり、葦北郡に存在していた。諸国への設置に関しては、『日本書紀』敏達六年二月甲辰朔条に「詔置「日祀部・私部」。」とある。この時どもに置かれた私部はキサイへと訓じ、后妃のために置かれたものである。このことから、日奉部は天皇のために置かれたものとする説が出されている（大橋一九七九）。なお、私部は「和名類聚抄」に飽田郡私部郡がみえ、ここに后妃の部民としての私部が設置されたことが分かる。

天皇（大王）が行うヒノマツリの祭祀は、敏達朝頃から祭祀担当

官司が整備されるとともに、独立財源として品部である日奉部が充てられた。日奉部は中臣氏を長官とする祭官（神祇官先行官司）の品部として設けられ、中央には伴造としての日奉造・日奉舍人造が置かれた。その日奉造が管掌する日奉部からはヒノマツリに関する費用が貢納され、日奉舍人造が管掌する日奉舍人部からは日奉舍人を上番させたという（岡田一九六二）。

以上みてきた氏族の分布から分かるように、大和朝廷によつて設置された部民は飽田や葦北、八代、あるいは合志といった肥後南部から中部に多い。ただ、後述する日置氏はそれより北の玉名郡を拠点としていたが、いずれにしても菊池郡のあたりを本拠地とする氏族の存在は、文献の上からは不明と言わざるをえない。他地域にみられる部民の存在が菊池郡では全く見受けられない事実からすれば、このあたりは大和朝廷の支配拠点ではなかつたことになる。しかし、それでは鞠智城が置かれるに至つた菊池平野の歴史を明らかにするにはできない。

ここでは、主に五世紀から六世紀にかけて、大和朝廷が合志や飽田、葦北といった肥後の中・南部に部を設定し、支配下に組み込んでいったことをみてきた。後述するよう、肥君の本拠地は肥後南部である。そのため、朝廷による部の設定は肥君を取り囲むように行われていったのであり、肥君としてはその間を縫うように努力を広げていかなければならなかつたことになる。それでは、鞠智城の周辺はどのような状況であったのか、まずは菊池川の下流域から検討していくたい。

四、菊池川中・下流域の豪族

鞠智城付近を流れる菊池川は、菊池平野を潤した後、山鹿郡や玉名郡を通過して有明海へと流れ出る。『和名類聚抄』によると、その玉名郡には日置郷という郷が存在していた。ここには延喜式内社の足野神社があり、日置氏の祭神を祀っていたと推測される。この足野神社一帯には大きな礎石が数多く散在しており、現在も境内にそれを確かめることができる。礎石は玉名市立願寺で行われた発掘調査により根固め石とともに出土し、足野神社の付近にかけて約四十棟前後の建物が存在していたことが分かっている。それらの建物は礎石を有しながら瓦葺でなく、炭化粧も出土していることから、穀倉であったことが確実視されている。玉名郡がこの周辺にあつたとされていることからも、これらの穀倉は玉名郡の郡倉であったとみて間違いないものである（田邊一九五六）。

そして、ここでより菊池川を週った玉名郡菊池町江田から発見された墓誌に、「玉名郡人外少初位下權振少領」とある。伴出遺物として万年通宝があることから、この墓誌の年代は天平宝字四年（七六〇）以降、七七〇年代までと推定されている（松本一九八〇）。したがって、日置氏が玉名郡として勢力をふるっていたことが分かるのである。彼らの勢力は広範囲に及んでおり、江田からさらず菊池川を週った山鹿市に日置、鹿本郡菊鹿町に足田という地名が残っている。

日置氏の職掌を推測しうる史料として、『三代実録』元慶六年（八二）十二月二十五日条に「檢職員令」、殿部冊人以降、子部・車持・笠取・鴨五姓人「為之」とある。これらの氏族と養老職員合43主殿寮条と対應させると、日置氏の職掌は「燈燭」にあたるとされてきた（井上一九七八）。この他、諸国に日置氏を検証した井上辰雄氏によれば、河川交通の要衝を掌握しているとともに、水源地とも深く関係する豪族であったとい（井上一九七八）。また、燃料を供給する棲原や埴土を出す土地を掌握し、土器生産に従事した他、砂鉄の产地である菊池川においては製鉄を行っていたとされている。

日置氏はこうした多彩な性格を持つが、本来の特徴として、やはり火を祀る氏族であった可能性が高い。その点で、先に挙げた日奉部と深い関係にあつたと思われる。日置氏と日奉部は共通の信仰を有していた可能性があり、両者は近接した地域に置かれている例も多い。日置の地名は球磨川北岸の八代市日置や日置川といつたものもあり、球磨川南岸下流域の葦北郡に居住していた日奉部との関係も注目されている（井上一九七九）。両者とも、火国の地名の由来ともなつた不知火伝承との関係が想定されており、火を祀る慣習のあつた豪族たちが大和王権の支配下に組み入れられた可能性も否定できない。



第4図 菊池川流域の車路と遺跡群

ただし、大和朝廷は日置氏の火を祀る慣習にのみ着目したのではないと考えられる。日置氏の勢力圏内ではかなりの規模で製鉄が行なわれていた。特に、小岱山麓に分布する製鉄遺跡群には大量の鉄滓が堆積し、トイゴロも多発見されている（坂本一九五三）。したがつて、鉄の生産という面でこの地域を拿下に入れるメリットは大きかった。日置氏の勢力圏内にある江田船山古墳からは、銘文のある大刀が出土しており、ワカタケル大王（雄略天皇）に典曹人として仕えたムリテという人物の存在が判明している。ムリテが日置氏につながっていく豪族の一人であるならば、日置氏と朝廷との関係はかなり古く遡ることができるだろう。朝鮮半島に鉄資源を求めていた大和朝廷としては、国内における鉄生産地をおさえようと手を尽くしたに違いない。大和朝廷との関係を築いたこの地域は、六世紀まで他地城を圧倒するような一大勢力であったことがうかがえる。

以上のように、菊池川流域のなかでも中・下流域は五世紀頃から有力豪族の本拠地として栄えていた。他方、そこから上流へ遡った地域である菊池平野は、未だ有力豪族が存在していないかったように見受けられる。菊池平野に豪族の拠点が築かれるのは、後述するようになされた。ここでは、その前段階における菊池川流域の様子を確認した。

五、肥君の勢力拡大

ここまで、肥後に於ける諸氏族と大和朝廷とのつながりをみてきた。特に飽田や葦北、そして玉名といった地域では部が設定され、彼らは大和朝廷に対して特定の職務で奉仕することを通して、在地での勢力を保持していた。他方、肥後には肥君という巨大な勢力が

存在した。彼らの特徴の最たる点は、広範囲に勢力を拡大させていったことである。そうした意味で肥君は他の諸氏族と大きく異なり、その考察を抜きにして肥後国の歴史を語ることはできない。そこで、肥前・肥後、さらには筑前・筑後にみえる肥君についてみていくことをとする。

『肥前國風土記』の総記には、朝廷が肥君の祖である健緒組に命じて土蜘蛛、すなわち朝廷に従わない在地勢力を征討させた話が掲載されている。それによれば、健緒組はこの時に見た火とその功績から、「火君健緒鉈」という名を賜われたとのことである。肥君の本拠地は八代郡肥伊伊あたりとされているが、火国という名称からも分かるように、その勢力は最終的に令制下の肥前・肥後を合わせた広大な地域に及んでいた。勢力拡大の契機とされるのは筑紫国造弊井の乱であり、これにより筑紫君が弱体化すると、その本拠地へ進出していったとされている。肥君の勢力が肥後国外へも広がっていった証拠として、大宝二年（七〇二）筑前国嶋郡辺里戸籍には「戸主追正人位上勲十等肥君猪手」が大領としてみえる（六）。また、『日本書紀』下巻第三十五縁に「筑紫肥前国松浦郡人、火君之氏」とある。

筑紫君の勢力圏へ進出する一方で、肥君は筑紫君との婚姻関係によって勢力を保持していたようである。このことは、『日本書紀』欽明天皇十七年春正月条に「別道筑紫火君」（百済本書記云、筑紫君兄、火中君弟。）とあり、火中君の弟が筑紫君を父あるいは母としていたことから判明する（七）。これについて、肥君一族が筑紫君との婚姻関係を通して、筑紫国造として再編成されたとする見方もあるが、筑紫火君が筑紫国造であることを示す史料はみあたらぬ

い。そのため、磐井の乱後、その子である葛子が筑紫国造を繼承し、筑紫の実權は火中君の弟が筑紫君の姓を受けて複姓化することで繼承したと指摘されている（瓜生二〇〇九）。このようにして両氏族が結びついて生まれた筑紫火君は、「続日本後紀」嘉祥元年（八四八）八月六日条にも「肥前國義父郡大宰少典從八位上筑紫火貞直」とあるように、その存在が確められる（八）。

筑紫君と肥君とは、元来関係の深い氏族であった。『筑後國風土記』逸文（九）によれば、筑前・筑後の境界にいた「俺猛神」が往来する人の半ばを殺していたため、筑紫君と肥君が占ったという。その結果として、筑紫君の祖である堀依姫にこれを祭りさせたというが、このことより筑紫君の勢力下における祭祀に肥君が関与したことが分かる。すなわち、肥君が筑紫君と婚姻關係によつて結びつきながら版図を広げた背景として、両者が古くから同盟關係にあつたことが想定できるであろう。

このように、肥君は早い段階から筑紫君の勢力圏へ進出していったが、律令制下においてもその動きは続いていた。先に挙げたように筑前国嶋郡の大領は肥君猪手であった。このことから筑紫君は肥君の統属下に組み込まれていったともいわれている（上田一九五九）。また、『和名類聚抄』によれば筑前国怡士郡に飽田郷があり、肥後国飽田郡の住民たちが律令国家によって移住せられたことが分かれる。肥後国飽田郡は、春日部屯倉や建部・私部が置かれた大和朝廷の重要な據点であった。後述するように、薩摩国にも飽田郷からの入植が行われており、律令国家が肥君を対外出兵や隼人征伐に利用するべく、統属下にある民ごと移住させたことが推測される（瓜生二〇〇九）。

ここで、九州南部へと目を転じてみよう。肥君は天平八年度「薩摩國正税帳」にも登場している。出水郡の大領には「外正六位下熱七等肥君」が、薩摩郡の主帳には「外少初位上熱十三等肥君底竈」があり、ここでも郡司としての肥君をみることができる。ただし、薩摩国の特殊事情との関連も指摘されている。『和名類聚抄』によれば、薩摩国高城郡の郷名には肥後の郡名と同じ合志・飽多・宇土・託万がある。これらの郷には、隼人支配のために肥後国から住民を入植させたと考えられる。同様に、出水郡にも肥君とその配下にある民を移配したとされているのである（井上一九七〇a）。

しかし、出水郡の郷名には肥後の郡名と一致するものがないことから、移配とみることに対する否定的な説もある（永山一九九九）。この説によれば、出水郡の郡司として大領の肥君や主政の大伴部足床、主帳の大伴部足といつた肥後系の氏族がみえることより、律令国家の移配計画の前から肥後系の勢力が及んでいたとしている。

また、『万葉集』巻第三、二四八番の歌に肥後国草北郡から「薩摩の迫門」を望んで詠んだと考えられる歌があり、迫門が隼人ととの境界であつたことより、その北側の出水郡は肥後国の影響下にあつたとされている（十）。これらのことから、律令国家は肥後の影響下にある出水郡から一步踏み込んだ高城郡に肥後国からの移住者を入れ、隼人との境界を南下させていったことが分かる（永山一九八九）。

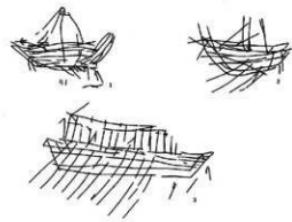
以上のことから、肥君は肥後国南部から薩摩国にかけての広大な地域を本拠地としたうえで、さらに筑前や肥前へも進出していたことが判明する。こうした肥君の進出には、どのような要因が存在していたのであろうか。肥君の性格の一つとして、海上交通との密接

な結びつきが挙げられる。肥君は海洋との結びつきが強い。前掲の欽明紀十七年正月条では、各氏族に百濟王子を本国まで護送させた際、筑紫火君には「別道・筑紫火君」。百濟本記云、筑紫君兒、火中君弟。率勇士一千、衛・送弥弓。弥弓津名。因令レ守津路要害之地焉」とあるように、津路の要害の地を守らせたとある。

ここからは、肥君と海洋との結びつきの強さが察せられる。また一説には、肥君の本拠地は船の材料となるクヌの産地でもあり、そのことが内海進出の一因となつたともいわれている(井上一九七〇b)。

肥君と海上交通との関係は、宇土地域の古墳の壁面からもうかがうことができる。仮又古墳や不知火塚原一号墳、桂原一号・二号墳、あるいは宇土城石垣に使われている横穴式石室の石材には、船の絵が描かれている。それらの絵は、船の構造を熟知したうえで描かれたものと思われる。もともと宇土は、六世紀に八代郡肥伊郷へ移る以前の肥君の本拠である。

つた(井上一九七〇a)。



第5図 石室の壁画(1仮又古墳・2不知火塚原
1号墳・3宇土城石垣の古墳石材)

六、菊池川流域の水上交通と肥君の進出

ここまでみてきたように、肥君は水上・陸上交通を巧みに利用し、その勢力を拡大していった。従来注目されてきた肥君の進出地は、肥後から有明海を越えた肥前、さらに磐井の乱後は筑紫であった。また、肥後の中でも北部へと勢力を伸ばしていくと推測できる。

そこで、肥君の動きをさらに深く探るため、当時使われていたであろう交通路を復原していく。『書紀』には景行天皇の征西説話があり、そこに記されているルートは実際に使われていた交通路をある程度反映したものと考えられている。肥後に関連して注目されるのは景行天皇十八年三月以降であり、まず夷守(日向国夷守駅付近か)に行幸している。そこか

重要な拠点となる津に関する史料を挙げておく。推古紀十七年(六〇九)夏四月庚子条に「筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣・惠淵為首十人、俗七十五人、泊于肥後國草北津」とあり、草北津が古くから津として利用されてきたものと考えられる。肥君の本拠地に近く、彼らによつて利用され発達したこととも推測できるだろう。

また、『和名類聚抄』によれば肥後國飽田郡に「水門郷」があり、綠川河口に港があつたことが想定されている。これは有明海へ向かう重要な港であり、周辺には肥君に掌握される海人集団が存在していたと考えられている(瓜生二〇〇九)。先述したように、飽田郡は春日部屯倉や建部などが置かれた大和朝廷の重要拠点であり、その居住者たちを筑前国や薩摩国へ入植させている。水上交通に長けた肥君は、大和朝廷と抗争しながら版団を広げていった。その進出の速度は、律令国家にとつても脅威であったに違いない。

ら四月には熊県（肥後国球磨郡）に入り、さらに海路をとつて葦北（芦北郡）の小島に到着。五月には船で火国に入つたとある。この時、遙か岸の方に見える火を目指して船を進め、八代豊村に着いたのであるが、火の出所は不明であり、人が燃やしている火ではないことが分かったといふ。いわゆる不知火であり、これこそが火国といふ名の由来とされている。そして、六月には高米県（肥前国高米郡）から玉杵名邑（肥後国玉名郡）へ渡海している。そこから阿蘇国に至り、七月には筑紫後国の御木（筑後国三毛郡）に到着している。

この一連のルートから、火国における大化前代の交通は、八代海・有明海の舟運を中心としたものと考えられている（木下一九七九）。他方、日向国諸県郡の夷守から肥後国球磨郡の熊県に至るまでの道と、そこから球磨川沿いに葦北に下る道の存在も想定されている（井上一九七〇）。すなわち、海路・陸路ともに、実際の交通路を反映している可能性が存在するのである。そうであるならば、従来あまり注目されてこなかつた玉杵名邑（玉名郡）から阿蘇国（阿蘇郡）への道も想定してよいのではないだろうか。

ただし、この道に関する記事は「自高來県、度玉杵名邑」時殺其處之土蜘蛛津頬焉丙子、到阿蘇國」とあるのみで、具体的な行程が省略されている。そのため、実際にはどのようなルートが存在していたのか明確ではない。本稿では文献史料や考古資料、地名・地形を総合して考えることにより、合制の官道が通る以前に使われていたであろう交通路の復原を試みてみたい。

景行天皇紀では高來県から有明海を横断して玉杵名邑へ至つてゐるが、玉名の中でも特に長渚浜（現在の長洲町に比定）に船を停泊

させたことが肥後国風土記逸文にみえる（+）。また、そこから阿蘇郡へ行幸したことも記されている（+）。玉名の長渚浜からの行程は記されていないが、一つの可能性として菊池川を遡るルートが想定できるだろう。

玉名から菊池川を遡ると山鹿へ至るが、菊池川に沿つたそれらの地域には特徴的な古墳文化が展開している。なかでも、江田船山古墳が代表的であるが、そこから出土した大刀の銘文から、この地域の豪族が大和朝廷と強い結びつきをもつっていたことが分かる。そして、そこからさらに菊池川を遡ると、山鹿地域へ出る。山鹿は装饰古墳が多数分布する地域であり、チブサン古墳・オブサン古墳や鍋田横穴墓群などが所在している。そして、ここから菊池川を遡ることで菊池へ抜けることができる。玉名・山鹿



第6図 山鹿郡・菊池郡と車路

からうかがうことができる。

先述したように、玉名地域では大規模な製鉄が行わっており、江田船山古墳の大刀銘又から判明したように、早くから大和朝廷と結びついて勢力を誇る有力豪族が存在していた。さらに、五世紀後半くらいまで、菊池川下流域から畿内へ阿蘇石製の舟形石棺を盛んに搬出していたことが分かっている(菊池市教育委員会一〇〇二)。この時期まで玉名は大きな勢力を誇っており、菊池川の河川交通もかなりの規模で使用されていたと考えられるのである。菊池川下流域のこうした状況は、大和朝廷とのつながりによるものと推定できる。

この地域から舟形石棺を畿内へ輸送し、それが大王墓などに使用されていたことはもちろん、この地域と大和朝廷との密接な関係を示すものといえるだろう。それに加え、前掲の景行天皇の遠征記事では、玉名の土蜘蛛すなわち朝廷の支配下に入っていた豪族たちを征圧している。この記事が史実である保証はないが、少なくとも五世紀には玉名地域の豪族が朝廷に仕えていたことは先にもみた通りである。

ところが、五世紀末になると、畿内への石棺の搬出は宇土平島にとつて代わられる(高木恭二二〇〇二)。これは、菊池川下流域の豪族と大和朝廷との結合が、相対的に弱まつたことを示している。それとは逆に石棺の搬出が顕著となる宇土地方は、六世紀初頭まで肥君の本拠があつたとされる地域である(井上一九七〇a)。したがつて、五世紀末にこの地域から畿内へ石棺を搬出するようになるのは、肥君が大和朝廷との結びつきを強めた結果とも考えられる。また、菊池川下流域では前方後円墳も六世紀に消滅するとされており、この地域の勢力が減退していったことが推測されている(高

木正文一〇〇二)。あたかも大和朝廷とのつながりが弱まっていくのと比例するかのように、勢力が減退するのである。五世紀末以降、菊池川下流域の豪族は朝廷とのつながりを保てなくなり、徐々に後退していくたと考えられる。そして、そのような変化を見計らったかのよう、菊池川流域へと進出していったのが肥君であつたといえるのではないだろうか。

先述したように、五世紀末以降に宇土地方は畿内との結合を強めていく。また、肥君が宇土から八代へと移った六世紀以降、水川の三角州に位置する野津古墳群が発展を遂げる。菊池川下流域の情勢とは逆に、肥君はこの時期を一つの両期として本拠地を移転・拡大していくのである。そうした動きと重なるように、菊池川流域の山鹿・菊池地域の古墳は隆盛していく。肥君が海上交通を利用して勢力を拡大していくことはすでに述べたが、有明海を活動拠点とする彼らが菊池川を遡つて山鹿・菊池地方へと流入したことは十分に想定できる。菊池川下流域の勢力弱体化を敏感に捉え、菊池川を週上して菊池平野へ進出した可能性があるのでないだろうか。

七、菊池川流域の陸上交通と筑紫火薬

菊池川の河川交通は諸豪族の發展と衰退を促したと考えられるが、鞠智城誕生に至る歴史を語るうえでは陸上交通の検討も欠かさことができない。冒頭で述べたように、鞠智城の付近を車路という古代官道が通過していた。この車路は鞠智城の他、諸郡家や国府のあたりを通過することから、七世紀後半に整備されたものと考えられるが、その前身となる交通路が存在していた可能性はある。特に、筑後と山鹿・菊池とを結ぶ道路は車路以前から使用されていたので

はないかと考えられる。ここで
は、考古学的成果から筑後と菊
池を結ぶ交通路について考えて
みたい。令制下でいうところの
玉名郡・山鹿郡・菊池郡あたり
では、古墳から石人あるいは
様々な石製表飾が発見されてい
る。そうした遺物や古墳の規模
から、それらの地域と筑後地方との関係をみていく（熊本県教

育委員会一九八四）。

まず、古代の玉名郡にあたる荒尾市では、六世紀初の前方後円墳
である三ノ宮古墳において石人が確認されている。（これは阿蘇凝灰
岩で掘られており、背・短甲姿をしている。そして、部分的に丹が
塗られている。地理的にみて筑後と肥後との境に接近するため、菊
池川流域や熊本県南部の石人よりも、筑後の石神山古墳や石人山古
墳のものに近い特徴を持つている。そして、江田船山古墳を含む清
原古墳群からも石人が発見されている。かつては江田船山古墳に立
つていたと考えられていたが、その後の調査により、接近する京塚
古墳のものであった可能性が指摘されるようになつた（松本一九九
一）。京塚古墳は、江田船山古墳に先行する五世紀中葉前後の円墳で
ある。

次に山鹿郡であるが、山鹿市の臼塚古墳の石人は福岡県八女市岩
戸山古墳の石人と同様に鞍を背負っており、胸には短甲を着けた武
人である。頭を失っているが、胴体はチブサン古墳の石人と同じヤ
ツコダコ型をしている。そのチブサン古墳の石人は、前方後円墳の



第7図 木柑子高塚古墳の石人

後円部と前方部のつなぎ目に立ち、甲冑の表現はないとされる。

そして菊池郡では、これまで木柑子フタツカサン古墳に置かれて
いる石人が注目されてきた。この古墳は六世紀前半頃の前方後円墳
であり、二重の周溝を廻らしている。問題となる石人は、岩戸山古
墳と同様、指先まで表現されているのが特徴である。また、県北で
初例となる蓋（きぬがさ）形の石製表飾も出土している。このよう
な木柑子フタツカサン古墳は、菊池平野において注目すべき数少な
い古墳の一つとされてきた。ところが、平成九年度調査では木柑子
高塚古墳から多数の石人が出土し、菊池平野の古墳時代を見直す契
機となつた（熊本県教育委員会一〇〇二）。木柑子高塚古墳は、周溝
をもつ六世紀後半の前方後円墳である。そこから出土した石人は文
人と思われる人物や童をかかえた女性、妊婦などの形をしており、
祭祀を表現する可能性がある菊池市教育委員会一〇〇二。この他、
鞠智城に接近する製笠丸高塚古墳にも石製品がみられ、これは近く
の製笠丸山古墳に立てられていた石人・石馬を転用したものとさ
れている（松本一九九二）。

こうした石製表飾（石人・石馬等の総称）の変遷は、大きく三期
に区分される（柳沢一九九二）。まず一期（五世紀初頭～中葉）は、
短甲や甲冑形石製品のみで構成されている。それらは被葬者を守る
目的で置かれ、防御と示威を表現している。次に二期（五世紀中葉
～六世紀前葉）は、短甲・甲冑形の他に椅子形・家形・舟形・蓋形・
石見型盾形などが加わる。この時期、前述の清原古墳群などで石製
表飾がみられるようになる。そして三期（六世紀前葉～後葉）には、
筑紫国造幣井の墓に比定される岩戸山古墳において八十体以上の石
製表飾が製作される。それらは形象埴輪が表示してきた首長靈繼承

儀礼祭式を石製品に置き換えたものと考えられている（菊池市教育委員会二〇〇二）。この時期、肥後北部の菊池川流域では人物形が多くみられ、肥君の墓に比定される野津古墳群など肥後南部では蓋形・石見型盾などが多く認められる。大まかにみれば、辭邪目的として武具・武人の形をとるものから、形象埴輪に代わって祭祀を表現するものへと変化したこととなるだろう。菊池平野の木柑子フタツカサン古墳や木柑子高塚古墳は後者に分類され、岩戸山古墳の石製表飾の意味合いを忠実に継承したものとされている（菊池市教育委員会二〇〇二）。

このように、菊池平野の古墳にみられる石製表飾は六世紀の岩戸山古墳と類似するものであり、筑紫君との親和性を物語るものと捉えられている。古墳の規模も、玉名平野や山鹿盆地の前方後円墳が六世紀の早い段階で消滅するのに対し、菊池平野ではむしろ六世紀に大型化している。したがって、菊池平野において首長が勢力を拡大させたのは六世紀になってからであり、その背景には大和朝廷との結びつきを強めたこと（高木二〇〇一）や、筑紫君との関係を深めたこと（菊池市教育委員会二〇〇二）などが想定されている。六世紀以降に菊池平野で勢力を増し、筑紫君との強い親和性を有するこの豪族はいったい何なのであろうか。

前掲の『筑後國風土記』において筑紫君と肥君が筑前・筑後の境界の神について共に占たとされることから分かるように、両者は密接な関係を有していた。また、筑紫君と肥君との婚姻によって生れた「筑紫火君」の存在も、彼らが婚姻を介してつながりについたことを示している。繼体紀によれば、筑紫国造磐井は火・農地城に勢力を及ぼしていたということであった。これはおそらく、筑紫

君が肥君と同盟を結んでいたことによるものであろう。筑紫君の本拠地である八女から少し南下すると山鹿に到達する。そのため、筑紫君との結びつきを深めた肥君が山鹿や菊池に広がつていったと考えることは、地理的にみても納得のいくことである。

従来、肥君が筑紫君と密接な関係をもちながら、六世紀前半の磐井の乱後も没落することなく、逆に勢力を拡大していくことが問題視してきた。磐井が火・農に勢力を及ぼしていたことから、肥君は磐井と結んでいたため、乱後に大和朝廷との関係が悪化したとする見方もある。なかには、乱後に中央との関係が薄くなつた菊池川流域の勢力こそ、磐井と結んだ「火」の豪族たちであったのではないかという見解も出されている（瓜生二〇〇九）。しかし、菊池平野の勢力はむしろ六世紀に拡大しており、磐井の本拠地であった八女地域との結びつきも強まる。そのため、磐井の乱により菊池川流域の勢力が後退したということはできず、肥君についても六世紀に形成される野津古墳群やその後の九州北部への進出から考えて、勢力を弱めたとはできない。肥君の本拠地であった宇土地方が石棺の輸送を通じて大和朝廷とのつながりを強めることや、筑紫火君が朝廷によつて「津路要害之地」へ派遣されていることから、肥君や筑紫火君は朝廷との良好な関係を築いていたと考えられる。

從来言われてきたように、鞠智城の立地は菊池川と密接に結びつくものであつた。鞠智城跡の貯水池付近にある木組遺構には、筏を

組む時にあけた穴のある木材も使用されており、菊池川の水運を利
用して木材を運んだことが確認されている（熊本県教育委員会二〇
一二）。また、鞠智城には菊池川流域の生産地を背後から守る役割
も期待されていたという（佐藤二〇〇九）。菊池川のもの意味の大
きさは、その流域に広がる古墳や製鉄遺跡などからもみてとれる。

こうした菊池川の河川交通によって、肥君のような有力豪族が菊
池平野へと入っていくことが可能であったと思われる。元来、肥君
は水上交通を利用して勢力を拡大する傾向が強かつた。周辺の諸豪
族が大和朝廷と結びついて勢力を強めるなかで、肥君もその間隙を
縫うように勢力拠点を広げていったのである。

菊池川流域は肥君の勢力が流入する以前から、日置氏によつてお
さえられていた重要な地域であった。日置氏の拠点である玉名周辺
はすでに開発が進んでおり、日置氏を配下に組み入れた大和朝廷の
力も及んでいた。ところが、菊池平野一帯は、まだ有力な豪族が根
付いていない地域であったと考えられる。そこで、肥君は他の豪族
や大和朝廷の支配が及んでいなかつた菊池平野に進出し、徐々に勢
力を広げていったのである。先にも述べたように、肥君は有明海の
水上交通を最大限に利用して、令制国でいうところの肥前まで勢力
を伸ばしていた。彼らは海上の移動に長けた豪族なのであり、その
延長に菊池川の河川交通もあつたと考えられる。肥君は本来的に得
意とする水上交通を利用して菊池川を通り、未開発の菊池平野へと
入りこんでいったのである。

ただし、肥君は単独で菊池平野に根付いたのではなかつたらしい。
山鹿から北へ抜けたあたりに広がる、八女地方の筑紫君と結びつき
を強めたことはすでに述べた通りである。従来の研究では、彼らが

つながつていった経緯として、磐井の乱による筑紫君の弱体化と肥
君の北上が挙げられることが多い。しかし、菊池平野における
石製表飾の分布から、筑紫君の文化が南へ広がつたとみることも可
能である。もともと同盟関係にあった筑紫君と肥君が、婚姻を通じ
て勢力を増していく、菊池平野まで含みこむものとなつたと考えら
れる。そうした動きが生じたことにより、山鹿と八女の間の交通
は以前にも増して頻繁になり、車路の源流となるような交通路が出
現したのではないだろうか。

上述のように、肥君が菊池川を遡つて菊池平野へと流入したこと
により、山鹿盆地から菊池平野にかけての交通路の開発が進んだ。
さらに、肥君が八女地方の筑紫君と結びつきを強めたことによつて、
八女方面へと抜ける道が頻繁に利用されるようになつた。こうして、
八女ー山鹿ー菊池を結ぶ道が開発され、重要性を増していくと考
えられる。

この交通路は、大宰府から鞠智城へ向かう車路に踏襲されている。
鞠智城の立地を考えるうえで、大宰府と陸路でつながつてゐること
の意味は大きい。すでに利用されていた八女ー山鹿ー菊池間の交通
路が車路に踏襲され、大宰府と各地の山城を結ぶ幹線道路として機能
することとなつたのである。そのように考えた時、やはり鞠智城
の立地は交通路と深く関わつてゐたことに注目しなければならない。
鞠智城の築城にあたつては、築後方面や阿蘇、さらには豊前へと抜
ける交通路が注目されたと考えられる。古くから利用されてきた交
通路の存在は、山城の建設地を選定するうえで大きな要因となつた
であろう。

以上のような立地条件に加えて、菊池平野に蟠踞した筑紫火君と

の関係も、山城築造を推し進めるうえでの重要な前提となつたであろう。すでに述べたように、欽明朝において百濟王子を本国へ護送させた際、筑紫火君を派遣して「津路要害之地」を守らせたとある。

この記事からは、筑紫火君が大和朝廷の命を受けて任務を遂行していることが分かる。彼らは朝廷の支配に従うことによつて、その勢力を保持しようとしていたのである。これを朝廷の側からみるならば、菊池平野一帯は朝廷と良好な関係を築いている筑紫火君の本拠であり、朝廷の政治的拠点を置くうえで他の地域に比べて好都合であつたということになる。鞠智城の立地には、朝廷と地方豪族との関係性も大きく影響していた。さらには、そのような前提があつてこそ、山城を築くことができたと考えられるのである。

ここまで、鞠智城が菊池平野を見下す台地に築かれた背景とし、肥君による菊池一山鹿一八女間の交通路の開発や、筑紫と結んで筑紫火君となつた彼らと朝廷との結びつきが挙げられることを述べてきた。もちろん、山城の築造や運営において、菊池川の果たす役割は大きかつたと思われる。ただし、あえて菊池の地が選ばれた理由はそれのみでなく、陸上交通の存在もあつたと考えられる。

大宰府や基肄城から鞠智城を経由して諸郡家・国府を連絡する車路は、7世紀後半に一から開削した道ではなかつた可能性が高い。既存の交通路があれば、それを利用した方が効率よい。また、地形の面から利用されている道を踏襲せざるをえない面も多かつたはずである。結果的に、大宰府方面からの陸路を通つたどりついた先にある菊池平野は、他の政治的・軍事的拠点との連絡を考えても山城の設置に最適な地であったといえるだろう。

おわりに

白村江の敗戦を機に築造された朝鮮式山城の研究は、発掘調査の進展や文献史料の解説によつて日々めまぐるしく進歩している。そうした研究のなかで、その立地に関しては防御施設としての地理的な側面ばかりが検討対象とされてきたようだ。しかし、山城の築造にあたつては、その地に勢力を張る豪族と朝廷との関係性が大きく影響していたと考えられ、築造以前のその土地の歴史を考えなければならない。

このことは、国府の変遷をたどる研究において、すでに検討されてきたことである。当初の国府は託麻郡に置かれたが、それは肥君の勢力が根付く肥後南部へ入りこむことが困難であったためとされている。鞠智城に関しては、朝廷と対立する豪族の居住地に築造することは叶わなかつたであろう。

鞠智城は空白地帯に突如として置かれたのではなかつた。菊池平野に大和朝廷と関係の深い豪族が出現したことが、築城の大前提となつたのである。そして、その過程で発達した水上・陸上交通の存在も、鞠智城を設置するうえでの重要なファクターであつたことを忘れてはならない。鞠智城は、諸豪族の榮枯盛衰の歴史を経て誕生した古代山城であつた。

注

- (一) ここで検討する肥君は、律令制施行以前の史料では「火君」、令制以後は「肥君」と表記されることが多い。本稿では便宜上「肥君」と統一して表記することとしたので、「了承願いたい」。

(11) 吉田東伍『大日本地名辞書』(1970年)

(11) 春日部屯倉の候補地には託麻郡三宅郷もあるが、ここでは飽田郡とする。

説(井上一九七〇a)をとる。春日部屯倉は、安閑天皇の后妃である春

日山田皇女の名を後世に残すために置かれた。『和名類聚抄』には肥

田郡に私部郷があり、これは敏達紀に大后的部民として置かれたことが

みえる「私部」にあたる。「まり、後の名をつけた春日部が普通名詞で

ある私部に改称されたのである。

(四) 刑部は允恭紀二年(月己酉条に「立忍坂大姫為皇后」。是日、為

「皇后定刑部」とあり、允恭天皇の皇后の名代部であった。

(五) 万葉集卷第五、八八六一八九一詞書

(六) 「大日本古文書」一、二二九。以後、「大日本古文書」は大日古と略す。

(七) 畜業者を父とするのは井上説(井上一九七〇a)、母とするのは瓜生説

(瓜生一九〇九)である。

(八) この他、平安期にも肥君五百廢が親世寺と関係を持ちつゝ塩生産。

(九) 前田家本『新日本紀』卷五、筑紫源条所引。

(十) 『続日本紀』文武紀六年六月庚辰条には、「肥末比完、久光、波豆、衣許

僧衣君県、助僧衣君弓自美、又肝衛羅波、從肥人等、持兵劍、却

筑紫國使刑部真木等」とあり、隼人の首長たちが薩摩へ移住せら

れた「肥人」を從えて蜂起したと考えられている(志方一九六三)。

実際には、両者の境界は曖昧であったとも考えうる。

(十一) 前田家本『新日本紀』卷十六、多講条所引。本文の解釈は新編日本

古典文学全集5『風土記』(小学館、一九九七年)を参照。なお、景

行天皇が玉名郡長渚浜の行宮から肥前国高来郡の山を眺めた話が『肥

前国風土記』高来郡条にある。

(十二) 「阿蘇家文書 下」第十三「阿蘇社祭条」条所引。

参考文献

井上薰 一九五四 「官城十二門の門号とその変遷」『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九六一年、初出一九五四年)

井上辰雄 一九七〇a 「火の国」(学生社、一九七〇年)

井上辰雄 一九七〇b 「筑・豐・肥の豪族と大和朝廷」(鏡山猛・田村潤一著編『古代の日本』3九州、角川書店、一九七〇年)

井上辰雄 一九七八 「日置部の研究」『古代王權と宗教的部民』柏書房、一九八〇年、初出一九七八年)

井上辰雄 一九七八 「日奉(祀)部の研究」(『古代王權と宗教的部民』柏書房、一九八〇年、初出一九七八年)

柏書房、一九八〇年、初出一九七八年)

上田正昭 一九五九 「国県制の実態とその本質」『日本古代国家成立史の研究』青木書店、一九五九年、初出一九五九年)

瓜生秀文 一九〇九 「筑紫君磐井の乱後の大部九州」(『日本古代の思想と筑紫』権歌書房、一九〇九年)

大橋信彦 一九七九 「名代・子代の基礎的研究」(『日本古代の王權と氏族』吉川弘文館、一九九六年、初出一九七九年)

岡田精司 一九六二 「日奉部と神祇官先行官司」(『古代王權の祭祀と神話』権歌書房、一九七〇年、初出一九六二年)

乙益重隆 一九五五 「肥後に於ける平安以前銘の金石文」(『熊本史学』八、一九五五年)

菊池市教育委員会 一〇〇一 菊池市文化財調査報告「木棺子遺跡群」

木下良 一九七五 「肥後国府の変遷について」(『古代文化』二七・九、一九七五年)

- 史地理研究と都市研究(上)』大明堂、一九七八年
- 木下良一 一九七九 「肥後国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路IV』大明堂、一九七九年)
- 木下良一 一九九一 「古代官道の軍用的性格」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』四七、一九九一年)
- 木原武雄 一九七三 「肥後国府」(『大宰府管内国府の研究』日本学術振興会、一九八二年、初出一九七三年)
- 木本雅康 二〇一一 「大野城・基底城と車路について」(『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版、二〇一一年)
- 隈昭志 一九八七 「青銅製品からみた菊池川中流域」(岡崎敬先生追官記念論集『東アジアの考古と歴史』中、同朋舎出版、一九八七年)
- 熊本県教育委員会 一九八四 熊本県文化財調査報告第六十六集『熊本装飾古墳 総合報告書』
- 熊本県教育委員会 二〇〇一 熊本県文化財調査報告第一九八集『岩瀬・木棺子跡』
- 熊本県教育委員会 二〇一二 熊本県文化財調査報告第一七六集『鞠智城跡II』(『鞠智城跡第85-32次調査報告』)
- 坂本經亮 一九五三 「肥後時代の鉄」(『熊本史学』四、一九五三年)
- 佐藤信 二〇〇九 「古代史からみた鞠智城」(『鞠智城東京シンポジウム』古代山城・鞠智城を考える)二〇〇九年)
- 志方正和 一九六三 「西南辺境よりみた律合国家」(『芸芸』十四、一、一九六三年)
- 高木恭一 一〇〇一 「熊本の古墳からみた船山古墳」(玉名歴史研究会編『東アジアと江田船山古墳』雄山閣、一〇〇一年)
- 高木正文 一〇〇一 「菊池川流域の装飾古墳」(玉名歴史研究会編『東アジアと江田船山古墳』雄山閣、一〇〇一年)
- 辻邊哲夫 一九五六 「五名郡倉址と推定される肥後立願寺の遺構」(『熊本史学』十、一九五六年)
- 鶴嶋俊彦 一九九七 「古代肥後の交通路についての考察」(『駒沢大学大學院地理学研究』九、一九七九年)
- 鶴嶋俊彦 一九九七 「肥後国北部の古代官道」(『古代交通研究』七、一九九七年)
- 鶴嶋俊彦 二〇一一 「古代官道車路と鞠智城」(『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版、二〇一一年)
- 直木孝次郎 一九六七 「鞠負」(『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、一九六八年、初出一九六七年)
- 永山修一 一九八九 「隼人の戦いと国郡制」(『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九年、初出一九八九年)
- 日野尚志 一九九六 「西海道」(木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館、一九九六年)
- 平野流香 一九三二 「奈良朝前後の熊本」(『熊本市史』第三章、一九三二年)
- 前川明久 一九七六 「古代の近江と大上建部氏」(『日本古代氏族と王權の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九七六年)
- 松本健郎 一九八〇 「日置墳墓」考(『鏡山先生古稀記念論叢』一九八〇年)
- 松本健郎 一九九一 「石人・石馬と装飾古墳(三) 火(肥)地域」(『古代を考える 鶴井の岳』吉川弘文館、一九九一年)
- 松本雅明 一九五八 「益城国府考」(松本雅明著作集(3)『肥後の国府と古代寺院址の研究』弘生書林、一九八七年、初出一九五八年)

- 松本雅明 一九六二 「淨水寺の四碑」（松本雅明著作集（3）『肥後の国府と古代寺院址の研究』弘生書林、一九八七年、初出一九六二年）
- 松本雅明 一九六四 「菊池地方の古瓦出土地」（松本雅明著作集（3）『肥後の国府と古代寺院址の研究』弘生書林、一九八七年、初出一九六四年）
- 松本雅明 一九六五 「古代肥後の復元」（松本雅明著作集（3）『肥後の国府と古代寺院址の研究』弘生書林、一九八七年、初出一九六五年）
- 松本雅明 一九七五 「飽田国府」（松本雅明著作集（3）『肥後の国府と古代寺院址の研究』弘生書林、一九八七年、初出一九七五年）
- 松本雅明 一九八七 「肥後の国府」（松本雅明著作集（3）『肥後の国府と古代寺院址の研究』弘生書林、一九八七年）
- 森公章 一九九六 「郡司補任請願文書とトネリ等の郡領就任」（『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九六年）
- 柳沢一男 一九九二 「石人石馬」（石野博信・岩崎卓也・河上邦彦・白右太一郎編『古墳時代の研究』第九卷『古墳III 墓輪・雄山閣出版、一九九二年）

挿図出典

- 第一回 鶴嶋二〇二一
第三回 井上辰雄 一九七〇b
第五回 井上辰雄 一九七〇a
第六回 熊本県教育委員会 一〇〇一

平成二十四年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と古代社会

第一号

発行年月日 平成二十五(二〇一三)年三月一日

編集・発行 熊本県教育委員会

〒八六二一八六〇九

熊本県中央区水前寺六丁目十八番一號

電話 〇九六一三八三一一一一(代表)

正誤表

訂正箇所	誤	正
P28 上段 25 行目	七四〇(天平十二)年	七四一(天平十三)年
P38 上段 15 行目	七四〇年以降	七四一年以降
P39 上段 23 行目	七四〇年の	七四一年の

この電子書籍は、鞠智城と古代社会 第1号を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：鞠智城と古代社会 第1号

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦2022年7月1日